

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

開会 令和2年3月13日

閉会 令和2年3月23日

寒 川 町 議 会

出席委員 杉崎委員長、佐藤（正）副委員長
青木委員、岸本委員、太田委員
関口議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、大澤教育長
新藤議会事務局長、亀井議会事務局次長、鈴木主査、長瀬主査
深澤企画部長、高橋企画政策課長、米山主幹、三橋主幹、石黒副主幹、尾畑副主幹、
佐野主査
菊地財政課長、大平副主幹、吉田主査、丹内主査
青木広報戦略課長、村瀬専任主幹、木下副主幹、吉田副主幹、渡邊主査、木内主査
野崎総務部長、三橋総務課長、高木専任主幹（兼）寒川文書館長、芝崎主幹、高橋主査、
三澤主査
関根施設再編課長、赤井副主幹、杉崎副主幹
大八木税務課長、中澤主幹、池田副主幹、鳥海副主幹
石川収納課長、瀬戸副主幹、吉野副主幹
中島町民部長、池田協働文化推進課長、越原主査、山本主査、奥谷主査
徳江町民安全課長、青木副主幹、工藤副主幹
芹澤町民窓口課長、岡野副主幹、袴田主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第10号 令和2年度寒川町一般会計予算
2. 議案第11号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第12号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第13号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第14号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和2年3月13日
午前9時00分 開会

【関口議長】 それでは皆様、おはようございます。皆さん、けさの体温はいかがでしたか、大丈夫ですか。ともかくなかなか思うように終息しませんけれども、どうか自分自身の健康管理と工程管理のほうはしっかりとやっておいていただきたいなと思いますので、世の中だんだん活発でない状況になっていますけれども、どうかその中でもしっかりと一つ一つ対応してまいりたいなと思いますので、よろしくお願いします。

また昨日、局長のほうから12日の対策会議の状況がタブレットでもって皆さんにお示しになっておりますので、どうかその辺もしっかりと押さえていただいて、行政の情報も押さえていただきながら、自

分自身の行動もよろしくお願ひしたいなと思ひますので。また、いろいろな形で情報があつ次第、局長通じてタブレットのほうに反映させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより予算特別委員会を開会いたします。本日から23日にかけて予算特別委員会が開催される運びになりますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

本特別委員会の設置につきましては、本会議におきまして、5名の委員を選出いたしておりますので、ご審査のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで予算審査を進めるに当たりまして、まず委員長をお決め願ふことになります。委員長の選出に当たりましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が委員長の互選を行わせるとあります。また第2項で、互選に關しての推進役は年長委員が当たると規定されております。今回、予算特別委員会の構成メンバーの中での年長委員は青木博委員ということになります。恐れ入りますが、青木委員に座長をお務めいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速でございますが、青木委員、こちらの座長の席に着いていただいて進行のほうをお願ひしたいと思ひます。

(青木博委員、座長席へ移動)

【青木座長】　ただいま議長よりご指名がございましたので、委員長の選任までしばらく座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速委員長の互選に入りたいと思ひます。互選の方法につきましては、推選と投票の2つの方法がございますが、いかがいたしましょうか。

(「推選」の声あり)

【青木座長】　ただいま推選というお声がございましたが、推選ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【青木座長】　異議なしという声がありましたので、委員の皆さんから委員の推選をいただきたいと思ひます。

佐藤委員。

【佐藤(正)委員】　杉崎委員がよろしいかと思ひます。推選します。

【青木座長】　ほかにございますでしょうか。委員長は杉崎委員という声がかかりましたので、委員長職を杉崎委員にお願ひするということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【青木座長】　それでは、杉崎委員長、こちらの委員長席のほうにお移りください。

私は、これにて座長の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(杉崎隆之委員、委員長席へ移動)

【杉崎委員長】　ただいまご推薦をいただきまして、予算特別委員会の委員長という大役を仰せつかることになりました。本日から5日間にわたり令和2年度各予算審査の進行役を務めさせていただくわけでございますが、何とぞ委員各位のご協力をよろしくお願ひを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。5日間どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず委員長としての最初の務めでございます副委員長の選任でございますが、いかがいたしましょうか。

（「委員長一任」の声あり）

【杉崎委員長】 ただいま、委員長一任という声がありましたので、僭越でございますけれども、私のほうからご指名させていただきたいと思います。副委員長には、佐藤正憲委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉崎委員長】 よろしいですか。それでは、佐藤正憲委員をお願いしたいと思います。早速、副委員長席をお願いいたします。

（佐藤正憲委員、副委員長席へ移動）

【杉崎委員長】 それでは、副委員長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 副委員長にご指名いただきました佐藤正憲でございます。予算委員会を円滑に進められるように委員長をサポートしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 ここで打ち合わせのため、若干暫時休憩させていただきます。それでは、再開は9時15分より再開いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これより審査を進めてまいります。

過日、初日の本会議におきまして本委員会に付託されました案件は、議案第10号 令和2年度寒川町一般会計予算、議案第11号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計予算及び議案第14号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計予算の5議案であります。

なお、審査に当たりましては、一括して審査を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、審査の進め方でありまして、タブレットにあります予算特別委員会審査日程表案のとおり、議会事務局を皮切りに各課等の審査を行い、3月23日の最終日におきましては総括質疑及び討論、採決という日程で順次進めてまいりたいと思いますが、この進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉崎委員長】 ご異議がないようでありますので、日程表のとおり進めさせていただきたいと思います。

それでは、審査に先立ちまして、町長より一言ご挨拶を申し述べたいという申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

町長が入室されるまで暫時休憩といたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

それでは、町長、ご挨拶をお願いいたします。

木村町長。

【木村町長】 皆さん、おはようございます。ただいま、委員長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

なかなか見えないマスク姿で、声もこもっているからお聞きづらいと思いますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。マスクしているとなかなか顔がよく見えませんが、本人でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは一昨日、世界保健機構のほうから今回の新型コロナウイルスがパンデミックということで、世界的な流行という表明をされました。それを機にやはり各国、国内だけでなく海外でもさまざまな対応措置をとっているところでございますけれども、町でもさまざまな行事等の中止、あるいは延期・縮小、また施設の利用休止など措置を講じております。

議員の皆様をはじめ、町民の方々からも非常に多大なるご理解、ご協力を賜っております。この場をおかりして、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

感染拡大防止に向けた対応等に追われる中、本日から予算特別委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。過日の施政方針の中でも触れさせていただきましたが、令和2年度は町制施行80周年という節目の年でもございまして、町民としての誇りや郷土愛を深めるよい機会ともなります。地域主体、住民協働によるまちづくりは、私の町政運営の基本姿勢でもございます。この節目を機に、さらに尽力するとともに、将来世代によりよい形で町を引き継ぐということが私に課せられた分だと思っております。事業も選択と集中という中で進め、持続可能なまちづくりを進めていきたいと思っております。

こうしたことから、令和2年度の予算につきましても、行政として対応すべき課題を見きわめ、配分をいたしたところでございます。詳細につきましては、この後担当より説明がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

【杉崎委員長】 ありがとうございます。それでは、暫時休憩といたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

この後の進め方についてであります。今回の予算特別委員会も順次課ごとに説明を行い、関連する課等がある場合については、関連する課長等が同席の上、説明や質疑の応答をいたしますので、ご承知おきください。タブレットの審査次第の説明者欄に記載している課長等が同席します。

なお、委員の皆様方には当然活発な、また慎重かつ活発な質疑をしていただきたいというふうには思いますが、ご承知のとおり新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、質疑については簡潔明瞭にいただき、いろいろなさまざまな思いは述べたいところではあると思いますが、それはぜひ総括質疑、討論の中でしていただければと思っておりますので、効率よく審査を進めてまいりたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

決算書のページ等につきましては、タブレットにあります各課の予算特別委員会説明参考資料に記載がございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

次に、企画部長より予算の概要につきまして、説明をしたいと申し出がございましたので、企画部長

の申し出を許可します。

企画部長、入室のため、暫時休憩といたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、まず企画部長より、予算の概要について説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 皆様、おはようございます。ただいま委員長からお許しをいただきましたので、予算の概要につきまして、町長のご挨拶と重複する部分もございますけれども、ご説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。失礼ですが、着座にてさせていただきます。

まず、令和2年度の予算編成方針でございますが、国におきましては経済再生なくして財政健全化なしの基本方針を掲げ、経済財政運営と改革の基本方針2019で示された新経済財政再生計画の枠組みのもと、海外発の下方リスクが見られる中、デフレ脱却、経済再生の取り組みの強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要とされ、成長と分配の好循環を維持、継続させることが不可欠であるとされているところでございます。

よって直面する人口減少、少子高齢化という構造的課題について、第1期で根づいた地方創生の意識や取り組みを2020年以降も継続するため、現行の4つの基本目標と情報支援、人材支援、財政支援という地方創生版・三本の矢の支援の枠組みを基本的に維持し、地域の実情に応じ自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、所要額を計上することとしているところでございます。

また、県におきましては、歳入全体で大幅な減額となる見通しの中、歳出面では急速な高齢化や幼児教育・保育の無償化などによりまして、介護・医療・児童関係費が増額となる見込みであり、県財政は例年以上に厳しい状況にあることから、これまで以上にスクラップアンドビルドを徹底し、施策事業の見直しや廃止・休止を含め、真に必要な施策事業に財源を重点的に配分することとしているところでございます。

こうした国、県の状況のもと、本町の令和2年度予算編成に向けて、国県支出金の負担額や割合などの変動は、町の予算編成にも多大な影響を及ぼすため、その動向に注視しつつ、町総合計画さむかわ2020プラン後期基本計画及び第3次実施計画の最終年度であることを踏まえるとともに、令和3年度以降の計画期間とする次期総合計画を見据え、将来にわたり自立した健全財政の維持確保の観点からも、今後の町が進むべく方向性の礎となる予算であると認識をした上で、真に必要な取り組みを重点的に推進することといたしました。

このような認識のもと、令和2年度の予算編成基本方針につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づく取り組みの推進、歳入の確保の推進、さむかわ2020プラン最終年度を踏まえた取り組みの推進の3つの基本方針を掲げ、予算査定方針につきましては、第3次実施計画の確実な実行に向けた視点、将来にわたり自立した健全財政の維持確保の視点、施策内・施策間調整の取り組みの状況を尊重した視点といった3つの視点により予算編成を進めてきたところでございます。

次に、予算編成に当たっての課題、考え方といたしまして、本町の財政状況は歳入の大勢を占める町税収入では回復基調にある景気の波及効果が個人所得の伸びに影響し始めていることや、新築家屋の増

などを踏まえ、前年度当初予算との比較では増額が見込めるところではありますが、平成20年度決算では96億円を超えていた町税収入が、リーマンショックを引き金に平成21年度決算では86億円まで落ち込み、平成22年度決算から平成28年度の各決算は85億円台で推移してきましたが、平成29年度決算では86億円台に、平成30年度決算では87億円台と堅調に推移しておりますが、現在の新型コロナウイルスによる世界経済への影響が懸念されるなど、今後の景気動向によっては歳入全体の推移については注視が必要な状況でございます。

一方、歳出におきましては、義務的経費では近年の町債の償還が進み、プライマリーバランスの黒字化は堅持しているものの、扶助費においては、子どものための教育保育給付費や障害福祉サービス費などの増により右肩上がりの状況が続いており、近年の中では最も高い水準になる見込みの中、令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化などにより、令和2年度当初予算以降も増加傾向が続くことが予測され、自主財源として財政の弾力的運用を支える町税収入と義務的経費の差が縮まることで、依然として財政硬直化が懸念される状況でございます。

また、社会保障関係経費につきましては、障害福祉サービスの増や小児医療費助成及び子育て関連施策の拡充などのほか、高齢化の進行による介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金等が右肩上がりに増となる中、義務的経費を中心とする経常経費へ充当する経常一般財源収入の割合により、財政の弾力化を判断する経常収支比率は、平成23年度以降は常に90%を超え、高い水準で推移し、平成30年度決算では95%と高い割合になっております。

さらには、今後も視野に入れた場合、田端西地区の拠点整備では7年間で約28億円の財源確保が必要なことに加え、現在検討を進めております公共施設の更新費用など多額の予算が必要となってくることから、より一層の事業精査が必要な状況でございます。

こうした状況下においても、町総合計画第3次実施計画における財政計画の中で、令和2年度に位置づけていた事業の予算規模は160億1,300万円としておりましたが、実施時期の前倒しや事業スケジュールの見直しなどによりまして、令和2年度の配分調整額を150億5,394万2,000円と設定したところでございます。

結果といたしまして、令和2年度の一般会計総額は151億7,200万円で、前年度より10億8,000万円、率で申しますと7.7%の増としており、当初予算ベースでは過去最大の予算規模となっております。また、対前年度伸び率で比較いたしますと、県内市町村の中で最大の伸び率となっているところでございます。

予算編成における考え方といたしましては、令和2年度につきましては、本町は町制80周年という記念すべき節目の年であるとともに、将来においても持続可能な町となるべく、将来を担う子どもたちに負担を残さないよう健全財政を保ちつつ、先人たちが先見の明を持ち、これまで本町を支えてきた企業誘致に取り組んできた時代を第1ステージと捉えますと、現在は人口減少社会の中で生き残りをかけた時代の過渡期、新たな局面を迎えているところであるため、本町としても多様化する町民ニーズを的確に捉えながら、選ばれる町として新たな価値の創出に向け、果敢にチャレンジしていくことが必要であることから、積極予算を編成したところでございます。

予算の具体的な内容につきましては、この後、各課等により詳細な説明をさせていただきますので、

私からの説明は省かせていただきますが、令和2年度予算の概要の3ページから5ページを中心に大きな増額要因のみ申し上げます。

3ページから5ページになります。まず歳入でございます。町の財源の大層をなし、自主財源として財政の弾力的な運用を支える町税でございますが、町税全体で86億円とし、対前年度比で2億円、2.4%の増としております。また、対前年度比伸び率で比較いたしますと、予算総額と同様、県内市町村の中で最大の伸び率となっております。

個々の税目の変動等につきましては、予算の概要の内容でご確認いただければと存じますが、町税の予算計上に係る考え方についてご説明申し上げます。

平成20年の秋に発生いたしましたリーマンショックに端を発する世界規模の金融危機により先行き不透明の中、平成21年度の財政調整基金も約7億円しかない状況を踏まえ、財政の立て直しを図るため、平成22年度より緊急財政対策を実施したところでありますが、町総合計画の基本構想に位置づけた将来都市構造の1つである産業集積拠点である田端西地区のまちづくりが控えており、また町民ニーズに即した施策事業の実施が求められるなど、非常に厳しい局面で、平成24年度からスタートする町総合計画さむかわ2020プラン後期基本計画の策定を進める必要がございました。

このような状況の中で、効率的かつ効果的な施策事業の実施を担保するためには、事務事業の選択と集中のもと、財政的な裏づけとして計画段階から配分調整額を定め、長期財政推計に基づく財政計画をあわせて策定したところでございます。

このような財政計画を策定するに当たりましては、着実な事務事業の実施に向けた歳入の確保といった観点から、歳入の大層をなす町税についても、確実な収入といった視点に立ち予算計上しており、町総合計画後期基本計画の計画期間である平成24年度から平成30年度までの間の7年間における町税の予算対決算の平均率は104.3%となりました。

こうしたことによりまして、着実な施策事業実施の財源確保が図られるとともに、国等の政策変動などに伴う緊急的対応にも取り組む財源を確保しつつ、結果として繰り越しとなった原資は財政調整基金に積み立て今後控える大型事業の原資とするなど、将来を見通した財政運営を進めたことで、現在の財政調整基金については、平成21年度の約7億円から23億を超える額となり、一般会計総額の1割とされる積立金を大きく上回っている状況でございます。

しかしながら、前段でご説明申し上げましたとおり、新たな局面を迎えている現在、多様化する町民ニーズを的確に捉え、選ばれる町として新たな価値の創出に向け果敢にチャレンジしていくことが必要であることから、町税の予算対決算についてより実額に近づけるよう調整を図り、積極的予算を編成したところでございます。

その他、国県支出金や町債等につきましては、予算の概要の3ページから4ページにかけて記載をしておりますが、主なものとしては歳出事業費の増加に伴うものでありますので、ご確認いただければと存じます。

次に、歳出でございます。予算の概要の4ページから5ページをご参照ください。

前段でも申し上げたところでございますが、本町は町制80周年という記念すべき節目の年であるとともに、将来においても持続可能な町となるべく、多様化する町民ニーズを的確に捉えながら、選ばれる

町として新たな価値の創出に向け果敢にチャレンジしていくことが必要であると申し上げたところでございます。

こうした考えのもと、本町の重要施策であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標1の経済成長を支え安定した仕事を育むといった観点では、本町の産業活性化に向けていよいよ本格的となります。田端西地区組合土地区画整理事業助成金の増や、産業基盤を支える交通インフラの充実として、寒川駅南口整備に対する土地購入費、物件補償費を、また農業面では農業水利施設予防保全対策工事などを、観光面では観光拠点づくり事業に係る調査費用として、商工会補助金の増などを計上いたしました。

また、基本目標2の新しい人の流れをつくるといった観点では、本町の認知度向上と魅力あるまちづくりに向け、アークリーグ開催事業費の増や、（仮称）寒川町フラットパーク建設工事費を計上するとともに、基本目標3の子どもを産み育てやすい環境をつくるといった観点では、子育て環境の向上を目指し、保育所等整備事業補助金の増や、子育てのための施設等利用給付費の増、旭小学校区児童クラブ建設工事などを増額計上しているところでございます。

さらに、基本目標4の発展し続けるまちといった観点では、安心安全のまちづくりとして、防災用行政無線固定系操作卓更新工事や緊急消防援助隊災害対応特殊消防ポンプ自動車及び第3分団の小型動力ポンプ積載型自動車の購入などを計上しているところでございます。

その他、まち・ひと・しごと創生総合戦略以外の事業といたしましては、都市基盤整備として道路橋梁整備事業費や、道路橋梁維持管理経費の増や、社会保障関係経費として、障害福祉サービス費や介護保険事業特別会計繰出金の増など、本町を取り巻く喫緊の課題に対応した予算を計上しております。

また、公債費といたしましては、各小学校空調機等設置工事に係る小学校施設改修事業債や茅ヶ崎市環境事業センター基幹的設備改良事業に係る広域塵芥処理施設整備事業債の元金償還の開始があるものの、新たな借入町債は6億6,500万円で、償還元金は9億9,075万6,000円、償還利子は5,074万5,000円、償還合計額は10億4,150万1,000円であり、その差額は3億7,650万1,000円となり、令和2年度の当初予算ベースでのプライマリーバランスは黒字となっているところでございます。

以上、令和2年度の予算の概要から一端のご説明をさせていただきましたが、このような取り組みを進めることによりまして、一般会計総額は冒頭申し上げましたとおり151億7,200万円で、前年度より10億8,000万円、率で申しますと7.7%の増で、これに特別会計を合わせた全体では、270億1,091万6,000円で、対前年度比で12億2,359万2,000円の増、率で申し上げますと4.7%の増といたしました。

最後に本会議の冒頭、令和2年度施政方針の中で人口減少、少子高齢化という課題を抱え、かつてのような経済成長が期待できない今、先人たちの英知と努力を教訓に守るべきものは守り、調整すべきものは調整していくことを旨に、住民に最も身近な基礎自治体としてみずからの意思、主体性を持って変えるべきところは考え、常に一歩先んじた一手を打っていくと町長から述べられたところであります。

こうした状況の中、令和2年度予算は令和初の予算編成を通じて、町総合計画第3次実施計画及び町の重要施策であるまち・ひと・しごと創生総合戦略などの計画期間の最終年度であることを踏まえた中で、施策事業の着実な推進により、住み続けたい、住んでみたいと思われるような魅力ある笑顔で暮らせるまちづくりを進めてまいります。

以上、令和2年度の予算審査に当たり、概要を述べさせていただきました。なお、配付させていただ

いております令和2年度予算の概要につきましては、各会計における歳入歳出項目の内訳、あるいは対前年度との比較をはじめ、主要事業におきましては各事業の財源内訳とともに、事業の内容の説明も記載をしております。

この後、各会計の細部の事業項目につきましては、それぞれ担当課等よりご説明をさせていただきますが、その参考にしていただければと思います。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

貴重なお時間を割いていただきまして、大変ありがとうございました。

【杉崎委員長】 お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより、各課所管の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めは議会事務局でございます。それでは、説明をお願いしたいと思います。

新藤事務局長。

【新藤議会事務局長】 議会事務局が所管をいたします令和2年度予算につきまして、ご審査のほどよろしくお願いいたします。説明につきましては亀井次長より行いまして、質疑につきましては出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 亀井議会事務局次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、議会事務局所管の令和2年度予算につきましてご説明をさせていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は36、37ページの1款議会費1項議会費1目議会費でございます。令和2年度の議会費総額は予算書の36ページのとおりの2億1,306万9,000円で、前年度より294万7,000円の増、率にして約1.4%の増となっております。

では、順次、内容を説明させていただきます。タブレット資料は2ページをごらんください。職員給与費ですが、議会事務局職員5人分の給料、職員手当等及び共済費の人件費でございます。

次に、タブレットの資料の3ページをごらんください。議員報酬及び手当は、議員18人分の報酬、職員手当等及び共済費でございます。報酬の増につきましては、町議会議員補欠選挙により、議員1名が当選し、議員18名となったことによるものでございます。職員手当等の増につきましては、報酬同様議員18名となったことによるものでございます。共済費につきましては、算定の基準が4月1日現在の議員数であることから増額となっております。公費負担率は備考欄に記載のとおり、平成31年度から引き下がり、36.9%から35.4%となっています。

次に、タブレット資料の4ページをごらんください。議会運営費の議会調査等活動費でございます。旅費は各常任委員会の行政視察のほか、議会運営委員会行政視察及び寒河江市姉妹都市締結30周年記念式典出席による費用弁償でございます。負担金補助及び交付金は政務活動費でございます。増額につきましては報酬等と同様、議員18名となったことによるものでございます。

次に、タブレット資料の5ページをごらんください。議会運営経費の議会交際費でございます。議会

が対応する慶弔関係等の経費で、前年度と同額で計上しております。今年度は2月末現在で64件、44万860円の支出がございました。

次に、タブレット資料の6ページをごらんください。議会運営経費の議員健康管理経費でございます。委託料は議員18人分の定期健康診断と大腸がん検診の委託に係る経費でございます。

次に、タブレット資料の7ページをごらんください。議会運営経費の議会運営事務経費でございます。報償費につきましては、各種団体等で開催されます品評会や作品展などの議長賞の記念品代でございます。旅費は各常任委員会、議会運営委員会及び寒河江市姉妹都市締結30周年記念式典への行政視察の随行やその他会議などへの出席に伴う職員分の旅費でございます。

需用費の消耗品費は、図書室に備えてございます加除式図書の追録代経費や、事務局に備える各種新聞代、議員の改選による議員章、在庁表示プレートそのほか事務用消耗品を計上しております。需用費の食糧費は、来客用、視察来庁時の茶菓子購入代、また令和2年度は寒河江市議会議員の来庁による経費を計上いたしましたので増額となっております。令和元年度の視察の受け入れ状況を申しますと、本日までで8件の受け入れをいたしまして、議員や職員の方、72人の方が来庁されました。役務費につきましては、議員控室の光ケーブルによる回線使用料でございます。委託料は、議場及び委員会室の音響設備の保守点検委託でございます。年2回の保守点検を実施するものでございます。

使用料及び賃借料は、議長車等の駐車場使用料や有料道路通行料、各委員会視察で使用するための自動車借上料、またタブレット端末25台分のコンピュータ借上料でございます。増額の主な理由につきましては、内部改革及び外部改革検討部会の視察に伴う営業自動車借上料でございます。

負担金補助及び交付金は、神奈川県町村議会議長会及びなぎさブロック会議への負担金となっております。神奈川県町村議会議長会負担金は均等割と人口割により算出されたもので、6,000円の増額は人口増によるものでございます。この負担金による議長会の主な事業は、議員研修会や事務局職員研修及び議員の表彰関係でございます。

続いて下表をごらんください。議会運営事務経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページになります。21款諸収入の8節雑入のその他です。各議員にご負担いただくタブレット端末の負担金、また会派や議員ごとをお願いしている複写費に充当しております。金額は、タブレットの負担金が全議員へ年間32万4,000円、複写費は実績等から年間5,000円を見込んでおります。タブレットの負担金32万4,000円を使用料及び賃借料のタブレットに係るコンピュータ借上料に充当しているほか、総務課が所管する印刷事務経費へ充当しております。

次に、タブレット資料の8ページをごらんください。議会公開事業費でございます。

需用費の消耗品費は、本会議の会議録を印刷するための用紙代でございます。需用費の印刷製本費は、「議会だより」の印刷製本費で、改選に伴う臨時号を含め年間5回の発行を予定しております。増額の理由につきましては世帯数の増加に伴い、印刷部数を増やしたことによるものでございます。役務費は、インターネット配信に伴う専用回線使用料でございます。委託料は、備考欄に記載のとおり3つの委託事業分でございます。1つ目は、本会議や各常任委員会及び予算、決算を含めた特別委員会等の会議録の反訳を委託する会議録作成委託、2つ目は、会議録のデータ作成と検索システムの配信を委託する会議録検索システム委託、3つ目は、インターネット配信を委託する議会配信委託でございます。

続いて、下表をごらんください。議会公開事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページになります。21款諸収入の1節議会費雑入の広告掲載料です。こちらは平成31年2月1日から施行いたしました寒川町「議会だより」広告掲載要綱に基づく広告掲載料で、「議会だより」印刷製本費に充当しております。金額は「議会だより」1号につき2枠あるうちの1枠分4万円の掲載料を、臨時号を除く年間発行回数の4回分、16万円を歳入として見込み計上したものです。

以上をもちまして、議会費の予算説明を終わらせていただきます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 なければ質疑を終了いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより企画部の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、まず、企画政策課所管の審査でございます。

執行部入室まで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、企画部企画政策課の審査に入ります。説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 改めてよろしくお願いいたします。

それでは、今、委員長からご案内のありました企画部企画政策課の令和2年度の予算審査をよろしくお願いいたします。

説明につきましては、高橋企画政策課長から、また、質疑等については出席職員全員で対応してまいります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 それでは、企画部企画政策課秘書担当及び企画行革担当所管の令和2年度予算につきまして、お手元の予算書とタブレットの020企画政策課の予算特別委員会説明資料に基づきご説明をさせていただきます。

初めに秘書担当の所管でございます。予算書につきましては36ページから37ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレットの資料につきましては9分の2ページをごらんいただければと思います。

町交際費につきましては、慶弔関係のほか町長が町政執行上の必要から町を代表して交渉や交際を行うために支出するものでございまして、令和元年度と同額の120万円を計上してございます。当該経費の財源につきましては全て一般財源となります。

次に、タブレット資料につきましては9分の3ページをごらんください。秘書事務経費でございます。

こちらについては、町長、副町長の秘書事務に係る経費でございまして、報償費については、各種団体が開催する大会における賞品代。旅費につきましては、移動時間や道路事情等から電車での移動が望ましい場合等を想定した鉄道運賃など、特別職に係るもののほか秘書担当職員の旅費でございます。また、需用費については、賀詞交歓会用の生花代や秘書事務用の消耗品費、また、来客接待用の茶葉や賀詞交歓会用の茶菓子等のための食糧費、賞状用紙に係る印刷製本費でございます。役務費につきましては、特別職の就任挨拶状の郵送料や、町長応接室の椅子カバーの洗濯代。使用料及び賃借料につきましては、町長車の運行に係る駐車場使用料や有料道路通行料及び自動車借上料でございます。負担金補助及び交付金については、神奈川県町村会及び湘南地区町村会の負担金でございまして、扶助費については町功労者の逝去に伴う弔慰金を計上し、総額で126万2,000円としてございます。

令和元年度と比較した増減でございますが、主に特別職の就退任に係る消耗品費を減らしたことによる6万6,000円の減額となります。なお、当該経費の財源については全て一般財源でございます。

続いて、9分の4ページをごらんください。表彰関係経費につきましては、町表彰式並びに同日開催の町制施行80周年記念式典に関する経費でございます。報償費については、毎年11月の町制記念日にあわせて開催しております町表彰式に係る司会謝礼、記念品代、功労表彰用の記章台。需用費につきましては、町表彰式の記念写真代等の消耗品費。役務費については、町表彰式に係る出欠席用返信切手代を計上し、総額では42万8,000円としてございます。

令和元年度と比較した増減につきましては、功労表彰用の記章台、また町制施行80周年記念式典に係る消耗品を増額したことなどにより、23万7,000円の増額でございます。財源については、全て一般財源となっております。

続きまして、企画行革担当の所管でございます。予算書については40、41ページの2款総務費1項総務管理費7目の企画費でございます。タブレット資料については9分の5ページをごらんください。まず、総合計画策定事業につきましては、次期総合計画策定作業に関する経費でございます。

予算の計上といたしましては、報酬として、住民参画によるワークショップにおける託児等の会計年度任用職員の報酬、報償費としては、ワークショップ時の学識経験者による講師謝礼、また旅費といたしましては、会計年度任用職員の費用弁償、需用費といたしましては、ワークショップ時に使用する消耗品費と参加者用のお茶等の食糧費、また役務費といたしましては、総合計画と一体的に策定を予定しております町総合戦略策定のためのアンケート実施に要する郵送料、委託料としては、総合計画策定に伴う人口ビジョン、基礎調査の業務委託料を計上し、総額では531万9,000円としてございます。

令和元年度と比較した増減でございますが、備考欄に記載のとおり、会計年度任用職員の報酬の増、ワークショップ用事務用品の消耗品費の減、またアンケート調査郵送料の減と人口ビジョン基礎調査の業務委託料を新たに計上したことにより、471万4,000円の増額でございます。なお、当該事業費の財源につきましては全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料の9分の6ページをごらんいただければと思います。広域行政推進事業費につきましては、単独の自治体では解決できない広域的な行政課題への対応や、住民サービスの向上、地域の活性化、行政の効率化、能率化を図るため、スケールメリットを生かした広域連携施策の調査研究及びその推進を図るものでございます。予算の計上といたしましては、負担金補助及び交付金として湘

南広域土地行政協議会の運営費負担金を計上しており、令和元年度と同額の6万円としてございます。
なお、当該事業費の財源については、全て一般財源でございます。

続いて、タブレット資料は9分の7ページ、企画行革事務経費でございますけれども、こちらは企画行革担当が所掌しております業務について、経常的な事務に要する経費となっております。具体的には町総合計画、町総合戦略、また行政サービス改革や指定管理者制度それぞれの取り組みにおいて諮問答申機関、あるいは助言提言機関として設置をしております各種審議会等に係る経費でございまして、報酬については、指定管理者選定委員会及び総合計画審議会の委員報酬、報償費については、町総合戦略策定等外部委員会の委員への謝礼や、同外部委員会の委員及び事務改善提案を行った職員に対する記念品代となります。また、旅費については、指定管理者選定委員会の委員及び総合計画審議会委員の費用弁償や企画行革担当職員の旅費でございまして、需用費については、各省庁等への要望活動で使用する手土産代に係る消耗品費を計上しております。総額で79万5,000円としてございます。

令和元年度と比較した増減でございますが、備考欄記載のとおり、報酬については、審議会の開催回数の増によるもの、報償費については、行政改革推進委員会の開催回数の減によるものでございまして、旅費については、総合計画審議会委員の費用弁償の増により、32万5,000円の増額としてございます。
なお当該需用費の財源については、全て一般財源でございます。

続きまして、9分の8ページをごらんいただければと思います。アークリーグ開催事業費でございます。本町の暮らしの場としての価値向上とイメージの向上、また他自治体との明確な差別化を図るブランディングによりまして、移住・定住の促進をより確実なものとするため、アークリーグの開催と、それを通じた関係人口の増加を目指すための経費でございます。具体的には、負担金補助及び交付金として、寒川町における大会開催に要する開催負担金でございます。令和元年度と比較した増減につきましては、委託料については皆減、負担金補助及び交付金については開催規模が大きくなったことに伴いまして、2,000万円の増額としてございます。

続いて、同じページの下を表をごらんいただきまして、アークリーグ開催事業費の特定財源でございます。当該事業費の財源につきましては、まず、1点目として、県支出金の関係で市町村自治基盤強化総合補助金でございまして、2つ目としては、繰入金としてまちづくり基金の繰入金を充ててございます。

続いて、歳入の一般財源分等について、ご説明をさせていただきます。9分の9ページをごらんいただければと思います。予算書につきましては22、23ページの15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金のうち中央創生推進交付金でございます。こちらについては、地域再生法に基づいて地方公共団体が自主的・主体的・先導的な取り組みや従来の縦割り事業を超えた取り組みを支援するものとして、平成28年から創設をされたもので、令和2年度においては、広報戦略課で所管をしておりますタウンセールス推進事業に全額を充当しており、交付率については2分の1となっております。

続きまして、予算書については28、29ページの17款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入のうち、総合計画書等売払収入でございます。こちらは、総合計画書等の販売による収入に関する計上でございますが、額につきましては販売数が予測できないことから、最小単位の1,000円で計上し、一般財源としてございます。

以上、企画政策課秘書担当及び企画行革担当の令和2年度予算のご説明とさせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 タブレットの8ページのアークリーグの開催事業費についてお聞きしたいんですが、今回この説明だと開催規模が大きくなったということによる増ということで、去年に比べてどのぐらいの規模になるのか、わかる限りでちょっと教えていただきたいのと、去年の開催された決算額というのも、わかっている限りでちょっとお伝えしていただけたらと思います。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 昨年度の決算額につきましては、約6,500万円ほどでございました。また、この4月に予定しております大会に関しましては、現時点では約1億6,000万ほどという総事業費で聞いてございます。そのうちの開催の負担金ということで、5,000万円を計上しているという状況でございます。

【杉崎委員長】 決算に関しては、あくまでも今の段階で言える段階のということでご理解をお願いしたいと思います。

青木委員。

【青木委員】 1億6,000万規模ということで、内容をちょっとここで、今の時点での規模というのを、規模は1億6,000万という額なんですけど、去年と比べてどういったところが変わったのだという、そういう施設のものですとか、あと観客動員をどう考えているんですとか、その辺の入場料のことなんかももう一つちょっと説明していただきたいのと、それと今回今、新型コロナで非常に懸念されていると思うんですね、中止する可能性があるということで。その可能性があるということで、主催者との契約がどのような内容になっているかということをお聞きしたいと思います。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 規模が大きくなったということで、端的に申しますと、競技そのものは、シンコースポーツのメインアリーナのほうで行いまして、会場としてはオリンピックポイントが獲得できる大会ということで、運営の主管はワールドスケートという世界的な団体が行っているの、会場の仕様がまずオリンピック仕様になります。昨年の大会については、その会場については木造でやりましたが、オリンピック仕様になってまいりますと、その上にさらにコンクリートの薄い被膜を施さなければいけないという点があります。また、大きさでいいますと、昨年のアークリーグのスケートボードの会場と比べますと、高さや幅等については若干オリンピック仕様のほうが逆に小さくなると、ただその分より多くの観客の方に来ていただきたいということで、観客席等の増設についての分が少し違ってくるといったようなことに伴いまして、昨年と比べて規模が大きくなってきているとあります。

それから、チケットについては、現在こういう状況ですので、当初3月に入りましたら販売という予定でしたが、今のところまだ売り始めていないという状況ですが、大会が4月24日から26日の3日間ということで、それぞれ予選から始まって決勝ということで、その日ごとに男子の大会、女子の大会あり

ますが、席の種類によっても違ってくるということで、金額についてはそれぞれあります。

それとコロナの影響について、主催者との契約の関係でございますが、基本的にはこういった不測の事態が起きたときについては、その都度協議をして、例えば今お話出ておりますお金の負担をどうしていくのかといったことも含めて、その都度協議するといった内容になっているところが現状でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。あのオリンピックの施設、その仕様にあわせてその規模が大きくなるということで理解しました。

あと契約についても、その都度協議していくということなんですけれども、被害と言っちゃったら、中止になったときにはやはり損失というのがあると思うんですけれども、その損失ということは出ないような契約の進め方でいいんですね。その確認ということなんですけど。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 損失ということが何をもちいて損失と捉えるかという問題はありますが、準備としてかかってきている経費、当然のことながらあります。その中で、内容的に町が寒川町として負担すべき経費なのかどうかという見きわめをきちんとした上で、払うべきものについては払っていくというのが基本となると思います。申し訳ありませんが、ちょっと現状ではそのような形でご理解いただければと思います。

【杉崎委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 2点質問をさせていただきます。1つが表彰関係費ともう一つが青木委員と同じくアークリーグ開催事業費についての質問でございますが、まず、表彰関係費でございますが、今我が町からもオリンピック選手が出ようとしている中で、例えばそのような方を表彰をするだとか、何かしらの形で町の中でたたえるようなことを考えているのかどうかをまず1点お聞きしたいのと、アークリーグ関係費でございますが、新型コロナウイルスの中で主催者との協議の中でいろいろと開催のことを決めていくという回答ございましたが、町としては逆にどのように考えているのか、開催するに当たって主催者側にどのようなことを投げかけていいのか、その点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 じゃあ、まず2点目のアークリーグのほうからお答えさせていただきます。今、新型コロナの拡大の関係で、推移を見守っているという現状でございます。今の町の考え方としては、19日にまた国のほうから一定の考え方が示されると聞いておりますので、その内容を踏まえて、しかるべき時期に開催を実際にできるのかできないのかということ判断していきたいと思っています。

この間、アークリーグのほうともいろいろとお話をしている中で、やはり我々自治体としては町民の安全安心を守ることか第一使命であるということは十分にお伝えをしております。そんな中でいろいろな、本日も専門家からのJリーグですとか野球とか大規模のスポーツイベントに関する専門家と

しての意見というものが新聞にも報道されておりましたけれども、当然そういったものも踏まえながら、アークリグについてどうしていくのかということは、町としての考え方を持って協議していきたいというのが今の考えでございます。

【杉崎委員長】 米山主幹。

【米山主幹】 表彰に関してでございます。今後、もし東京2020で町内在住、町内にゆかりのある方がオリンピック選手として出場した場合でございますが、今現在の町の表彰規定では一般表彰基準というのがございまして、世界大会等出られれば一般表彰としては対象にしているところでございます。

ただ、例えばそこでオリンピックで上位、例えばメダルを獲得ですとか、そういった特別功績が認められた場合等の取り扱い等どうするかということも今後懸念がされてくるかと思うんですけれども、その場合はまた規則等にのっとりながら検討していく課題かなと考えておるところでございます。現在のところはそういった考えで進めていく予定です。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 そうですね、アークリグに関して言えば、やはり世界的に広がってしまっていることで、もしかすると開催したとしても世界の選手は来ない可能性もあると考えると、この町だけではなく国、世界の動向を見ながらということになって判断も難しくなると思うんですけども、できる限り本当に大きな予算を使うということで、多くの町民の理解を得なければならない事業なのかと思っています。町の今後の大事な大事な大会になるとはいえ、オリンピックなども含めましてどうなるかわからないというところで、しっかりとした判断を、担当課のみならずさまざまな方々と協議しながら進めてもらいたいというのが要望でございますので、それは要望として一応伝えておきます。

もう一つ、表彰関係でございますが、できる限り明るい町の話題でございますので、例えば規定、条例等も変えなければならない部分あるとするのであれば、できる限り早急に対応していただいて、町としての受け皿といいますか、そういうオリンピック選手を今後も育てたいと、アークリグも含めましてその対策ということもありますので、早い対応のほうをお願いしたいと思いますが、その点についてもう一度ご回答のほうをお願いいたします。

【杉崎委員長】 米山主幹。

【米山主幹】 ありがとうございます。確かに町のゆかりの方がそのような世界的にですとか、そういった功績をもっておさめるということは明るい話題でございますし、町民に対しても大変榮譽を感じるような出来事でございますので、今現在のところの表彰の条例では、例えばそういう名誉町民的な方に対しましては町民功労表彰という枠がありまして、ただ、そちらですと今のところ60歳以上という年齢制限がございます。そういったことも含めながら、ちょっといろいろと皆様のお知恵を拝借しながら、前向きにいろいろと検討する課題があるかと思うので、そういった委員のご意見も賜りながら考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 よろしいですか、他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけ質問させていただきたいと思います。行革という部分になるのかもしれないんですけども、町長の施政方針の中にもありましたけれども、組織の見直し、これはもしかして総務のほうなのかもしれないですけど、組織の見直しとかまたアウトソーシングを今後の総計審の中で図っていくというような施政方針があったと思いますけれども、町としてどういった組織の見直しをしていくのかとか、またアウトソーシング、ある程度のところはもうアウトソーシングできているのかなとは思いますが、今後アウトソーシングをしていくとしたら、今現在の時点でどういったところを考えているのか、町としての考えがあればお聞かせいただければと思います。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 行革の部分ということで、組織の見直しに関しましては、今次期の総合計画策定作業を進めているところでございまして、それに伴って施策の体系等がより改善されることによって、それを達成するための組織としてそのままでいいのかとか、方向を変えるべきではないのかという議論は当然あわせてございますので、ですので、来年度の策定作業の中であわせて組織の見直しについても行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、アウトソーシングの部分については、寒川町につきましては、行革プラン等に基づいてかなり他自治体と比べて進んでいるという状況でございますが、だからといってもうできる部分が本当はないのかといった点については、これもあわせて施政方針の中でも次期総合計画の策定作業の中で、今、組織の見直しとともにこの部分はやはりアウトソーシングできるのではないかと、すべきではないかといったような議論も当然出てくると思っております。今のところ具体的にこれというものはちょっとお示しできない状況ではございますけれども、今ITについてもいろいろツールとして、従来とは違った使い方が格段にできるというようなこともありますので、そうした中でアウトソーシング出せる部分があれば取り組んでいけたらなと思っております。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。まだまだいろいろな部分で組織の見直しも含めて縦割りの行政という中で、今本当にさまざまな課題は横断的になっている部分、横串を刺していくとかという言葉もよくありますけれども、そういったところの組織の見直しが今年度はその見直しということですので、しっかりとそういったところを横串にしながら、総合的に組織の見直しをしていっていただきたいなということと、あとはアウトソーシングも、今ITという言葉も出しましたが、そういうところをしっかりと活用しながら寒川らしい、また先進的な取り組みをしていただければと思いますので、私も具体的にこういうところがあったらいい、こういう部分が改善されればいいかなというのはありますけれども、また違った場面でそこは言っていきたいなと思いますけれども、考え方としてはわかりましたので、結構です。

【杉崎委員長】 それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 大きくは2点です。1点目が、総合計画策定事業のところの人口ビジョン基礎調査を実施するということですが、この実施の時期というのはいつなんですかね。前回の人口ビジョンの委託から結構年数がたっていて、大分変わってきているなという感じがして、これは総合計画と当然絡みがある、そこに盛り込むべきことなのかなと思っているんですが、その策定の時期はいつな

のかというところが1点と、あと、大きくもう1点がアークリーグ開催のところですが、ちょっと答弁の中でわからなかった部分が、最終的な開催の可否の判断というのをどこがやるのか。町がやるのか、主催者がやるのか、それとも両方で決めるのか、その3択かなと思うんですけど、最終的にはちょっとどういう形で決まるのかというところを聞きたいのと、あとは中止ではなくて延期という判断というのもあり得るのかというところをちょっと教えていただきたいのが1点。

あとそのアークリーグの中で2点目が、大会全体の予算総額が2倍超、2点何倍になると思うんですが、見込んでいた動員の観客数、どれくらいの人が見に来るのかというところの見込みはどういうふうになっているのかというところが2点目。

3点目が、開催の目的は最終的には定住人口の増加というところになるのかなと思うんですが、なかなか今の時点で数字でこうだということをあらわせないとは思いますが、手応えとしてどういうふうに担当課として考えているのか、ちょっとその点をお聞かせいただければと思います。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 2点ほどいただきました。まず、人口ビジョン等の基礎調査の関係でございますけれども、これは今の町の総合戦略をつくるときに、基礎調査ということで実施しております。今の第1期の総合戦略については、計画期間5年ということで、本来であれば今年度で終了なんですけど、次期の総合計画にスタートの時期をあわせたほうが一体的な推進ができる考えのもと、1年間期間を延伸する予定でございます。ということで、来年度その延伸した期間をもって2期目の令和3年以降の総合戦略、人口は総合計画の一番大きな要素でもございますので、その中で基礎調査を改めて行いたいということでという予算の計上でございますので、こちらについては予算をお認めいただいて、年度が改まりましたら速やかに業者と契約を結んで取りかかしていきたいというのが考え方でございます。

それから、アークリーグの開催の関係でございまして、どこが判断するのかということでございます。寒川町としては、共同主催者ということでスペシャルパートナーという立場にありますので、我々は我々としての考えをきちんと持って協議ですので、言うならばどこか1つの、例えばアークさんが決めてしまうということよりも、協議をしながら最終的に決めていくという形、いろいろ選択肢がありましたけど、そういう形かなと思ってございます。それから、延期の可能性については、会場の関係もありますので、今のところそういった話はまだ出てなくて、予定どおり行えるかどうかといった話をしているという状況でございます。

それから、行った場合の来場者の見込みについては、種目が従来と異なりまして3種目から1種目になるということも踏まえて、ただ、オリンピックポイント、予選会という訴求力が強まるということ等も考えて、前回同様延べ2万5,000人をまず目標にするという考え方でございます。

それから、開催の目的につきましては、最終的には当然総合戦略の位置づけの中の1つでもありますので、移住・定住の促進、そこに結びつけていくということでございますが、まずそこに至るまでの最初の入り口として、関係人口という、寒川に来ていただくという、かわりを持っていただくという人たちを増やしていくための1つの手段と捉えておりますので、そのように考えております。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 人口ビジョンのところはわかりました。それを総合計画なり、総合戦略な

りに反映していくという形ですかね。その点についてはわかりました。

アークリーグのところですが、まず開催の可否、非常に難しい話だと思うんですけども、1つ思うのは判断をどこでするか、19日という答弁も先ほどありましたけれども、判断するんだっとなるべく早目のほうがいいんじゃないのかなとちょっと思っていて、これから進んで行って、準備がどんどん進んで行って、ある程度準備が整ったところで中止となると、当然そこまでのいろいろな費用がかかるわけで、その判断というのはあまり後ろ倒しにすべきじゃないかと私はちょっと今の世の中見ているところですが、ちょっとその点について町はどういうふうに考えているのかというところをお聞かせいただきたいのと、あとはその効果の部分です。

最終的に定住に結びつけるというところで、まずは町を知ってもらうというところは、それはそれでいいと思うんですが、やはり去年の開催とかを見ていて、アークリーグをやって、それで町の宣伝にはなっているのかなとは思っています。いろいろなテレビ等で取り上げられたりしておりますし、その上でもう一つ寒川町というのはこういうところなんだ、例えば子育て環境、湘南地域ナンバーワンだとか、そういうほかのことも含めてそのアークリーグをやることによって寒川町を発信する、そうすることによって最終的には定住人口につながっていくのかなと思っております。また、アークリーグ開催することによって、例えばスポーツの振興だったり、健康寿命の延伸だったり、そういうところにも結びつけるべきなのかなと思っているんですが、その点についてちょっと町のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

【杉崎委員長】 高橋企画政策課長。

【高橋企画政策課長】 ありがとうございます。1点目の判断をあまり後ろ倒しにすべきではないという点については、私どもとしても今副委員長におっしゃっていただいたとおり、延ばせば延ばすほどいろいろな負担等も大きくなっていくというのは確かにあるなということは認識を持っておりますので、本日いただいた意見も踏まえまして、また19日の国からの考え方も示されたものを踏まえて、適切な時期にきちんと判断していきたいと思っております。

それから、アークリーグやることによって、単純にそのストリートスポーツの世界大会というようなことだけではなくて、関係人口と申し上げましたが、来ていただいた方が寒川の魅力はそれだけではなくてということを知っていただく、そこにつなげていくということが実際に移り住んでいただくにつながっていくというのはおっしゃるとおりだと思いますので、であるからこそ、一過性のイベントにしてはいけないというのはそういう意味だと認識しておりますので、きちんとつながっていくように取り組んでいきたいと思います。そんな中でスポーツ、健康寿命の延伸ですとか例えばスポーツによるまちづくりですとか、そういったことにこうしたつかんだチャンスをつなげていくことが寒川町の一層の魅力の向上にもつながっていくと私どもとしても思っておりますので、方向性としてはそういうふうにしていくべきだろうなと思っております。

【杉崎委員長】 以上で質疑を打ち切りたいと思います。

企画部企画政策課の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。再開は10時45分に再開いたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

これより、企画部財政課の審査に入りたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願いいたします。今、委員長からご案内のありました、財政課の予算審査のほうよろしくお願いいたします。説明に当たりましては菊地財政課長から、また質疑等につきましては出席職員全員で対応しますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 それでは、企画部財政課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、予算特別委員会説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳出予算から説明させていただきます。予算書は38、39から40、41ページの2款総務費1項総務管理費4目財政管理費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。

こちらは財政事務を行うための財政事務経費となりまして、旅費につきましては県庁等への職員の旅費、需用費の消耗品は地方債や交付税といった参考図書購入費、委託料は公会計統一モデル対応支援業務委託料、使用料及び賃借料は起債管理システムの借上料でございます。なお下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページ、財政調整基金積立金になります。予算計上額は預金利子分で、直近の定期預金利子を参考に計上しております。下表の財政調整基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は28、29ページの利子及び配当金の1行目、財政調整基金利子12万9,000円となります。

次に、タブレット資料4ページ、公共施設整備基金積立金になります。財政調整基金積立金と同様に予算計上額は預金利子分となります。下表の特定財源は歳入番号1、予算書28、29ページの公共施設整備基金利子の1,000円となります。

次に、タブレット資料5ページ、減債基金積立金になります。こちらも預金利子分となります。特定財源は歳入番号1、予算書は28、29ページの減債基金利子の8,000円となります。

次に、タブレット資料6ページのまちづくり基金積立金になります。こちらは預金利子分のほかにふるさと納税などによるまちづくり寄附金を積み立てるもので、ふるさと納税に係る経費を見直したことによる増でございます。

下表の特定財源でございますが、歳入番号1は予算書28、29ページのまちづくり基金利子の6万2,000円となります。歳入番号2は予算書30、31ページのまちづくり寄附金3,179万円で、本事業へは1,686万8,000円を充てているほか、ふるさと納税推進事業費へ1,413万2,000円、健康・スポーツ課の地域医療体制充実事業の湘南看護専門学校新設支援補助金に79万円を充てております。

次に、タブレット資料7ページの土地開発基金繰出金になります。他の基金積立と同様に予算計上額は預金利子分を計上しております。特定財源は歳入番号1、予算書28、29ページの土地開発基金利子1万4,000円となります。

次に、タブレット資料8ページ、ふるさと納税事業推進事業費になります。こちらの事業内容は、町

外の方からの町へふるさと納税として寄附をいただくために、インターネット上の窓口サイトを利用し、クレジットカード決済、収納、返礼品の手配・配送を行うものでございます。役務費はクレジットカード決済環境利用料になります。委託料は、窓口サイトの運営及び返礼品手配・発送の委託業務に対するものとなっております。なお、返礼品の拡充制度の浸透などを図るとともに、経費割合等を見直したことにより事業費を減いたしました。

また、一昨年度の8月からは、寄附金の使い道を具体的に示し、支援を募るクラウドファンディングを立ち上げ、猫の不妊・去勢手術、里親募集などを行っている団体の活動を充実するための寒川町キャットプロジェクトを令和2年度についても継続いたします。なお、特定財源は歳入番号1、予算書30、31ページのまちづくり寄附金を1,413万2,000円充当しております。

次に、予算書は46、47ページの2款総務費1項総務管理費15目契約検査費でございます。タブレット資料は9ページをごらんください。

契約検査事務経費ですが、町が行う各種契約を円滑に行うとともに、その工事等が契約どおりに適正に施工されているかどうかを検査する事務でございます。1節の報酬につきましては、隔年で実施している電子入札共同システムの定期申請の年に当たるため、会計年度任用職員の報酬の皆増、報償費では、優良建設工事の表彰記念品購入、旅費では電子入札事務や検査事務の職員旅費、及び会計年度任用職員の費用弁償、需用費では契約事務及び検査事務のための事務用品等の購入、使用料及び賃借料では、建設副産物情報交換システムの利用料、負担金補助及び交付金では、電子入札共同システム事業の運用に係る負担金で、減額につきましてはシステム改修が終了したことによる減でございます。

続きまして下表をごらんいただき、契約検査事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は32、33ページの総務費雑入の一番下、下水道事業事務負担金につきましては、一般会計で支出しているもののうち下水道事業会計が負担すべき経費を歳入しているもので、電子入札共同システム事業運用負担金に充てており、その他の充当事業につきましては、下段の内訳をご参照ください。こちらの特定財源の充当合計20万2,000円を事業費285万6,000円から引いた265万4,000円が、本事業に充てる一般財源となります。

次に、予算書は11款まで飛びまして88、89ページ、11款公債費1項公債費1目元金でございます。タブレット資料は10ページをごらんください。

町債償還元金となります。平成11年度借入れのさむかわ中央公園整備事業債などの償還終了による減などがあるものの、平成30年度借入れの各小学校空調機等設置工事に係る小学校施設改修事業債などの償還開始に伴い、増となるものでございます。なお下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、予算書は2目利子でございます。タブレット資料は11ページをごらんください。町債償還利子となります。高利率であった地方債の償還終了や、元利均等払いの町債が償還年数の経過に伴い、利子が減少したことにより減としております。下表のとおり、財源につきましては全て一般財源となっております。

続きまして、12款1項1目予備費でございます。タブレット資料は12ページをごらんください。当初予算額といたしましては前年と同様5,000万円を計上しております。

続きまして、歳入の一般財源分についての説明をさせていただきます。タブレット資料は13ページ、予算書は14、15ページの2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税でございます。こちらは2,500万円を計上しております。エコカーの普及によるガソリン消費の減を見込み減額で計上しております。

続きまして、予算書は16、17ページの2項1目自動車重量譲与税で、実績などから6,200万円を計上しております。続きまして、3項1目森林環境贈与税につきましては、令和元年度につきましては補正で対応していただきましたが、令和2年度につきましては当初予算といたしまして385万円を計上しております。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。実績などから勘案し、500万円を計上しております。

続きまして、4款1項1目配当割交付金でございます。実績などを勘案し、2,500万円の計上をしてございます。

続きまして、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金でございます。実績を勘案し、2,500万円を計上しております。

次に、6款1項1目法人事業税交付金につきましては、都道府県に納付された法人の事業税額の一部に相当する額を市町村に対し、各市町村の従業員で案分して交付される交付金で、令和元年度10月1日から施行され、翌2年度から交付される交付金で、知財計画等の交付額の算定資料がなかったため、科目設定として1,000円の計上としております。なお交付の際につきましては、補正対応等で対応したいと考えております。

続きまして、7款1項1目地方消費税交付金でございます。こちらは、昨年10月から税率引き上げ及び実績を勘案し、8億5,000万円を計上しております。

次に、8款1項1目自動車取得税交付金でございます。こちらは自動車取得税が昨年9月末に廃止されたことによる科目設定といたしまして、1,000円の計上としております。

次に、18、19ページの9款1項1目環境性能割交付金は、さきに説明いたしました自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割交付金が令和2年度は1年分といたしまして、4,500万円を計上しております。

次に、10款1項1目の地方特例交付金でございます。住宅ローン控除の減収補填措置分でございます。近年の傾向を勘案し3,900万円を計上しております。

次に、11款1項1目地方交付税でございます。普通交付税につきましては不交付が続くと見込み計上せず、特別交付税については、昨年同様100万円を見込んでおります。

続きまして、予算書は26、27ページの16款県支出金1項県負担金3目市町村移譲事務交付金419万8,000円でございます。こちらは県の事務の一部を町が移譲を受け、処理することとした事務に要する経費について、県から交付を受けるものでございます。内容は旅券の発給申請の受理、鳥獣保護の許可、都市計画関係の許可等、福祉関係書類の受理や経由等の事務でございます。

次に、2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の3つ目の市町村事業推進交付金121万2,000円でございます。こちらは、青少年育成事業及び鳥獣保護管理対策事業や国県指定文化財保護修理等事業などへの補助金で、補助割合は2分の1から3分の1となっております。各充当事業につきましてはタブレット資料15ページ、最後のページになりますけれども、別掲1に記載しております。

続きまして、7目1項市町村自治基盤強化総合補助金1,849万4,000円でございます。こちらは県独自

の補助金で、地域主権社会の実現に向け市町村の自主性・主体性を尊重し、権限移譲への取り組みや広域で行う事業などのために補助されるもので、補助割合は2分の1から3分の1となっております。今年度開催されるアークリーグ開催事業費と斎場運営維持事業費の2事業を補助対象としております。詳しくはタブレット資料15ページの別掲2をごらんください。

続きまして、予算書は28、29ページをごらんください。17款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金でございます。例年配当をいただいております三光化学工業株式会社様の配当を計上しており、その配当金につきましては、寄附者の篤志を尊重し、中学校費の教育活動事業費に全額を充当しております。なお、町が保有しております他の2社分につきましては、配当金額が変動することから、補正対応で対応することとしております。次に、2項財産売払収入1目物品売払収入の下から5行目、予算書等売払収入の3,000円でございます。

続きまして、予算書は30、31ページ、タブレット資料は14ページをごらんください。19款繰入金1項基金繰入金1目の財政調整基金繰入金は、2億4,000万を計上してございます。財源の年度間変動に対応する目的で繰り入れるものでございます。

続きまして、2目のまちづくり基金繰入金は5,183万2,000円を計上しており、こちらはふるさと納税をはじめ町への寄附をいったん積み立てたものを、寄附者の意向を踏まえ、多様な人々の参加による活力あるまちづくりに資することを目的として繰り入れ、事業財源として充てるものでございます。主な充当先は、アークリーグ開催事業費ほか15事業に充当しており、詳しくはタブレット資料15ページの別掲3をごらんください。なお、各事業の事業内容につきましては、充当先が所管になりますので、かわってよろしく願いいたします。

続きまして、20款1項1目繰越金の前年度繰越金2億8,000万円でございます。こちらは、決算上の余剰金を見込んでいるものでございます。

予算書は32、33ページ、タブレット資料は14ページをごらんください。21款諸収入4項1目雑入8節市町村振興協会市町村交付金1,037万9,000円でございます。ハロウィンジャンボの収益金でございますが、この収益が市町村に配分されるものでございます。

最後に、22款1項町債になります。町債につきましては、防災対策事業ほか10事業に対しまして、総額6億6,500万円の借入金を予定しております。なお、各事業債を借り入れる事業の詳細につきましては、所管からの説明になりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては以上になります。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 タブレットの8ページです。ふるさと納税推進事業についてなんですが、今回委託料が令和元年の制度改正を受けて、かなり減になっているということで、その改正によってどういったところが減になったのかということと、それと委託されているということで、いろいろな会社があつていろいろなところに委託されていると思うんです。何社と委託しているかということをまずお聞かせください。

それと改正前の令和元年の納税実績というのを聞かせていただきたいと思います。

【杉崎委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 減の理由なんですけれども、今年度の4月1日から3割ということで、返品品3割ということで、そちらのほうを見直したことによって歳出が減って、歳入が増えるという形でこういう状況になっております。また、何社の委託先ということなんですけれども、返品品を提供しているところ、返品しているところが何社という今すぐは、返品品を提供していただいている企業の方が何社というのは、ちょっと今すぐは出ないんですけれども、一応、取りまとめの委託先は1社ということで、今現状としまして1社の委託サイトになりますけれども、来年度につきましてはふるさと納税の獲得ということで、ちょっとサイトのほうを増やすような形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと実績なんですけれども、平成30年度の実績が寄附額で5,429万7,000円、今年度の今現状途中なんですけれども、2,420万8,000円となっております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 実績は前は5,400万ほどということでした。それと取りまとめ先が1社ということで、これは増やしていくということで宣伝になるからいいのかなと思います。それと3割返品ということで、その範囲内でやるということもわかりました。

やはり一番重要なのは、現在2,400万ということなんです、その推移を見ていくと今回は改正になったことにより、その改正前の実績より増える見込みなのかどうかというのを聞かせてください。

【杉崎委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 過去の実績でいきますと平成29年は6億円等々、あと法の規定が明確ではなかったことにより地場産品でないもの等を返品品としておりました。そういったものが人気があったという部分がありますので、現状、去年からことしにつきまして減っておりますけれども、サイト等多くのチャンネルを増やすことによって今後は増えるような形、また新しい返品品等、または新たなクラウドファンディングが見つかれば、そういったものを積極的に取り入れて歳入確保に努めたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 ということはいろいろと今聞いた中で、ことしの令和元年の5,400万よりは増えるという見込みでよろしいですかね、もう一度ちょっとその辺を確認させてください。

【杉崎委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 5,400万が平成30年度、法の規制が決まる前でしたので、そのときには地場産品でないものも返品品としていましたので、5,400万までには届くところまでは、今のところ予算上、令和2年としましては一応3,000万という形で考えておりますので、増えるというよりはより多く獲得するという方向で考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 1点だけ確認させてください。今、課長の答弁の中でふるさと納税とともにクラウドファンディングの話が出ましたが、今は寒川キャットプロジェクトがホームページのバナーに載っていて、かなり実績を上げているというところでございますが、今後もその町として特定の事業だったりとか、イベントだったりとかそのものに対して、町としてのホームページにクラウドファンディングを載せて、応援していくようなことをお考えなのかどうか、その点についてお願いいたします。

【杉崎委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 ありがとうございます。クラウドファンディングにつきましては、新たな事業またイベント等、クラウドファンディングにふさわしいものがあれば、ふるさと納税の委託サイトを通して、また、町のホームページ等で募るような形で検討していきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

では、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点、私もふるさと納税のところなんですけど、返戻品を増やしていくみたいな答弁もあったんですが、返戻品を確保する仕組みというのはどのようになっているのか。例えば町側から積極的に生産している人だとかに投げかけていくのか、それとも町が待っている姿勢というか、どういう姿勢でこの確保に努めているのかというところをお聞かせいただけたらと思います。

【杉崎委員長】 菊地財政課長。

【菊地財政課長】 新たな返戻品の提供先ということで、または返戻品の拡充ということで、今現状協力いただいているところにつきましては、また新たな情報提供等、返戻品が増えるという形で情報をいただいたり、または今現状返戻品をしていただく企業さんが増えている状況なんですけれども、そこらは産業振興課さんのほうで観光等商工、いろいろな企業回りをさせていただいていますので、そちらのほうからふるさと納税ができるような商品がある場合には、そちらのほうで情報提供をしていただいて、新たな返戻品先を獲得しているような状況でやっておりますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 それでは、質疑を打ち切りたいと思います。以上で企画部財政課の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

次に、企画部広報戦略課所管の審査に入ります。

それでは、説明をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 引き続きよろしくお願いいたします。

企画部最後となります。広報戦略課の予算審査のほうをよろしくお願いいたします。説明につきましては青木広報戦略課長から、また情報システム関係につきましては、村瀬専任主幹のほうからご説明さ

せていただきたいと思います。また、質疑等については出席職員全員で対応します。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、企画部広報戦略課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております予算書及び予算の概要、またタブレットのファイル番号は040、広報戦略課にございます予算特別委員会説明資料をもとにご説明をさせていただきます。なお、先ほど部長からありましたとおり、広報プロモーション担当及び統計マーケティング担当所管の事業については私からご説明申し上げ、情報システム担当所管の事業については村瀬専任主幹よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書は40ページから43ページの2款総務費1項総務管理費8目広報情報費でございます。タブレット資料は2ページをお開きください。

最初に広報プロモーション担当所管の広報活動事業費でございます。この事業は広報誌、広報版、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどのさまざまな媒体を活用するとともに、各種報道機関を通じて町の取り組みを広く情報発信していくことで、町民との協働によるまちづくりの推進を目的としているものでございます。

1節の報酬、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、いずれも令和2年度より新たに導入される会計年度任用職員制度によるもので、広報誌政策業務に係る任用職員1人分でございます。

次に8節の旅費につきましては、神奈川県市町村広報公聴連絡会等への出席に係る職員の普通旅費、10節の需用費は、広報掲示板用の消耗品費でございます。なお、昨年度と比較して減となっている理由といたしましては、広報板の修繕料が皆減となったことによるものでございます。

11節役務費については通信運搬費でございまして、「広報さむかわ」の関係機関への郵送料でござい

ます。

12節委託料は、「広報さむかわ」制作業務のほか、町ホームページ、メール配信サービスに関するもの、さらには広報誌等のポスティングによる全戸配布業務に関するものでございます。なお、前年度から増となっている主な理由としては、「広報さむかわ」制作業務委託におきまして、昨今の掲載記事の増加や令和2年度は町制80周年であること、さらには、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年度ということもあり、特集記事の大幅な増加が見込まれることから、現行24ページで発行している広報誌を一部ページ数を増やす月を設け、対応していくことによるものでございます。

13節使用料及び賃借料は、新聞等の著作物複写利用料、18節負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本広報協会への負担金でございます。

続いて下の表をごらんいただき、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は28、29ページの県支出金自衛官募集事務委託金については、法定受託事務である自衛官及び自衛官候補生の募集事務のうち、広報誌への記事掲載に対して配分されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続きまして歳入番号②、予算書は32、33ページの諸収入、広報掲載料については、公益財団法人神奈川県市町村振興協会が実施しております市町村振興宝くじ、通称サマージャンボ宝くじ及び新市町村振

興宝くじ、こちらは通称ハロウィンジャンボ宝くじになりますが、その販売について広報誌等への掲載協力をする事でその収益金の一部が公益財団法人神奈川県市町村振興協会から交付されるものでございまして、予算額の全額を「広報さむかわ」制作業務委託料に充当しております。

続いて歳入番号03、予算書は同じく32ページ、33ページになりますが、諸収入、広告掲載料につきましては、広報誌及び町ホームページへの広告掲載に関するものでございまして、「広報さむかわ」制作業務委託料及び町ホームページの運用委託料に全額を充当しております。

本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は94万1,000円で、一般財源額は2,924万円となります。

続きまして、予算書は40ページから43ページ、タブレット資料は3ページをごらんください。タウンセールス推進事業費でございます。この事業は、寒川町人口ビジョンに掲げた人口に関する目標の実現に向け、若い世代を中心とした移住・定住の促進を目的としているもので、ターゲットとして設定した若い世代の定住可能性を高めるための町のブランディング、並びにブランドコミュニケーションを展開している事業でございます。

7節の報償費については、マーケティングマネージャー2名の謝礼、8節の旅費は、移住・定住関連の会議等の出席や施策検討のための調査に係る職員の普通旅費、10節の需用費は、ブランド醸成活動に係る消耗品費とポスター等の制作に係る印刷製本費でございます。

次に11節役務費は、通信運搬費と広告料でございまして、通信運搬費につきましては本年1月に町公式Instagramのフォロワーが1万人を達成したことを記念して制作しておりますフォトブックを希望者にお送りするための郵送料でございます。また、広告料については、ターゲットに対する直接的訴求活動の強化を図るため実施しております住宅情報サイト広告及びSNS広告の展開に係るものでございます。

次に、13節委託料については、移住ポータルサイトの保守委託や地域コミュニティ放送レディオ湘南を活用した広報番組制作委託、ブランド推進の実行部隊であります『「高座」のころ。』推進実行委員会委託料でございます。

本年度と比較し減となっている理由につきましては、昨年10月末に発足しました『「高座」のころ。』実行委員会に対する委託料において、実行委員会の進捗や現状等を踏まえた上、事業計画額を精査したことによる減や、本年度予算計上していたプロモーション活動を行うための各種PR素材の制作委託が完了したことに伴う皆減によるものでございます。

最後に14節使用料及び賃借料については、ブランドの可視化に資するデザイン用パソコンのソフトウェア使用料でございます。

続いて、下の表をごらんいただき本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は22、23ページの国庫支出金地方創生推進交付金については、先ほど企画政策課よりまとめてご説明したようになりますが、本事業への充当先は旅費を除く全ての科目に全額を充当しております。これにより本事業における特定財源の充当合計額は786万6,000円で、一般財源額は824万3,000円となります。

続きまして、予算書は40、41ページ、タブレット資料は4ページをごらんください。統計マーケティング担当所管のマーケティング推進事業費でございます。この事業は、eマーケティングリサーチ制度の運用をはじめ、定性調査など各種調査を行いながら町民の意向を把握するとともに、それらを全庁的

に共有しながら住民起点の施策等の立案に資することを目的としている事業でございます。

7節の報償費については、eマーケティングリサーチ制度のeモニターに対する謝礼と令和3年度を計画期間の始期とする新たな総合計画策定に向けて実施をいたします定性調査の協力者に対する謝礼でございます。なお、昨年度と比較し増となっている理由につきましては、総合計画策定に伴う定性調査の実施によるものでございます。

8節の旅費につきましても、新たな総合計画策定に向けた定性調査等の実施に当たっての職員の普通旅費、11節の役務費については、モニター謝礼の郵送料でございます。なお、当事業に充当している特定財源はございませんので、全額一般財源による支出となっております。

【杉崎委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 続きまして、予算書は40から43ページ、タブレット資料は5ページをごらんください。

情報システム担当所管のICT活用事業でございます。この事業は、行政手続きの電子化や高度情報通信技術に対応するため、情報基盤の整備及び情報セキュリティ対策を実施するとともに、町組織内外の電子情報連携を安全かつ確実に実施していくための事業となります。

8節の旅費は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会等への出席に係る職員の普通旅費、10節の需用費はプリンターのカートリッジや記録媒体等のコンピュータ周辺機器に係る消耗品費、11節役務費は、通信運搬費でございまして、文書館等、町公共施設を庁内ネットワークに接続するための回線使用料、12節委託料は、町情報セキュリティポリシーに基づき、手順の遵守状況を確認するための外部監査や職員向けの情報セキュリティ研修の実施、神奈川情報セキュリティクラウドによるインターネット接続及びセキュリティ対策等、庁内LAN管理に係る委託料でございますが、辻堂パスポートセンターにおける町戸籍取得方式変更に伴うインフラ整備により増となっております。13節使用料及び賃借料は、サーバーやノートパソコン等のコンピュータ借上料でございますが、業務プロセス自動化推進により増となっております。18節負担金補助及び交付金は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会への負担金でございます。

続いて下の表をごらんいただき、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページの諸収入、下水道事業事務費負担金については、財政課でまとめてご説明したのになりますが、充当先は役務費、情報セキュリティクラウドサービス提供委託料と使用料及び賃借料に合計で147万円を充当しており、本事業における一般財源額は5,222万3,000円でございます。

続きまして、予算書は42ページ、43ページの2款総務費1項総務管理費9目電子計算機費でございます。タブレット資料は6ページをごらんください。

コンピュータ利用事業費でございます。この事業は、行政事務の近代化、効率化並びに住民サービスの向上を図るため、円滑な事務の執行に資するよう、コンピュータを効率的に運用、活用していくための事業でございます。

1節の報酬は会計年度任用職員1名分の報酬及び時間外勤務手当、3節職員手当等は、同職員の期末勤勉手当、4節共済費は同職員の社会保険料、8節旅費は同職員の通勤手当及び職員の県等への普通旅費でございます。職員手当と旅費はいずれも会計年度任用職員により増となっております。

10節需用費消耗品費は電算処理に係る用紙代やトナー代等、11節役務費は通信運搬費で、住民情報のオンラインバックアップに係る回線使用料、12節委託料は、住民情報の電子媒体外部保管委託、住民情報システム等のパッケージソフト保守委託、基幹系システム最適化委託料でございますが、令和3年度リース満了の基幹系システム更新につきまして、外部の専門的知見により現行システムと町村共同利用システムを詳細に比較し、技術的な助言や費用の妥当性等への評価などの支援を受けるべく増となっております。

13節使用料及び賃借料は、住民情報システム等とその周辺機器のコンピュータ借上料で、機器更新時の構成の見直しあるいは再リースの活用により減となっております。18節負担金補助及び交付金は、地方公共団体情報システム機構や神奈川県町村情報システム共同事業組合への負担金でございます。

続いて下の表をごらんいただき、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号01、予算書は22、23ページの国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備補助金（総務省分）につきましては、先ほどご説明申し上げた18節負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金及び交付金のうち、中間サーバーの次期システム構築に係る経費を対象としたものでございまして、補助率は10分の10でございます。

続いて歳入番号02、予算書は32、33ページの諸収入、下水道事業事務費負担金につきましては、財政課でまとめてご説明したのになります。コンピュータ借上料及び神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金に充当しております。本事業におけるこれら特定財源の充当額合計は358万2,000円で、一般財源額につきましては7,285万5,000円となります。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 引き続き、私のほうからご説明申し上げます。

続きまして、予算書は52、53ページになります。2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。タブレット資料は7ページをごらんください。

統計調査事務経費でございます。統計調査事務経費は、神奈川県統計センターが所管いたします県単独統計調査に係るもの、また、統計の普及に資する経費でございまして、「統計さむかわ」、「統計月報」の発行をはじめ、登録調査員の研修、統計グラフコンクールの実施などに係る経費の全額を県の交付金を財源とし、実施しているものでございます。

8節の旅費については、県が開催する統計諸会議等へ出席するための職員の普通旅費、10節の需用費は、「統計さむかわ」作成に係る用紙代等の消耗品費、11節役務費については通信運搬費でございまして、統計調査員に対する各種研修案内等の郵送料でございます。

本年度と比較し減となっている理由については、統計調査員研修の案内方法を一部郵送からメールや電話等による方法に変更したことによるものでございます。

続いて下の表をごらんいただきまして、当事業に充当している特定財源でございます。歳入番号01、予算書は28、29ページの県支出金、統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管いたします県単独統計調査及び事業に対して10分の10で交付されるものでございまして、全ての支出科目に全額を充当しております。よって本事業における一般財源の持ち出しはございません。

続きまして、最後になりますが、予算書は52から53ページ、タブレット資料は8ページをごらんくだ

さい。基幹統計調査費事務経費でございます。基幹統計調査事務経費については、統計法に基づき実施されます国勢調査や工業統計調査等の基幹統計調査の実施に係る経費でございまして、毎年実施する学校基本調査、工業統計調査をはじめ令和2年度については5年ごとに実施をいたします国勢調査の実施年度となっております。

1節の報酬は、統計調査員及び会計年度任用職員の報酬、3節職員手当等は、調査に伴う職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員制度による期末勤勉手当、7節の報償費は国勢調査の協力者に対する謝礼でございまして、具体的には集合住宅の入居状況等の情報提供をいただいた協力者に対するものでございます。8節の旅費については、統計調査員の費用弁償や調査説明会等への出席に係る職員の普通旅費、10節の需用費は、統計調査に係る消耗品費、11節の役務費は通信運搬費でございまして、統計調査員への調査関係書類等の郵送料でございます。12節の委託料については、国勢調査を円滑に実施するため、事業所の量など特定の調査区の調査業務を事業所などへ委託するものでございます。

続いて下の表をごらんいただき、本事業に充当している特定財源でございます。歳入番号①、予算書は28、29ページの県支出金、基幹統計調査費委託金については、神奈川県統計センターが所管いたします国の委託統計調査及び事業に対して、10分の10で交付されるものでございまして、全額を各支出科目に充当しております。よって当事業における一般財源の持ち出しはございません。

以上で企画部広報戦略課所管の令和2年度予算のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

岸本委員。

【岸本委員】 説明資料3ページのタウンセールス推進事業費の中の役務費の説明がございましたが、その中でInstagramのフォロワー数1万人を超えたというところを記念して、フォトブックを制作をしているという説明がありましたけれども、そこに至った背景であるとか目的であるとか、その点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。フォトブックの制作に至った背景、目的等というお尋ねでございます。町では公式Instagramを平成28年の8月から運用開始しておりますが、平成30年2月のブランド発表後、ブランド展開に当たって現在最も重要視しておりますコミュニケーションということを念頭に、フォロワーさんへのコメント返しなどブランドコミュニケーションを取り入れた運用を行っているところでございますけれども、本年1月にこれまで多くの投稿や「いいね」をしてくださった方々のおかげをもちまして、フォロワー数1万人、これは県内で4位となりますけれども、フォロワー数1万人を達成をしたところでございます。

寒川町を多くの方に知ってもらうことですか、多くのファンを獲得していくためには皆様とのコミュニケーションを通して、寒川のよさを体感していただくことが最も大切だと考えておりますので、このたび1万フォロワーを達成したことを契機に、これまで応援してくださっているフォロワーの方々に感謝を伝えていきたいということで、当フォトブックを制作した次第でございます。

今回のフォトブックについては、これまで「#さむかわいい」でご投稿いただいた総投稿数約1万3,000枚を超える写真の中から35点になりますけれども、掲載し、今後のさらなるコミュニケーションを図っていこうとするものでございます。

今後、このフォトブックによりまして、さらなる関係人口の獲得につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 説明がありましたけれども、もう少し詳しい概要といいますか、部数等も含めてどのように考えているのかということと、それを今後どのような形で展開していくか、配布も含めて考えているのか、それについてお聞かせください。

【杉崎委員長】 木内主査。

【木内主査】 フォトブックの概要についてですが、まず1万部作成をしております。A5サイズの32ページで構成をされていて、ブランドスローガン『「高座」のころ。』が意味する穏やかさ、優しさ、温かさ、品格の4つのテーマごとに投稿いただいた写真を掲載している構成となっています。また、フォロワーとのコメントのやりとりの様子なども掲載しています。

フォトブックの今後の活用方法についてですが、インスタグラムや広報誌などで周知を行い、フォローをしていただいている方のうち希望者へ郵送にて提供する予定です。郵送に当たっては関係人口、流入人口獲得の観点から、フォトブックに加え『「高座」のころ。』のガイドブック、観光マップなども同封し、寒川町に来訪する機会の創出につなげていきたいと考えております。

また、公共施設等への配架や移住を検討していただいている方に対し、町の魅力をPRし、寒川町を選んでいただく確率を上げるため、紙媒体だけでなく移住ポータルサイトへの掲載も予定しています。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 その配布する場所について、せっかくでございますから町内の各種飲食業であるとか店舗などに商工会を通じていいと思いますけれども、そういう展開もしていくと町内の方の意識も高まると思いますので、そういった点についても今後検討していただく考えがあるかどうか、最後にその点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ご提案ありがとうございます。これはまずは目的で申し上げましたように、フォロワーさんの感謝を示したいということはあると思いますが、当然我々としてはブランドを町民の方に根づかせていくということが大きな目的としてまたありますので、せっかくフォトブックをつくれますので、これを1つのブランド醸成のツールとしていきたいと、コンテンツの1つとしていきたいと思っておりますので、町内の公共施設はもちろんのこと事業者さんへの配布等も当然考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 それでは2点お伺いしたいと思います。

1点目が今岸本委員も言われたタウンセールスのところでございます。昨年10月に『「高座」のころ。』実行委員会が発足をして、丸1年やっていくとなると令和2年度が本格的にスタートしていくのかなと思いますけれども、主な活動内容というんですか、こういったところを目指してやっていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと1点がeマーケティングリサーチのところです。若い人を中心にさまざまなご意見をいただきながら施策に落とし込んでいくということも進めていると思うんですけれども、登録者数が今現在幾つに対して、今年度はこういった目標を掲げてこの制度を充実させていくのかお伺いしたいと思います。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 それでは、まず1点目の『「高座」のころ。』実行委員会の今後の取り組みの方向性というお尋ねだと思います。ようやく昨年10月に正式な立ち上げというところに至ったわけでございますが、これまでその『「高座」のころ。』実行委員会では今後こういったことをやっていこうかということで、メンバーみんなで議論をしまいいりまして、大きく2つの方針として出てきたものでございます。

まず1点目としましては、『「高座」のころ。』実行委員会は町内にある各コミュニティ団体同士をつないでいくいわゆるハブ機能を有した団体へとしていこうということがございます。よって今年度、特に来年度からになりますけれども、まず各町内にあります各団体、各コミュニティへ個別訪問を行いながら、各団体が抱えています課題ですとか団体が持っている強み等をヒアリングをまずして、現状を把握していこうと、そこから始めようという予定をしております。また、その課題等を把握する中で、各団体のそれぞれの課題と強みを俯瞰的に『「高座」のころ。』の実行委員会で見ながら、それぞれをマッチングさせて課題解決をできたらいいなと。そこは人的支援も含めながらやっていきたいなと思っております。

もう1点の大きな方針といたしましては、まずメインターゲットを子どもとして、地域の子どもたちが地域の大人とのつながりを深めたり、地域の魅力資源を知ってもらうことで地元を好きになってもらおうという取り組みを行っていこうということが大きな柱としてございます。これにつきましては、現在町の人口動態の現状でも明らかなように、20代前半で進学ですとか就職ですとかという機会に、転出する動きがございます。実際のところ直近で申し上げますと、寒川町20歳から24歳の代が唯一転出超過というような状況になっているのもありますけれども、一度はそのタイミングで町外に出ていってしまうというところはしょうがないにしても、次のライフサイクル、例えば結婚だとか家を買うとかというタイミングに、改めて居住の地として寒川町を選択してもらえらる確率を上げていくことを今からやっていこうということを目的としまして、子どもたちへの地元愛の醸成というところで、取り組みを進めていこうと思っております。

大きくは今申し上げました2点ということになりますけれども、その他SNSを活用していったりだとか、実行委員会自体のガイドブックをつくっていくという話もございます。いずれにいたしましても、まずは小さい取り組みでもアクションを起こすことが大変重要であり、行動していくことでブランド醸成はもとより実行委員会自体の存在意義につながるものと考えておりますので、今後積極的に進めてま

いりたいと思っております。

それと2点目のeマーケの関係でございます。登録モニター数の目標と現状値ということでございますが、まず令和元年度、今年度につきましてはモニター数の目標値が300、実績としましては3月2日現在で240名、達成率としまして80%という状況でございます。来年度、令和2年度の目標値につきましては、今年度のプラス50ということで350人を目標としてモニター数の確保、また現状いるモニターさんがやめていかないようにといいますか、維持というところも心配しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 それでは、タウンセールスのほうで再度お伺いをしていきたいと思います。

2点の目標を掲げてやっていくということで、この実行委員会のメンバーは去年の決算のときにお伺いしたときに、職員とあとは地域の団体の方がこのメンバーに加わっているというようなお話がありました。人手不足というのはまちびとスタイルのほうでもいろいろな人が同じところにいっぱい、結局はかかわっているような話も出ていると思いますけれども、課題とか強みを把握していくというところで、その辺が機能していくのかなと今聞いて心配になったので、そこはしっかりと新たな取り組みとしてやっていくので、うまくいくようにしっかりやっていっていただきたいなと思います。

このメンバーが本当に元気じゃないと、せっかくの移住定住の目的が達成していかないのかなと思うので、そこは実行委員会のメンバーのしっかりとしたフォローもしていっていただきたいなと思います。

あとメインターゲット、子どもたちにしていくということですが、地元愛への醸成ということで、ここはすごく大事な部分かなと思います。本当に子どもたちが寒川をどういう思いで子どもの時代を過ごしていくかすごく大事で、結果、幾つになった段階で戻ってきてくれるというのものもあるのかなというふうにも思っているんですけれども、これをどういうふうに今展開をしていこうと思っているのか、もし漠然とでもいいんですけれども、あればお聞かせいただきたいと思います。

それから、eマーケティングですけれども、令和元年の目標が300に対して、今のところ240人ということで、令和2年は350を目標に掲げていくということですが、何かちょっと目標に対してなかなか達成してっていないのかなという気がしている中で、この350を目標、当然上げていくということは大事だと思うので、必要なんだと思いますけれども、どういった取り組みをしてこの数値を上げていくのか、何か新たな登録者数を増やしていく上での取り組みというのがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。私から最初の2点ですね、まずいろいろな団体が人手不足という中で機能していくのが心配だということでいただきました。まさしくそのとおりで『「高座」のころ。』実行委員会についても、やはりまちびとスタイルに加入しているメンバーだったりだとか商工会、JC等々同じような状況に確かになっていることはございます。ただ、この実行委員会は前回の決算委員会でもお話をさせていただきましたけれども、まずメンバー構成として各団体から出してくださいと形ではないと。取り組みの趣旨に賛同する方ということで、初めての取り組

みとして行いまして、これまでにはないメンバーが集まってきている、既存の団体には所属していない方も多く集まってきているというところでは、その人の掘り起こしといいますか、少しできてきたのかなというふうには思っております。

ただ、それが町内の本当にハブ機能となれるのかというところはやってみないと本当に正直わからないところはありますけれども、まず『「高座」のころ。』の団体をほかの町内の団体の方にも認知してもらおうという意味では、コミュニケーションを大事にしているということでもありますので、しっかりと認知してもらうことをまず目的としながら、コミュニケーションをとっていく。要は他者とかわり合いを持ってコミュニケーションをとって、他者に支援するとか助けていくとかそういった取り組み、雰囲気が伝わるからこそ『「高座」のころ。』の目指すべきところなのではないかという話をしておりますので、徐々にだとは思いますが、地道にそういった取り組みを進めながら、やっぱり人から助けられて、ああ、助けるっていいことだなということが町内にどんどんどんどん広がっていくと、『「高座」のころ。』というまちづくりにつながっていくのかなという思いを持ちながら進めていきたいと思っております。

それと2点目の子どもたちへの具体的な展開というお話でございます。現在のところまだ相部屋ベースでございますが、まずは入りやすいところといたしますか、学校に目安箱を置きながら子どもたちの希望、要望に我々が応えられる範囲で応えられるものはぜひやってあげたらどうかと。そこできっと子どもたちとのコミュニケーションも生まれるし、大人への信頼感も生まれていくだろうと。自分たちの地元寒川にはこんないい大人がいるよねと思ってもらう。まずはそういった小さなところからですが、アイデアが出ておりますので、その辺は教育委員会とも連携していきながらだと思いますが、実行していきたいと思っております。

私からは以上です。

【杉崎委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 2点目のeマーケティングリサーチ制度のeモニターさんの確保についてでございます。今まで各種イベントなどで周知、PRの活動をしてまいりましたが、現実的には今年度300を目標にしておりますが、3月2日時点で240名ということで達成はしていない状況です。ただ、こちらの若い世代の方にぜひまちづくりに参加していただくために、継続してモニター数を増やしていかなければならないところですので、まず新規のモニターさんの確保については、今後も引き続き各種のイベントなどでのPR、あと初年度は保育園でのPRをさせていただいたんですが、ここで大分人数が増えていくようでして、それから、2年ぐらい経過しておりますので、またちょっと保育園に通われているお子さんもメンバーがかわっていらっしゃると思うので、そちらのPRですとかあとは今年度でいくとPTAの連絡協議会のほうにPRさせていただいているんですが、各種そういった団体さんのほうに周知していこうと考えております。

また、既存モニターさん、今いらっしゃるモニターさんについても意欲を持って続けてやっていただくために、広報へeモニターさんのご感想を掲載させていただいたりですとか、自由意見欄というのが必ずついてございますので、そこで意見を言っていただいて、それが実現すると達成感といいますか、参加しているんだということになりますので、今回本庁舎1階にキッズスペースを設置したんですが、

そちらもeモニターさんのご意見のほうからも参考にさせていただいて実現したものですので、そういったところからも意欲を継続して実施していければと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 5ページのICT活用事業費について質問させていただきます。使用料及び賃借料で説明ですと、業務プロセス自動化推進による増となっています。行政側の手続きの電子化ということは今後とも増えていくという機会があると思うんです。町組織の内外、安全かつ確実に実行していくということで、自動化推進ということは当然だと思うんですけども、その内容的なものをもう少し具体的にお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 ただいま質問いただきました自動化推進の部分の話でございます。具体的には、現在各種業務システムにおきまして、人の手で入力作業をしているようなものを人の手にかかわってロボットにやってもらうと言ったらいいんでしょうか、そういったことを目指しております。ロボットといえども人の形をしたロボットがキーボードをたたくとかそういうことではなくて、いわゆるコンピュータ上にその仕組みというか、ロボットを仕掛けましてそれに自動的にやらせるというか、業務を人のかわりに行ってもらおうというような、そういった内容になります。

RPAという言葉がありますが、Robotic Process Automationというものの略になるんですが、ソフトウェアロボットという概念がありまして、このソフトウェアロボットに人がやっている業務プロセス、入力作業等をやらせてしまうといったものがRPAと言うんですが、あるいはもう一つ、AIOCRという言葉もありまして、これは人工知能による手書き文字、OCRですので、手書き文字を認識させるといった技術を使って、その2つをあわせ持って例えば申請書などをOCRがスキャンして読み取って、それをデータ化し、文字化し、その内容を自動的に業務システムに入力をさせる、そこまで人の手を使わずに行わせるというのがこういった自動化の推進という、具体的にはそういうことになってきます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろと何か知らないことばかりなのでごく目からうろこととかびっくりなんですけど、ロボットを仕掛けているということですのでいいシステムを組んでいるんだなと。そのシステムを組むことによってこれだけ増えたんですけども、効果としては当然人の手がそこはかからない、チェックだけということになると思うんです。

もう今それ、来年度だからまだもうやっているんですか、それを1つと、利便性が上がったということで業務的にはどのぐらいはかどっている。それは言いづらいかもしれませんが、わかる限りのところでちょっと説明していただければお願いします。

【杉崎委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 この自動化の推進の部分、具体的にやっているかどうかという話でございます。

現在試行で今年度、6月から8月、あるいは年明けて1月から3月にかけて現在やっておるところなんですが、具体的に先ほど言ったRPA、AIOCRといった技術を使って事前検証をさせていただきます。この辺につきましては、仕組みのほうを現在、期間は決まっておるんですが、その間は無料で使わせていただけるという試行期間がありましたので、そこをうまく活用して実際の業務でうまくできるかどうかという検証を行いました。具体的には我々情報システム担当のほうで財務会計の伝票を月初ともなるとリースがかなり件数が多いものですから、かなり多くの伝票を入力する作業が出てくるんですが、それにつきまして、実際にこの技術を活用しまして行わせることを検証としてやりました。

実際に1件当たり入力していたときと比べて、時間として3分ぐらい削減できたというような実績もありまして、町全体でこういった毎月定例的な財務会計の入力作業を行っているような伝票というのが、大体1万件以上あるというところがございますので、それぞれにおきまして各3分ずつの削減ができるというある程度の実感というか、数値的なものは見えてきているところでございます。

実績、現状やっている取り組みとしてはそういったことで、ある程度導入の効果についても確信が持てるところまで来ておりますので、具体的に来年度の予算の中で対応しながら、こういった点の取り組みを展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 かなりの聞いた中で検証している状況なんですけれども、1件当たり3分削減といったら相当の仕事の能率が上がるのかなというのはすごく感じました。これ、ほかでもいろいろと今検証している部分以外でも、ほかにもいろいろな業務に使っていくとは思いうんですけれども、使えないやつとかというのはあるんですか。そういうのは業者さんから無理な部分とか、人間にしかできないようなシステム、できない部分というのはあるんですか。済みません。

【杉崎委員長】 村瀬専任主幹。

【村瀬専任主幹】 向き不向きというか、こういった業務に向いている作業、むいていない作業というのはあると思います。いわゆる人がどうしても時間をかけながらも入力をしながら、しかも定型、決まっているようなものです。というのは割とこのRPAで自動化する作業に対しては向いている作業ということになります。パターンが時々によって変わってくるとか、いうものに関してはなかなか不向きなところがあるんですが、もう毎月同じ入力作業を例えば何か申請でもそうです。申請書に書かれていることについて、それを見ながら単純に入力していくというような作業に関して、しかもそれが大量にある場合、かなりの時間的な削減効果というのは見込まれると思います。

以上です。

【杉崎委員長】 それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、大きく2点質問させていただきます。1点目がタウンセールス推進事業のところで、報償費のところです。マーケティングマネージャーの方に引き続きということだと思うんですが、その方たちは来年度具体的に何をやっていただくのかというところが1点と、もう1点が、『「高座」のこころ。』が立ち上がって丸2年になると思うんですが、その『「高座」のこころ。』の浸透度というのを何らかの形で測定できているのかどうか。例えば1つはホームページのアク

セス数であったりとか、あとは転入してくる人にアンケートをとっていたりしていましたかね。そんな形で何らかの形で測定できているのかどうか。できているのであればその推移がどういうふうになっているのかというところお聞かせください。

大きく2点目が8ページの基幹統計調査事務経費のところ、国勢調査を実施するというところなんですが、この国勢調査の調査員についてどういった方に依頼をして何人の方に依頼するのかというところをお願いします。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 では、私のほうからタウンセールス推進事業につきましてご答弁させていただきます。まず来年度、マーケティングマネージャー、具体的に何をやるのかというお尋ねでございます。まず、タウンセールス推進事業の来年度の大きな活動方針は2つございまして、1つは、いろいろな媒体に対してブランドマーク等を可視化しながら見せていったり実行委員会を通じてブランド醸成をしていったりというようなブランドコミュニケーションというものが1つ。

それともう一つ大きな方針としては、ブランドスローガン『「高座」のころ。』を町民の方に体感していただく、町民の皆様の幸せと誇りにつながる施策をつくって展開していく、その2つが大きな方針としてございます。

その方針2つともまず前段のほうは当然、デザイナーのほう、マネージャーのほうの手がけていただく、デザイン等をやっていただくという予定をしております。どこにやっていくかということにつきましては、我々広報のほうで来年度の全体の予算要求なんかを見ながら、可視化の可能性があるものをリストアップしながら、随時各所課のほうと連絡調整をとりまして、可視化できるものについてはマネージャーを通して可視化をしていくということが1つございます。

もう一つ、施策の構築に関しましては、昨年度からまず若手職員を中心としたプロジェクトチームがあること、また、今年度は夏ぐらいになりますけれども、企画部内の連携として施策構築のチームを組んでおります。週1回2時間から3時間、新たな総合計画にのせるためにどんなことができるのかというところを議論しているところですが、そこは当然ファシリテータとしてマネージャーが入りながら指導をしていただいているということでございますので、そういった動きをしていく予定としております。

それと2点目の浸透度についてはかっているのかという部分でございます。ブランドの浸透度につきましては幾つかとっております。まずは今年度ブランド浸透度調査ということで、町民全体に1,000名になりますけれども、紙媒体によるアンケート調査を実施しております。また、昨年度はeマーケティングリサーチ制度を使いまして、ブランドの浸透度をはかっております。また、副委員長からお話があったとおり転入者窓口アンケートも随時実施をしております、それぞれ浸透度をはかっている状況でございます。

結果については、まずブランド浸透度調査に関しましては、ブランドマークの認知度については50%を推移しました。年代による認知度の差はなく、男女別で申し上げますと女性のほうが認知度が高い結果となっております。

一方で、昨年度やったeモニターの調査におきましては、ブランドスローガンを知っているという方は77.8%と非常に高い数値となっております。この差に関しましてはやはり紙媒体のアンケート調査に

なりますと、回答率も約26%と低いこと、またご回答の属性としましては60歳代以上の方が64%を占めたことがございます。

一方で、eマーケティングリサーチ制度につきましては、若い方が比較的、70%以上が40代までの方だということでありまして、モニターに登録している方ですので、町政に対して関心が高い方が多いというところでこの差が出てきているのかなと思っております。

そして、最後の転入者窓口アンケートについては、転入世帯のうち14.5%の方がブランドマークやスローガンを見たことがあると回答いただいております。また、転入に当たって移住ポータルサイトを事前に確認をして、寒川町のことを調べたでしょうかという問いに対しても、13.5%ということで、こちらの推移については、去年は12.4%でしたので、1.1ポイント上昇しております。母数が増えている中で上昇傾向にあるというところは、いい傾向かなと前向きに捉えているところでございます。

今後につきましてもこういった手段を使いながら、マイルストーンを置きながら検証していきたいと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 国勢調査の調査員につきましてでございます。対象となる方は既に今募集を開始しているところなんですけれども、20歳以上の健康な方という条件になっております。こちらは兼職、お勤めをされていても構わないですし、学生さんも可能ということで募集をさせていただいております。また、募集人数につきましてなんですけれども、目標としましては230名程度を見込んでおります。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、まず1点目のところです。浸透度ですか、しっかり数字としてはかっただいているという部分はすごくいいのかなと思います。それなりにというか、ある程度の成果というのを出ているのかなと思うんですが、これから先についてはある程度浸透度が、認知度、浸透度が上がってきて、やはりそれをとにかく最終的には人口施策、定住人口に結びつけるということになると思うんですが、先ほどターゲットとして子どもですかね、メインターゲットとして子どもという答弁なんかもあったりしたんですが、メインターゲットを子どもに設定するということは、子どもを使ってという言い方はあれですけど、子どもをきっかけにして例えば定住施策につなげるとか、そういったお考えを持っているのかどうかというところをちょっとお答えいただきたいと思います。

2点目、基幹統計のほうなんです、230人を募集するというところなんです、最近この調査員のなり手が少ないというところであったり、あとこの調査員の負担の重さですかね、そういったところが指摘されているようなんですが、そういった点に対して何らかのこの対策というのを考えているのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。まず1点目のメインターゲットを子どもとしているがというお尋ねでございますが、先ほどの答弁の中でメインターゲットを子どもと申し上げましたのは、あくまでも『「高座」のころ。』実行委員会の取り組みのターゲットが子どもたちだということでご

ざいます。このブランディングの取り組みにつきましては、若い世代というところが子育て世代というところが当然メインターゲットとなっておりますので、今現在先ほど申し上げましたとおり新たな総合計画にのせていく事業について検討させていただいているということを申し上げましたが、その施策も当然若い世代、子育て世代の価値観をひもときながら、今整理をしているところでございますので、あくまでもこの取り組み全体のメインターゲットは子育て世代、若い世代だということでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 木下副主幹。

【木下副主幹】 国勢調査の調査員のなり手が今少ないという件についてでございます。こちらは負担が重いのではないかというご意見なんですけれども、確かに期間中、1調査区当たり40から70世帯ぐらいを回っていただくような形になっているので、負担が重いかもしれないですけれども、前回調査が平成27年に、5年前にございましたが、その調査のときに調査員さんのご意見ですとか調査の実施した中での課題を県のほうに報告しまして、それがまた国のほうにも伝わってそこで改善策ということで、今回の調査につきましては前回調査は1回目調査票を配った後に、オンライン回答をしていただいた方とそうでない方を分けまして、オンライン回答していない方にもう1回配るという作業が、2回作業があったんですけれども、今回は同時配布ということでその配布を1回にしたりですとかさまざまな改善をさせていただいているところです。

また、調査員さんのいろいろな疑問が出てきたり不安とかに対しても、町の職員のほうで適宜対応して、ご相談に乗りましてスムーズに、円滑に調査を進めていくということで対応していきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 『「高座」のこころ。』の部分なんですけど、メインターゲットは若い世代、子育て世代ということですね。その実行委員会の中で子どもに何らかの施策というんですか、やっていこうみたいな話だと思うんですが、ちょっと感じるのは『「高座」のこころ。』が2年進んできて、この内容を見ているとやっぱりちょっと総花的というんですかね、ちょっとぼんやりしているなというところを感じているところがあって、これ今すぐという話ではないですけれども、もうちょっと特化してもいいのかなと今思っています。例えばこの子育て世代をターゲットにするんだったら、もうちょっと子育てに特化、それはほかの政策との絡みも当然あるんですけれども、やっていく中で例えば何かに特化するとか、そういった形に変えていくというか、新化させていくというお考えというのは今時点で持っているのかどうか、その点お答えいただければと思います。

【杉崎委員長】 青木広報戦略課長。

【青木広報戦略課長】 ありがとうございます。まずは副委員長からご意見ございましたように、まだ当然議決もいただいていない段階ですけれども、内部で新たな総合計画の将来像なんかも目にするとところがありまして、その中でまさしく新化という言葉を使っている部分もございます。我々としましても、本当に特化といいますか、差別化を図っていかないと、ほかと同じようなことをやっていては寒川町は選ばれる確率は上がらないというところは常に思っております。

なので現在、施策検討をしている中でも当然ほかの自治体が何をやっているのか、ベンチマークなんかも見ながらしっかりとほかにはやっていない、寒川の規模だからできることというところもあると思いますので、その辺をしっかりと認識しながら、ある意味特化したような取り組みを構築して、今後展開していく。そのことによって、若い世代を寒川町に呼び込んでいきたいというふうな考えのもとに進めていきたいと、こういうふうに思っています。

以上です。

【杉崎委員長】 これにて質疑を打ち切ります。以上で企画部所管全ての審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。これで午前中の審査は終わります、午後は13時30分に再開いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて午後の審査に入りたいと思います。

ここからは総務部所管の審査に入ります。

まずは総務課所管の審査をしてみたいと思います。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。午後もよろしくお願いいたします。

それでは、これより総務部の予算審査をお願いいたします。初めに総務課及び文書館が所管する令和2年度予算でございます。説明は三橋総務課長及び高木専任主幹から行います。質疑については出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 それでは、総務部総務課所管の令和2年度予算につきまして、ご説明させていただきます。説明に当たりましては提出いたしました資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事業費別歳出歳入予算の内容説明に入る前に、令和2年度の人件費の概要でございます。令和2年度は会計年度任用職員制度がスタートいたしますことから、説明資料を変更しておりますので、順にご説明いたします。

まずタブレット資料2ページをごらんください。令和2年度人件費概要、(1)は会計年度任用職員以外の職員の人件費を会計別に集計したものでございます。上段が令和2年度、中段が令和元年度、下段がその比較となっております。

一般会計及び特別会計における人件費の総額といたしまして、一番下の総計の合計欄の右端に記載しております赤字の数字です。34億9,569万6,000円で、前年度と比較しますと412万2,000円、0.12%の減でございます。同じ行、左端の職員数につきましては、1,267人から1,328人へと61人増加しておりますが、これは総計欄の上から2つ目、非常勤特別職が887人から949人へと62人増加しておるためで、下から2つ目の一般職につきましては1名減となっております。また、人事院勧告による給与や期末手当の支給率の改定による影響が少なかったこともあり、前年とほぼ同様の人件費総額となっております。

一番上の一般会計をごらんください。一般会計の合計額は32億2,448万8,000円で、前年度から871万

6,000円、0.27%の減と、総計と同様の状況であります。

次のページでご説明いたしますが、会計年度任用職員の報酬を加えますと、一般会計の総額151億7,200万円に占める割合は22.6%で、前年より0.2%の減となります。一般会計の総額が増えておりますので、人件費の割合は減っておりますが、金額としては会計年度任用職員の分が増加しております。

タブレット資料3ページをごらんください。人件費概要(2)は主に会計年度任用職員の報酬について会計別に集計したものでございます。会計年度任用職員の報酬、職員手当等及び共済費を合計した総額は2億3,108万7,000円で、これに前のページの正規職員の総額合計を加え、表の一番下、総合計の金額37億2,678万3,000円が全ての人件費の総合計となります。前年度より2億2,696万5,000円、6.49%の増額となっております。前の表の前年度の金額は昨年度までの臨時非常勤職員の賃金が人件費として含まれておりませんので、このような差が生じています。

次のページをごらんください。令和2年度の会計年度任用職員とこれまでの臨時非常勤職員を比較してあるものです。前年度と比べますと人数の増加は1名ですが、金額は約2,500万円の増額であります。雇用に係る金額内訳欄に記載のとおり、新たに支給する期末手当や人件費には含まれませんが、通勤に係る費用弁償により増額しているものでございます。人件費の概要につきましては以上でございます。

それでは、令和2年度事業費別歳出歳入予算の概要につきまして説明いたします。タブレット資料は5ページをごらんください。予算書は36、37ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費であります。特別職を含む職員85名分の給料、職員手当等並びに共済費でございます。

下の表をごらんください。職員給与費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は20ページ、21ページの環境課の犬の登録手数料201万8,000円のうち、本事業へ91万2,000円を充ててございます。

次に、タブレット資料6ページをごらんください。予算書は36、37ページ、一般管理費であります。

報酬は公務災害補償等認定委員会、特別職報酬等審議会、固定資産評価審査委員会の委員報酬、報償費は自治行政法律相談をお願いしております弁護士への謝礼、旅費は職員の普通旅費で、需用費の消耗品費は定期刊行物や新聞購読料、役務費はiJAMPの通信サービス料やタブレット端末のクラウド使用料でございます。使用料及び手数料はタブレット端末23台分の借上料でございます。報酬の減額につきましては備考欄に記載のとおり会議開催回数を見直したものでございます。

次にタブレット資料は7ページをごらんください。予算書は38、39ページの2目人事管理費の人事管理経費であります。報酬と職員手当等は会計年度任用職員もので、総務課が予算を持っておりますのは産休や育児休業、退職者等の代替えで配置する会計年度任用職員9名分の報酬及び職員手当であります。共済費については地方公務員災害補償基金負担金及び会計年度任用職員の社会保険料負担金でありまして、会計年度任用職員分につきましては、これまでも非常勤職員分として支出していた負担金であります。災害補償費は寒川町職員公務災害等見舞金条例に基づき、職員が公務災害に遭った場合の見舞金でございます。旅費は職員の普通旅費のほか増額分は会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。現状の臨時職員等の状況から5名分の費用弁償を見込んでおります。

需用費の消耗品費は参考図書や職員用の椅子等の事務用消耗品の購入費、被服費は職員用の作業服等の購入代、医薬材料費は職員の救急用医薬品代でございます。委託料は職員採用試験の事務委託料と人事評価システムを運用するための委託料でございます。職員採用試験ですが、1次試験として基礎的な

学力や適性を図るため筆記による試験を実際しておりますが、この1次試験につきまして、民間でも多く実績がある試験を導入したいと考えております。公務員試験用の対策が不要となる試験でありまして、幅広い受験者を見込めるものでございます。民間では多くの実績がありまして、近年は自治体での導入も増えているタイプの試験であります。多くの受験者を募り、優秀な人材の確保につなげたいと考えております。負担金補助及び交付金は、公平委員会の事務費負担金や非常勤職員の公務災害補償負担金でございます。賃金は会計年度任用職員制度の施行に伴いまして、廃止されております。

タブレット資料は8ページをごらんください。職員表彰経費であります。町職員表彰規則に基づく表彰者への記念品代として、1人当たり1万円、2名分を計上しております。

タブレット資料9ページをごらんください。職員研修事業費であります。行政課題等への対応や職員のスキルアップに向けた職員研修に係る経費でございます。報償費が皆減となっておりますのは、前年度は講師の中に個人の方がおられたためであります。旅費は研修に出席する職員の旅費及び総務課職員の普通旅費で、備考欄に記載のとおり研修内容と参加対象者の拡大を図るため増額となっております。委託料は階層別研修を実施するための委託法人に対する委託料でございます。負担金補助及び交付金は、各種専門研修への職員派遣時の研修負担金や市町村研修センターへの負担金でございます。

下の表をごらんください。職員研修事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は32、33ページの総務課の市町村振興協会研修事業助成金2万4,000円を本事業へ全額充ててでございます。この市町村振興協会研修事業助成金は、町職員が市町村職員中央研修所などで開催する研修を受講するに当たって、公益財団法人神奈川県市町村振興協会より受講経費の一部の助成を受けるものでございます。

次にタブレット資料は10ページをごらんください。職員健康管理経費であります。報酬は職員の健康保持や増進を図るための産業医の報酬で、委託料は労働安全衛生法第66条に定められております職員の健康管理のための健康診断等の委託料でございます。

タブレット資料11ページをごらんください。職員福利厚生経費であります。地方公務員法第42条の規定によりまして、職員の元気回復その他福利厚生事業を行う団体であります寒川町職員福利厚生会への事業委託料でございます。

次にタブレット資料は12ページをごらんください。3目文書管理費の文書事務経費であります。文書事務経費は、保存文書の適正な管理を行う経費や例規システムの適正な管理等、文書事務の効率化を図る経費で、需用費の消耗品費は加除式図書の追録代や文書保存に必要な消耗品代でございます。役務費は役場から発送する文書の郵送料、委託料は例規システム機器等管理サポート業務委託料、廃棄文書の裁断回収委託料でございます。なお、主な予算の減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおり実績をもとに見直したものでございます。

下の表をごらんください。文書事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書32、33ページの下水道事業事務負担金369万5,000円のうち、本事業へ5万9,000円充ててでございます。

タブレット資料は13ページをごらんください。印刷事務経費であります。印刷事務経費につきましては、印刷機器等の活用により事務の合理化や迅速化を図るための経費でございまして、需用費の消耗品費は印刷用紙、印刷機器の消耗品代で、修繕料は断裁機の歯の研磨代でございます。使用料及び賃借料は複合機、簡易印刷機、オフセット印刷機等の借上料でございます。備考欄に記載のとおり実績をもと

に見直したものでございます。

下の表をごらんください。印刷事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は32、33ページの下水道課の下水道事業事務費負担金369万5,000円のうち、本事業へ19万円充ててでございます。歳入番号2、雑入のその他87万4,000円のうち、本事業へ10万5,000円充ててでございます。

次に、タブレット資料は14ページをごらんください。情報公開事務経費であります。情報公開事務経費は、情報公開条例や個人情報保護条例に基づきまして個人情報の適正化を図るための経費でございます。報酬は情報公開制度運営審議会、個人情報保護制度運営審議会等の委員報酬でございまして、旅費はこれらの委員の費用弁償及び職員の普通旅費でございます。

続いて文書課に関係する経費につきまして、高木館長よりご説明いたします。

【杉崎委員長】 高木文書館長。

【高木専任主幹（兼）寒川文書館長】 それでは、続きましてタブレット資料で15ページをごらんください。予算書は46、47ページ、16目文書館費の文書館管理経費でございます。

文書館管理経費は、館の運営に係る経費でございまして、まず報酬は文書館運営審議会委員5人の報酬でございます。旅費は文書館運営審議会委員の費用弁償と職員の研修等の普通旅費でございます。需用費の消耗品費は図書関係及び事務用の消耗品の購入代でございます。役務費は電話料金です。それから、負担金補助及び交付金は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会等への負担金でございます。なお、主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

最後でございますが、タブレット16ページをごらんください。文書館資料保存活用事業費でございます。まず報酬です。町史編集委員5人の報酬のほか、増額分につきましては文書館で勤務する会計年度任用職員の報酬です。文書館の資料整理作業、庶務等のためにこれまでの臨時職員、非常勤職員を雇用しておりましたが、同様に3名を会計年度任用職員として雇用する予定でございます。職員手当につきましても同じく会計年度任用職員の期末手当が新たに増額となっております。

共済費でございますが、これも会計年度任用職員の関係ですが、その社会保険料の負担金でございまして、これはこれまでも非常勤職員分として支出していたものでございます。報償費は町制80周年記念の講演会を開催したいと思っております、その講師謝礼。それから、旅費は町史編集委員の費用弁償と職員の普通旅費、それと増額分につきましては会計年度任用職員の通金にかかわる費用弁償を新たに計上しております。需用費のうち消耗品費は展示や資料保存の関係の消耗品、それから、町史刊行に必要な消耗品の購入代、印刷製本費は町制80周年の記念誌の印刷代でございます。役務費はその刊行物の郵送料と町制80周年記念誌の原稿料でございます。委託料は資料の燻蒸及び記録筆耕、テープ起こしの委託料でございます。なお、賃金につきましては会計年度任用職員の施行に伴いまして廃止になっております。主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして下の表をごらんください。文書館資料保存活用事業費の特定財源でございます。歳入番号1番、予算書でいきますと28ページ、29ページの文書館の町史刊行物売払収入28万6,000円を本事業に充ててでございます。この町史刊行物売払収入は、寒川町史をはじめ町史研究調査報告書、それから、令和2年度作成します町制80周年記念誌など冊子、それから、絵葉書といったものを約340冊を販売することを見込んだものでございます。

歳入番号2番、予算書でいいますと32ページ、33ページの文書館講座等資料代3万2,000円を本事業に充ててございます。この講座等資料代は、古文書講座及び80周年記念の講演会の開催に伴いまして、参加者からご負担いただく配付資料の実費の見込み額でございます。

歳入番号3番、文書館のアーカイブズ実習負担金2,000円を本事業へ充ててございます。このアーカイブズ実習負担金と申しますのは、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の学生が文書館で実習を行う際に大学が支払う負担金でございます。

以上が文書館にかかわる予算の概要でございます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手でお願いいたします。

岸本委員。

【岸本委員】 タブレット7ページの人事管理経費の委託料の中の職員採用試験内容見直しによる増というところでございますが、先ほど課長の説明の中で民間の試験を用いて幅広い新入職員の場を広げるという答えでございましたが、その中で今も多くの方が試験にいらっしゃっていて、その中でも前回の会議の中で受かって、寒川を選ばずほかに行ってしまうというような課題があるという中で、ここで思ったことは、これをやったところで幅広い方が受けたとしても、残る方がどれだけいるのかというところ。というのは試験を多く募ったところで、その先のフォローがないとだめだと思うんですけども、試験だけでなく今総務課として新しく新入職員さんが残るような施策というか、そういった研修というか、そういったカリキュラムというものも考えているのかどうか、その点について1点お聞かせください。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 確かに試験合格後、辞退をされる方が多くいらっしゃることは事実でございます。最初の試験を変えてもその部分については変わらないではないかというところはそのとおりかと思えます。今、ちょっと検討はしているところなんです、1次試験のほかに面接試験等も行つ中で、違った形でより多くのお話を聞けるような形をとって、町の職員と深くかかわって町の印象を深く印象づけるような形にならないかなというように検討はしておりますが、なかなか入ってからの研修はいろいろあるかもしれませんが、合格後、寒川に残っていただける手段というのが難しいのも確かでございますけれども、面接の方法等工夫して残っていただけるように努力したいと考えております。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 面接の中とかで寒川町の魅力であるとかこの職場の魅力なんかを伝えるということが今後大事なのかなと思ってしまして、ただ単に受かったから合格じゃなくて、ある意味新入職員の方々に町の魅力のプレゼンというか、先ほどの広報戦略課ではございませんけれども、しっかり発信の仕方を変えなきゃだめなのかなと思っていますので、そういった施策といいますか、内部のことですので、しっかりと検討していただいて、よりよい人材を登用できるようにしていきたいと思いますが、即そのようなことに取り組んでいただけるかどうか、それだけ答弁をいただければと思います。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 試験を受けられる方の中で、町のホームページをごらんになって来られる方が多

いんですけれども、職員募集のPRの言葉に引かれたというような言葉もいただいておりますし、そういったところもさらに工夫しながら、もちろん面接の仕方も工夫しながら町の魅力を伝える形をよく考えていきたいと考えています。

【杉崎委員長】 よろしいですか。他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 済みません、2点お伺いしたいと思います。タブレットの16分の9の職員研修事業費のところですけども、前年度とそんなに予算額としては大きく変わっていないのかなというふうには思いますけれども、特にことし、この近年のいろいろな幅広い職種が増えてきている中で、寒川町として特徴を見出していく中で、この研修の中で新たに導入している研修とかというのがあるのかどうか、例年どおりなのか、そこの辺を少しお聞かせいただけますでしょうか。

それから、2点目が何ページということではないんですけれども、今年度から会計年度任用職員の令和2年度から始まるということで、多くの方が採用されて一番最初に報酬の部分で金額が大きく変わってきている部分もあるかと思うんですけれども、これはもしかしたら総務の協議会の中でご説明がもしかしたらあったのかもしれないんですけれども、国のほうでいろいろな留意点ということで、この任用制度で特に大きく変わる点は、期末手当が出ていく点だと思うんですけれども、昨今のさまざまな自治体の財政難の中で、ここの期末手当の抑制とかいろいろな部分で懸念されている部分があると思うんですけれども、町としてはしっかりと例えばお給料と期末手当、きちんと支払われるようになっているかどうか。国のほうではその辺が財政難で期末手当を抑制するとか報酬を少し下げるとかという、その辺が懸念されている部分があるので、町としてはきちんとした給与体系というか、そういうものがきちんとされているかどうか、その確認をさせていただきたいと思います。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いします。

芝崎主幹。

【芝崎主幹】 まず1点目の研修内容についてなんですけれども、確かに予算のほうの研修費は特に変更はございません。毎年研修内容につきましては、今職員にとって何が必要な研修なのか考えた上で、研修のほうを進めておりますので、また来年度に向けては今年度と内容については全く同じものの部分とそうでない部分とが出てくるかと思っておりますけれども、その上で予算の範囲の中で職員にとって必要な研修を行ってまいりたいと考えております。

引き続きまして、2点目の会計年度任用職員についてなんですけれども、こちらは今いらっしゃる臨時職員、非常勤職員の方というのはそもそも規則の中で賃金の賃金表というのがございまして、こちらに基づきまして支給をしております。今度は会計年度の条例になりまして、新たに職員の給料表1級、2級をもって支給という形になっておりますので、そもそもつくりが違うのです。それに当てはめまして各会計年度任用職員に支給をしていきますので、確かに月額で比較しますとつくりが違うので、金額自体に違いが生じます。

期末手当についてなんですけれども、こちらは国に基づきまして、週の勤務時間が15時間半以上かつ6カ月以上の雇用となるものにつきましては支給する形で予算計上のほうはしております。ですので、抑制ということではなくて条例に基づきまして支給を行っていくということになります。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 2点目の件は承知をいたしました。よろしくお願いいたします。

1点目の職員研修ですけれども、予算の範囲内で来年度必要と思われるものについて変更していくというようなお話でしたけれども、必要なものはもちろん予算内でやっていく、すごい必要なことなんだと思うんですけれども、本当に今、さまざまな場面で変化をしてきているので、そういったところは柔軟にしっかりと対応していただきたいと思います。

もう既に研修の内容というのは、全工程というのはわかっているんですか、資料とか。こういった研修を職員が受けていくというのがもしこの時点でわかっているならば、資料として提出していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 芝崎主幹。

【芝崎主幹】 来年度の研修内容につきましては現在検討中ですので、まだ資料のほうは申し訳ありませんが、用意のほうができません。

以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですか。他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 私も人事管理経費、今太田委員が質問した部分に関連するところを質問させていただくんですが、今聞いた中で賃金から会計年度任用職員制度になったことにより、システムが変わったということで報酬も違って来たという形で聞いたんですけれども、全体的に予算を見ると変わったことによって増えているじゃないですか。その増えている部分はこういったところが増えたのかというのをもう少し詳しくお聞きしたいのと、これに伴って増えている傾向じゃないですか。一般職の正規職員の採用というのは今後増やしていくのか、それともその割合を会計年度任用職員のほうにシフトしていくような考えなのか、その辺をちょっとお聞かせください。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 では、会計年度任用職員の制度の形によって増えた部分というところの質問がございました。最初の資料でいくと4ページになりますでしょうか。一番上のR2年度の欄がございまして、雇用にかかる総額という欄が最初にあります。そこが合計なんですけれども、R2年度についてはこれが会計年度任用職員の雇用にかかる総額、前年度R1年度についてはこれが臨時職員、非常勤職員のものでありました。前年度対比のところでは2,547万5,000円という形になっておりますが、端的に申しますとその分は増えているということになります。内訳もございしますので、比較していただくと主に期末手当の部分がやはり多いのかなという形かと思います。あと費用弁償です。そこが一番わかりやすい形かと思います。

それから、職員の採用についてでございますけれども、正規の職員で賄う業務なのか会計年度任用職員が賄う業務なのかという業務の違いがあるかと思います。大前提がそこだと思いますので、会計年度任用職員で賄える業務については会計年度任用職員を当てる形をとらせていただいて、一般の職員についてはよくよく事務量等精査いたしまして、必要なところに適切な形で人員を配置するというのが人

事担当課の役割かと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 必要な部分を一般職員の採用ということなんですけれども、先ほども質問したとおり一般職の人がやらなきゃいけない職務というのが増えていくのか減っていくのか、それによって会計年度任用職員を採用するのが増えていくのか減っていくのかという部分がよくわからないですね。今、必要に応じて一般職を採用していくというんですけど、これから増えていくということなんですか、それとも必要に応じてというだけとしか言いようがないんですかね。それとやはり話はちょっとあれなんですけれども、昨今さまざまな災害というか台風とか地震によっていろいろと町でも今のところそういうことはないんですけれども、非常に大きな災害を受けたときに今の職員さんだけで賄えるかどうかというのも大丈夫なのかなというのはあるんですけれども、どうですか、その辺をちょっとお聞かせください。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 一般の職員の人数については、やはり事務量を適正に判断して、適正な人員を確保するということしか言いようがないんですけれども、先ほどの前段のご質問の中にもありましたとおり、現に欠けているというんでしょうか、必要なところが補充し切れていない部分も確かにございますので、そういったところは積極的に採用に努めたいと考えております。

災害につきましては、ちょっと災害でどういった程度のというのもいろいろあるとは思いますが、通常の業務を賄える人数がベースになろうかと思っております。

ごめんなさい、以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですか。それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 1点なんですけれども、人件費の部分で時間外というんですか、残業の部分というのは予算を組む中で見積もっているのかどうか。その見積もりというのは令和元年度と比べて増えているのか減っているのか。その部分についてお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 済みません、時間外勤務手当についても見積もってはおります。当然ながら見積もっておりまして、費用は前年に比べて増えています。数字を今確認しております、申し訳ないです。確認できたらご報告いたします。

【杉崎委員長】 増えていると。佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 その時間外の部分なんですけれども、残業するしないの判断だとか残業が必要かどうかの判断というのは、それは誰がしているものなのかというところを1点聞きたいのと、もう1点がその残業するしないというのは、当然この人件費の予算というのは限りがあるわけで、例えば課によっては予算を超えて残業する必要が出てきたりとか、またその逆も出てくるかなと思っていて、自治体によっては課によって残業をしちゃいけない課があったりとかそういった話も聞いたことがあって、予算に対する残業の考え方というんですかね、それはちょっとどういうふうになっているのかというのを聞きたいですけれども。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 まず残業の必要性についてお話があったかと思います。誰がというご質問でしたので、残業が必要かどうか、課長が判断することになるかと思います。課長職というんですか、所属長が判断することになりますし、事前申請のような形できょう何時間やるという事前申請の形も今仕組みとしては持っております。

時間外勤務手当の予算額との関係もございまして、その辺を所属長が把握しながら命令をするという形になります。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 そうするとやっぱり例えば課によっては、人件費の予算が限られている中で、これ以上残業ができない状態であったりとか、逆に予算が余っているからもう少し残業したほうがいいんじゃないかとかそういった状況が起きるんじゃないのかなと思うんですけれども、その点についてお考え、見解をお聞かせいただきたいんですが。

【杉崎委員長】 三橋総務課長。

【三橋総務課長】 まず後のほうの予算があるから残業してしまえというのはあり得ない話です。ただ、業務の状況によって新しい業務等も増えておりますので、予算の見積もりのときに見込みが正確にできず予算が足りなくなる状況の中にはございます。なので補正予算等で対応する場合もあるかと思えます。

【杉崎委員長】 よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切りまして、総務課所管の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより総務部の施設再編課の所管の審査をしてまいりたいと思います。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 続きまして施設再編課が所管いたします令和2年度予算の審査をお願いいたします。説明は関根施設再編課長から、質疑については出席職員より対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 関根施設再編課長。

【関根施設再編課長】 それでは、総務部施設再編課所管の令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は40ページ、41ページの2款総務費1項総務管理費6目財産管理費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。

町有財産管理経費であります、町有財産を良好な状態に保ち、効率的に運用するために管理するも

のでございます。役務費については、インターネット公有財産売却システムの利用料や町有財産のうち施設再編課所管分の建物災害共済保険料及び総合賠償補償保険料でございます。

続いて下表をごらんいただき、町有財産管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページの公有財産売却収入1万3,000円はインターネットの売却システムを通じて公有財産を売却することで得るもので、そのうち1,000円を役務費の通信運搬費、インターネット公有財産売却のシステム利用料に充当し、差し引いた1万2,000円は一般財源となります。

次に、タブレット資料は3ページをごらんください。管財事務経費であります。管財一般事務の円滑な運営を図るものでございます。旅費については職員の普通旅費、負担金補助及び交付金は国土調査推進協議会への負担金でございます。管財事務経費は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は4ページをごらんください。庁舎等維持管理経費であります。庁舎建物等及び設備の保守・保全・管理を行うことにより町民の利用の便に供し、公務の円滑化を図るとともに、建物の美観及び使用期間の延長を図るものでございます。需用費については、消耗品は庁舎の維持管理に係るトイレットペーパーや清掃用ごみ袋などの消耗品代、修繕料は庁舎天井トップライトカバーの取り替えや分庁舎1階のハロン消火設備等の修繕料、燃料費は庁舎等の維持管理に係る燃料代でございます。光熱水費はガス、水道、電気代及び下水道使用料で、役務費は電話代や簡易専用水道の検査に係る手数料、委託料は庁舎の維持管理や電源設備等の保守点検の委託料でございます。使用料及び賃借料は庁舎の空調機リース料やエレベーターのリース料で、原材料費は補修用材料、備品購入費は、電話交換用中継台のヘッドセットの購入、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への年会費や高所作業車の技能講習負担金等でございます。なお、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて下表をごらんいただき、庁舎等維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの県大気汚染常時監視測定網交付金については光熱水費に充てており、こちらの内容につきましては後ほど環境課でご説明いたします。

歳入番号②、予算書は32、33ページの下水道事業事務費負担金369万5,000円のうち、光熱水費へ48万5,000円、電話料の役務費に6万2,000円、庁舎維持管理等の委託料に87万4,000円、計142万1,000円を充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

歳入番号③、予算書は32、33ページの自動販売機等電気使用料37万円のうち、施設再編課所管分の27万2,000円は役場庁舎に設置している自動販売機等の電気使用料の実費負担分で、光熱水費に充てております。

歳入番号④、予算書は32、33ページの町民センター分電気使用料については、本来町民センターの指定管理者が電力会社に支払うべきものを、庁舎と町民センターが一体不可分なため一括して町が支出することから実費相当分をいただくもので、324万9,000円を光熱水費に充てております。

歳入番号⑤、予算書は32、33ページの町民センター分上下水道使用料についても同様の理由から実費相当分をいただくもので、44万円を光熱水費に充てております。

歳入番号⑥、予算書は32、33ページの町民センター分空調及び清掃ほか管理委託負担金については、従来、庁舎と町民センターを一体として管理委託していたものを、町民センターに指定管理者制度を導

入したことで分割することは効率性に欠けることから、これまでどおり庁舎と町民センターを一体として管理委託し、その支出については町民センター分も含むことから指定管理者から実費相当分をいただくもので、2,401万9,000円を委託料に充当してございます。

歳入番号⑦、予算書は32、33ページの町民センター分管理委託時間外負担金についても同様の理由から実費相当分をいただくもので21万3,000円を委託料に充当してございます。

歳入番号⑧、予算書は32、33ページの広告付き案内地図板電気使用料は、本庁舎1階ロビーに設置しております広告付き案内地図板の電気使用料実費相当分をいただくもので、1万円を光熱水費に充当してございます。

次に、タブレット資料は5ページをごらんください。庁用自動車管理経費であります。庁用自動車を整備・管理し、安全運転確保を図るとともに公務の円滑化を図るために管理するものでございます。需用費については、消耗品は公用車に係る消耗品代、修繕料は車検時の整備代や定期点検に伴う公用車の修繕料、燃料費は公用車にかかるガソリン代でございます。役務費は車検時の印紙代や自賠責保険料で、使用料及び賃借料は有料道路通行料やマイクロバスの借上料、ワゴン車、町長車及び議長車のリース料でございます。備品購入費は、軽自動車の購入、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎安全運転管理者会への補助金等でございます。公課費は車検に伴う自動車重量税でございます。なお、その他主な予算の増減額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続いて下表をごらんいただき、庁用自動車管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの下水道事業事務費負担金369万5,000円のうち、負担金補助及び交付金へ1万9,000円充当してございます。こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

次に、タブレット資料は6ページをごらんください。建築営繕事務経費であります。営繕工事における概算見積書や設計書等の作成、工事等の発注及び管理といった建築営繕事務を円滑に推進するための事務経費でございます。旅費は職員の普通旅費で、需用費の消耗品は建築工事設計にかかわる参考図書代等でございます。使用料及び賃借料は、建築工事設計のための営繕積算システムを導入したことに伴う使用料でございます。備品購入費は平成30年度に積算システム導入に伴うパソコンを購入したため皆減、負担金補助及び交付金は、使用料及び賃借料に科目変更したため皆減となっております。建築営繕事務経費は全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は7ページをごらんください。公共施設再編計画策定事業費であります。寒川町公共施設等総合管理計画に基づき、その実行プランとなる公共施設再編計画を策定するための事業費ですが、外部委員会等の開催予定はないため、皆減となっております。

次に、タブレット資料は8ページをごらんください。公共施設更新等事業費であります。公共施設等総合管理計画に基づき、対策の実施に当たるものでございます。旅費は国、県、他市町村との調整、情報共有のための会議である神奈川県公共施設等マッチング連絡会議に出席するための職員の普通旅費、役務費については、令和2年度は普通財産未利用地を処分する予定がないため、不動産鑑定手数料が皆減となっております。公共施設更新等事業費は、全て一般財源でございます。

次に、タブレット資料は9ページをごらんください。歳入予算の概要でございます。予算書は18、19ページの行政財産使用料12万4,000円のうち、施設再編課所管分の11万3,000円は庁舎敷地内におけるA

TMや自動販売機など行政財産の目的外使用に係る使用料収入、次に予算書は28、29ページの土地賃貸料31万円は、寒川小学校南側に隣接する駐車場をさむかわ保育園を運営している社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会に貸し付けることで得る賃貸料収入、同じく予算書は28、29ページの公有財産売払収入1万3,000円につきましては、2ページ目の町有財産管理経費でご説明したものでございます。

次に、予算書は32、33ページの広告掲載料90万円のうち、施設再編課所管分の12万円につきましては、公用車にマグネットで張りつけている広告掲載料でございます。

以上で施設再編課所管の令和2年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料の4ページ目なんですけれども、その中の需用費の修繕料について、ことは増えているということで、機器類の老朽化対応に伴う修繕料ということなんです、その機器類というのはどういったものなのかと、メンテナンスしながらやっていたんだと思うんですけれども、何年ぐらい使われていたのかということをお聞かせください。

【杉崎委員長】 関根施設再編課長。

【関根施設再編課長】 庁舎等維持管理経費の修繕料の内容ということになろうかと思います。こちらから庁舎の修繕料につきましては、年次計画を立てておりまして、昨年度はその前の年に前倒しして行ったというところがありましたので、修繕料の計上が当初ありませんでした。今回その計画に基づいて先ほど一部ご説明いたしましたが、本庁舎天井のトップライトカバーの取り替え修繕、1階から吹き抜けになって見上げると採光できている天井からの部分になりますが、そこが複数ございます。

あと分庁舎の1階にハロン消火設備というものがあまして、シャッターがおりるような形で火災が起きたときに延焼を防ぐといったものになります。こちらが今一部不具合があまして、シャッターがおりたような状態になっているものがあります。利用する限りにおいてはそこで大丈夫なんです、ただ、シャッターがおりっぱなしというところもよくないということもありますので、今回計上させていただいております。

天井のトップライトカバーについては今まで交換したことがございません。老朽化に伴ってひびが入っていたりとかといったところは応急的にカバーしてあったというところがありますが、年次計画を立てていましたので、そこで修繕を計上させていただいております。

ハロン消火設備につきましてもかなり金額がかかる、見積りの段階で407万になっておりますので、こちらについても今回計上させていただいて、修繕に着手できればと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、施設再編課の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて総務部税務課並びに収納課の審査に入りたいと思います。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、引き続き税務課及び収納課が所管いたします令和2年度予算の審査をお願いいたします。

説明は大八木税務課長並びに石川収納課長から行います。質疑については出席職員より対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 それでは、税務課所管の令和2年度歳出予算につきましてご説明をいたします。2款総務費2項徴税費でございます。なお、内容につきましては、提出いたしました事業費別歳出歳入予算の概要に基づきまして、順次ご説明させていただきます。タブレットの2ページをお開きください。

科目の順序が前後いたしまして大変申し訳ございませんが、2目賦課徴収費を先にご説明いたします。予算書のページは48ページ、49ページです。

賦課管理経費は町税などの賦課に係る事務に関します旅費、需用費、役務費などの経費で、前年度当初予算額に比べ、総額では613万6,000円の減となっています。旅費は職員が県庁等へ出張する際の交通費でございます。需用費の消耗品費は参考図書や申告書用ファイルなどの税金の賦課事務用の消耗品代、印刷製本費は納税通知書など、賦課事務に関する各種印刷物の作成費用、役務費は納税通知書や町民税申告書などの郵送料でございます。委託料は町県民税や軽自動車税種別割及び固定資産税の納税通知書封入処理委託並びに固定資産税の賦課業務に係る資料整備のための委託業務等に係る費用で、昨年度に比べ減額となっております。これは令和元年度に3年に一度の標準宅地の本鑑定を実施する年度に当たっていたため、委託料が膨らんでいたためでございます。

委託料の内訳ですが、まず納付書封入処理委託は305万円です。次に、固定資産税に関する委託は1,864万4,000円で、前年度に比べて932万4,000円の減となっております。これは主に固定資産税標準宅地鑑定業務委託料の減によるものでございます。

個人市民税賦課資料整備業務委託料は182万5,000円、この委託料は平成31年度予算までは賃金で予算化していた臨時職員の作業を委託化したもの、これにプラス広報戦略課情報システム担当で予算化されていた町民税の電算入力データ作成及び運搬委託の予算を税務課に移管し、これらの一連の作業を連動させることによって、事務の効率化を図ることを目的に今年度より予算計上させていただきました。軽自動車検査情報提供委託料は14万8,000円で、前年より1,000円の増でございます。

次に使用料及び賃借料は、固定資産税関係のシステムと所得税申告書等のデータを送信するためのコンピュータ借上料などでございます。増額は国税連携システム機能の追加によるものでございます。

次に負担金補助及び交付金でございます。内訳を申し上げますと、まず地方税共同機構負担金ですが、エルタックスと申しまして、国税の申告書データをはじめ、地方税の賦課に関するさまざまな申告デー

タを電子でやりとりするための全ての地方団体をオンラインで結ぶネットワークシステムを管理、運用しています団体への会費でございます。

そのほかに藤沢税務署管内2市1町税務協議会負担金、神奈川県町村税務協議会負担金、資産評価システム研究センター負担金となっております。なお、税務課の歳出予算の財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上で税務課所管部分の歳出予算の説明を終わらせていただきます。引き続きまして、収納課所管の歳出予算につきまして収納課長より説明いたします。

【杉崎委員長】 石川収納課長。

【石川収納課長】 引き続き収納課が所管しております令和2年度予算につきましてご説明させていただきます。

予算書は48、49ページの2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。タブレット資料は3ページをお願いいたします。

職員給与費につきましては、税務課と予算科目が同じですので、収納課があわせて説明いたします。内訳につきましては、税務課職員13人分と収納課職員7人分の合わせて20人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。この職員給与費の特定財源でございますが、下表の事業に対する歳入科目等をごらんください。歳入番号1、予算書は20、21ページの税務証明手数料等でございますが、これは課税証明や納税証明など税に関する証明の発行手数料で、実績を勘案しまして計上しております。次に歳入番号2、予算書は28、29ページの県民税徴収事務委託金でございます。これは個人住民税につきまして県民税を含めて町が一括徴収することに対する徴収事務の委託金で、納税義務者1人に対し3,000円となっております。また、税額の変更等に伴い還付金が生じたときに、県民税も含めた税額を還付するため、県民税相当分につきましてもこの委託金により歳入するものでございます。予算計上に当たりましては、年度により増減がありますが、今年度は納税義務者を2万3,500人と見込んでおります。なお、この委託金は案分により税務課職員の職員給与費にも充当しております。これら2つの特定財源の充当合計額7,260万円を歳出合計額1億6,463万6,000円から差し引いた9,203万6,000円が本事業に充当する一般財源でございます。

続きましてタブレット資料4ページ、予算書は48、49ページ、同項2目賦課徴収費の賦課徴収事務経費でございます。

まず徴収管理経費でございますが、これは徴収事務全般に係る事務経費でございます。8節の旅費につきましては、会議、研修等に参加するための交通費でございます。10節需用費は、税関係の月刊誌、滞納整理に関する封筒などの消耗品と督促状、納付書などの印刷製本費でございます。印刷製本費につきましては今回在庫による対応のため、減額となっております。11節役務費は、督促状、催告書の郵送代、地方税共通納税システムの利用料や口座振替の手数料などでございます。

12節委託料につきましては、コンビニエンスストアによる収納代行委託の経費でございます。また、令和2年度より現在使用している納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンのカメラ等で読み取り、インターネットバンキングやクレジットカードにより支払いができるキャッシュレス決済の収納代行委託の経費を計上しております。初期導入費は84万2,820円、運用費につきましては58万4,650円

でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、滞納整理管理システムのリース料でございます。ことしの12月でリース契約が終了することから、引き続き令和3年1月よりサーバーの機器更新による5年間の長期継続契約を行うため、減額となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、昨年10月より全地方団体に導入された地方税共通納税システムの利用に伴う収納手数料負担金3万円で、利用件数1件につき33円でございます。また、同じく昨年の10月より神奈川県が市町村分も含めて賦課徴収することになった軽自動車環境性能割の徴収取扱費15万円を計上しております。この徴収取扱費は県が徴収する額の5%となっております。なお、この徴収管理事業経費の財源につきましては、全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料5ページ、賦課徴収事務経費の過誤納還付金及び加算金でございます。22節償還金利子及び割引料でございますが、これは過年度に納付した税金につきまして修正申告等により減額になった場合に、既に納付いただいている税金をお戻しする予算でございます。また、加算金につきましては、還付する金額や日数により加算金を加えてお支払いする場合の予算でございます。この事業につきましても全て一般財源となっております。

続きまして、歳入の一般財源につきましてご説明いたします。タブレット資料は7ページ下段の表で、予算書は30、31ページの21款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金でございます。こちらは納期限を過ぎた場合に翌日から計算されるもので、令和2年につきましては、昨年と同様に納期限の翌日から1カ月を経過する日までは年2.6%、それ以降は8.9%で計算されます。延滞金につきましては本税に付随するもので昨年と同額を計上しております。

以上で、収納課での説明を終わらせていただきます。引き続き、一般財源の歳入の町税につきまして税務課長より説明をさせていただきます。

【杉崎委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 それでは、歳入1款町税の説明をいたします。予算書につきましては、4ページ、第1表、歳入歳出予算の1款町税の部分、そして、10ページ、11ページの歳入歳出予算事項別明細書1総括（歳入）の1款町税の部分、及び14、15ページでございます。また、タブレットに資料につきましては6、7ページ、令和2年度歳入予算の概要、予算特別委員会用をごらんください。

それでは、予算書14、15ページをお開きください。1項1目町民税の個人でございます。令和元年度は穏やかな景気の持ち直しと賃金改善により、個人所得においては少しずつ伸びが見えてまいりました。こうした状況を踏まえた上、令和元年度の決算見込みなどを勘案し、積算をいたしました。

現年課税分の均等割は予算額8,160万円、前年度に比べまして100万円、1.2%の増といたしました。

所得割25億5,200万円で、前年度に比べまして7,000万円の増額、2.8%の増としております。主に給与所得者の伸びを見込んでございます。

次に、滞納繰越分ですが、2,300万円で、前年度と比べて130万円の減額、率にして5.3%の減です。滞納繰越分全体の調定額は減少傾向にあり、今後も納期内納付の奨励と公平、公正な徴収に努めてまいります。

続きまして、2目町民税の法人でございます。全体としては減額と見込み予算計上いたしました。予算書と合わせて、タブレットの参考資料をごらんください。右上に資料ナンバー1と表示しております

ページですが、こちらは法人町民税資本金等別均等割法人数でございます。

現年課税分の均等割ですが、1億5,000万円で、前年度と同額といたしました。資料ナンバー1に記載しております法人数ですが、令和2年度で1,152社と、9社増えておりますが、こちらを区分ごとの金額で積み上げて予算計上しております。

次に、法人税割ですが、令和元年度の決算見込額を踏まえ、さらに税制改正により令和元年10月1日から事業年度を開始する法人について、税率が3.7%引き下げられたことによる影響額を差し引きし、算定いたしました。予算額は4億1,600万円で、前年度に比べ6,000万円の減額、12.6%のマイナスとなっております。内容につきましては、タブレットの次ページ、資料ナンバー2、法人町民税産業別予算額調べをごらんください。

全ての産業区分において減額となっております。こうしたことから令和元年度は減額と見込んだものです。なお、参考といたしまして、次ページ、資料ナンバー3には法人町民税資本金等別予算額調べを掲載しておりますので、後ほどごらんください。

それでは、予算書に戻りまして説明を続けます。滞納繰越分につきましては50万円で、前年度と同額を見込んでおります。結果といたしまして、個人、法人を含めた町民税全体の予算額は、32億2,310万円となり、前年度に比べまして970万円の増額、0.3%の増といたしました。

次に、2項1目固定資産税です。現年課税分の土地につきまして令和2年度は評価替えではない据置き年度に当たり、地価の動向としては下落のみが反映されることとなる反面、負担調整措置による増収分が見込まれるため、予算額を19億7,400万円、前年度から500万円の増額、0.3%の増と見込んでおります。

家屋につきましては、取り壊しによる減額はあるものの、新築物件を考慮いたしまして、予算額13億9,300万円、前年度に比べ9,100万円の増額、7.0%の増でございます。

償却資産は、減価償却はあるものの既存設備の更新や新規の設備投資の予測から、予算額は8億9,300万円で、前年度に比べ7,800万円の増額、9.6%の増でございます。

滞納繰越分につきましては940万円で、前年度と比べ60万円の減額、6%の減でございます。この結果、土地、家屋、償却資産を含めた固定資産税全体では、予算額は42億6,840万円となり、前年度に比べ1億7,340万円の増額、4.2%の増といたしました。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金でございます。予算額は1億3,690万円で、前年度に比べ180万円の減額、1.3%の減でございます。内容につきましては、タブレットの資料ナンバー5、国有資産等所在市町村交付金をごらんください。こちらに記載しております神奈川県から関東財務局までが町内に所有している土地建物償却資産に対し、固定資産税にかわるものとして交付されるものでございます。

県営住宅の地価の下落、家屋経年による減が大きく、全体として減になりました。

次に、3項軽自動車税です。タブレット資料は資料ナンバー4、軽自動車税車種別予算額調べでございます。予算書とあわせてごらんください。資料ナンバー4は2目の種別割の内容をお示ししていることから、先に種別割についてご説明をさせていただきます。

令和2年度課税分では50cc以下及び50ccを超え90cc以下の原動機付自転車、三輪車、農耕作業用小型特殊自動車が減額が見込まれるものの四輪乗用自家用車を中心に増額が見込まれるため、2目種別割の

予算額は9,050万円で、前年度に比べ300万円の増額、3.9%の増でございます。滞納繰越分につきましては100万円で、前年度と同額を見込んでおります。

続きまして、1目環境性能割に戻させていただきます。こちらは平成30年12月に条例の一部改正を行いました税目でございます。令和元年10月から県により賦課徴収が始まりました。徴収月から2カ月遅れて町へ入金されております。令和元年度は12月から3月までの4カ月分を予算計上し、令和2年度より1年分を計上いたしておりますため、比較としては差が発生しております。

県における過去の自動車取得税額から寒川町の課税額を割り出し、予算額を390万円といたしました。結果、軽自動車全体では9,540万円で、前年度比590万円の増額、6.6%の増といたしました。

続きまして、4項1目町たばこ税でございます。増税による値上げや健康志向によるたばこ離れなどマイナス要因と、逆に増税による増収分をそれぞれ勘案し、令和元年度の決算見込みを参考に推計しております。

現年課税分の一般分は、予算額3億5,170万円で、前年度に比べ330万円の減額、0.9%の減といたしました。旧3級品につきましては、予算額740万円、前年度より180万円の減額、19.6%の減といたしました。この結果、町たばこ税全体の予算額は3億5,910万円で、前年度に比べ510万円の減額、1.4%の減といたしました。

最後に、都市計画税でございます。

現年課税分の土地につきましては3億2,600万円で、前年度に比べ400万円の増額、1.2%の増といたしました。家屋につきましては1億8,900万円で、前年度に比べ1,400万円の増額、8%の増といたしました。内容につきましては、それぞれ土地及び家屋の固定資産税と連動いたしております。なお、令和元年9月に田端西地区組合土地区画整理事業区域が市街化へ編入されたことに伴い、土地及び家屋ともに都市計画税が課税されております。

滞納繰越分につきましては110万円で、前年度に比べ10万円の減額、率にして8.3%の減でございます。

結果、都市計画税全体では、予算額は5億1,610万円となり、前年度に比べ1,790万円の増額、3.6%の増といたしました。

それでは、予算書のページに戻らせていただきます。4ページをお開きください。1款の町税でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税までの町税全体の予算額は86億円となります。

続きまして、予算書の10ページをお開きください。前年度予算額と比べ2億円の増額、2.4%の増でございます。なお、町税の一般会計の歳入総額に占める割合は56.7%で、前年度に比べ2.9ポイントの減となっております。

以上で、歳入、町税の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料の7-2です。説明で委託料です。先ほど聞き逃したのかもしれないですけど、臨時職員から委託に変わっているじゃないですか。その理由というのをお聞かせください。

【杉崎委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 ただいまの質問に関しましてご説明いたします。先ほどの質疑の答弁の中でもお話ししたんですが、賃金のほうで今まで臨時職員の雇用によって、給与支払報告書ですとか膨大な数のものをチェックして、集めて、保管して、それを整理するといった作業を臨時職員にお願いした部分を委託業者をお願いすることになりました。それとあわせて今まで広報戦略課の情報システム担当にお願いしておりましたパンチ委託を1つの業者をお願いすることによって予算的にもメリットがあり、さらに事務的にも効率が上がり、そういった需要で委託に切り換えさせていただきました。

以上でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 1つに一元化にするということで経費が減ったということなんですね、確認だけです。

【杉崎委員長】 大八木税務課長。

【大八木税務課長】 それも1つのメリットでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか、よろしいですか。

それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 大きく2点なんですけれども、1点が来年度から町税のクレジット決済が導入されるという話だったと思うんですが、システム導入が80万円ですかね。決済にかかる手数料というんですか、1件当たり幾らとかなのか、それとも何%なのかかわからないですけれども、それがどういう形でかかるかということと、あと手数料の総額を幾らで見込んでいるのかという点が1点と、あともう1点、国保料の徴収をこちらでやっているかと思うんですけれども、ちょっと国保の徴収のプロセスというんですかね、向こうからデータが来るんですかね、こちらで徴収ということだと思うんですが、そのプロセスをちょっと説明していただきたいんですが。

【杉崎委員長】 石川収納課長。

【石川収納課長】 まずクレジット決済の関係のご質問ですが、クレジットの場合は手数料はご本人負担、納税者負担になります。それで金額がその納付額に応じて手数料が変わってくるんですけれども、一例を言いますと1円から5,000円の区分が25円、5,001円から1万円が75円、1万1円から2万円が150円、2万1円から3万円が250円、3万1円から4万円が350円。

国保料の徴収のプロセスというご質問です。まず現年は担当課のほうで収納していただいております。納期限が過ぎた後、督促状が担当課から出ます。そうしますと今後納付の相談と我々から連絡、通知等が収納課から国保加入者に連絡が行く流れになっております。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 クレジット決済のところなんですけれども、利用者負担というところで利用者が選べばいいのかなというところはあるんですが、これによって納付する側は当然利便性が上がると思うんですが、徴収する側の事務作業が減るのか増えるのか、その点どのように捉えているのかというところが1点と、あと国保料の滞納の分の徴収というところで、その部分については国保の担当課のほう

とどういったやりとりというか、普通に税金の徴収とはまた違う要素というのがかなり含まれてくると思うんです。それがあるから徴収率がかなり違うという状況になっていると思うんですけれども、どういったやりとりをしているのかなというの、督促状を出して、その後訪問なりとかそういうことも含まれてくるのかなと思うんですけれども、どこまでを収納課でやって、どこまでを国保の担当課でやるのかというところが、どのようにになっているのかお答えいただければと思います。

【杉崎委員長】 石川収納課長。

【石川収納課長】 まず最初にクレジット関係の我々の事務作業はどうなるかというご質問ですが、今、コンビニエンスストアの収納代行委託のシステムがあります。それには納付書にバーコードが打たれていて、そのバーコード、コンビニで支払ったのがシステムで反映されて、我々のところで収納額がわかります。そのシステムを利用しましてやりますので、データが送られてくる量は増えるかもしれませんが、作業の工程がさほど変わりございませんので、事務量の負担が急激に増えるということはないと考えております。

それと国保の滞納のすみ分けのご質問だと思われますが、まず担当課のほうで納期限が過ぎた後、督促状を出し、その後納付がないものにつきましては、我々年間スケジュールで何月にどういう現年をやるとか滞納繰越分をやるのかというところで、その辺税、料関係なく未納の方々には通知等を出し、アプローチをしております。

あと財産調書等により差し押さえをした場合には、どうしても法律上税が優先されますので、税のほうを先に換価して、その後、まだあるようであれば料のほうに充当しております。そのような作業を行っております。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 その国保料の徴収のところで充当の順番というのは税金、国保料という形という答えだったと思うんですけれども、国保料のほうはそれ以外に特段の事情とかそういうのが考慮されたりとか、そういうことってあるんですか。

【杉崎委員長】 石川収納課長。

【石川収納課長】 保険証等もございますので、個々に応じて担当課と連絡を密にしまして、相談内容によっては国民健康保険のほうで納付相談ということもやっております。どうしても保険証が短期証とか資格証とかありますので。

【杉崎委員長】 これにて税務課、収納課所管の審査を終わりたいと思います。総務部もこれで終わりということでお疲れさまでございました。

暫時休憩します。再開は15時25分、午後3時25分再開いたします。委員の皆さん、済みません、再開後は副委員長と交代をさせていただきますので、よろしくお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ここから町民部の審査に入らせていただきます。まずは町民部協働文化推進課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

中島町民部長。

【中島町民部長】 皆様、こんにちは。これより町民部の令和2年度予算につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。まず初めに協働文化推進課でございます。

説明につきましては池田課長より行います。また質疑につきましては出席しております職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 それでは、町民部協働文化推進課所管の令和2年度予算につきまして予算委員会説明資料に基づいて、説明をいたします。

予算書は42、43ページ、2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料は2ページ目をごらんください。

初めに自治基本条例推進事業費でございますが、自治基本条例を推進するための附属機関であるまちづくり推進会議の運営にかかわる経費や、町審議会等の会議録作成に係る経費などでございます。報酬は、まちづくり推進会議委員の報酬となっております。報償費は、職員向け協働研修の講師謝礼です。旅費は推進会議委員の会議出席のための費用弁償です。委託料は、庁内の各課等で開催しております審議会等の会議録作成を一括して委託するための費用でございまして、実績を踏まえ計上してございます。

なお、本事業費は全て一般財源でございます。

次に3ページ、自治会活動支援事業費につきましては、町内の各自治会の活動を支援することによりまして、住民参加、地域住民自治を推進するための経費でございます。負担金補助及び交付金は、町内22自治会の活動を支援するために自治会活動交付金及び自治会長連絡協議会への補助金等となっております。前年より増加しておりますのは、越の山自治会館のエアコン交換修繕に係る補助のためでございます。本事業費も全て一般財源となっております。

続いて4ページ、地域集会所管理運営経費でございますが、町の地域活動の拠点となります町内12カ所の地域集会所の維持や管理運営に要する経費でございます。役務費は地域集会所の建物に対する保険料となっております。委託料は、地域集会所の管理運営のための指定管理料でございまして、こちらは寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会への委託となっております。使用料及び賃借料は、倉見、大曲、中瀬3カ所の地域集会所に係る土地借上料と、地域集会所8カ所にAEDを設置するための機械器具借上料でございます。本事業費につきましても全て一般財源でございます。

次の5ページ、男女共同参画推進事業費につきましては、さむかわ男女共同参画プランに基づきまして、意識醸成や環境整備、人材育成など、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めるための経費でございます。報償費は、男女共同参画プラン推進協議会の委員謝礼及び講座の講師謝礼となっております。旅費は、職員出張のための普通旅費です。役務費は、講座開催時の託児のための保育従事者派遣手数料です。なお、元年度は男女共同参画のアンケート用通信運搬費がございましたため、計上額といたしましてはその分が大きく減額となっております。こちらの事業費につきましても全て一般財源です。

続きまして6ページ、平和推進事業費です。昭和60年に核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体といたしまして戦争や核兵器の悲惨さを風化させない、また平和の尊さを訴え続けるために行う平和思想の普及啓発事業に要する経費でございます。需用費の消耗品は、町が主催する原爆パネル展用の消耗

品購入費でございます。修繕料は皆減となっておりますが、田端消防分団横の平和広告塔の塗り替え修繕が完了したためでございます。役務費は、原爆パネル展用の資料に係る郵送料です。使用料及び賃借料は中里交差点付近にございます核兵器廃絶平和都市宣言の広告塔設置用地の借上料です。負担金補助及び交付金は、町が加盟している平和首長会議のメンバーシップ納付金です。こちらの推進事業費につきましても、全て一般財源でございます。

次に7ページ、外国籍町民支援事業費でございますが、日本語による意思疎通が難しい外国籍町民の方が生活する上で必要な通訳派遣に要する費用を支援するための経費でございます。旅費は、会議等出席のための職員の普通旅費です。役務費は、かながわ一般通訳支援事業を利用して多言語通訳を小中学校等に派遣していただいた場合に支払う手数料でございます。負担金補助及び交付金は、外国籍患者が安心して医療機関を受診できるよう医療通訳ボランティア派遣するためのシステムを県と市町村が構築しておりまして、その負担金でございます。

こちらの事業費でございますが、全額一般財源を充てております。

次に8ページ、国際交流基金積立金は、国際交流事業に役立てるための基金の利子積立金でございます。なお、令和元年度末の基金総額の見込みでございますが、1,776万6,050円となっております。

続きまして下段の表、国際交流基金積立金の特定財源ですが、予算書は28、29ページの国際交流基金利子2,000円を全額充てております。

次に9ページ、生涯学習振興事業費でございます。こちらは情報提供をはじめ講座やイベントなどさまざまな学習機会を提供するなどして生涯学習を推進するための経費でございます。報償費は、各種講座や研修のための講師等謝礼及び生涯学習推進会議の委員への謝礼、ゆうゆう学園の修了者への記念品代です。旅費につきましては、職員出張のための普通旅費です。需用費の消耗品費は、事業紹介用のパンフレット、情報誌などの用紙代やインク代です。役務費は、人材登録制度などの事務連絡用の切手やはがき代の購入費でございます。

需用費の財源につきましては、全額が一般財源です。

10ページ、地域間交流促進事業費でございますが、町民の国際理解、国際交流、親善活動の推進と、姉妹都市である山形県寒河江市との交流促進のための経費でございます。旅費は、職員の会議出席用の普通旅費です。加えまして、2年度は寒河江市との姉妹都市締結30周年に当たり、記念式典が行われる予定であることから、町長ほか訪問者分の寒河江市訪問用の旅費を計上してございます。需用費の消耗品費は寒河江市訪問時の手土産代でございます。負担金補助及び交付金は、国際理解・交流活動を推進するさむかわ国際交流協会に対する国際交流事業等交付金、及び姉妹都市との交流事業を行っております寒川町姉妹都市文化交流館に対する地域間交流促進事業交付金でございます。

続いて、地域間交流促進事業費の特定財源でございますが、予算書30、31ページ、こちらの国際交流基金繰入金30万円を国際交流事業等交付金に充ててございます。

次の11ページ、協働事業提案制度推進事業費につきましては、地域の公共的な課題解決を町民と町が協働して進めるため、みんなの協働事業提案制度を施行運用してまいりましたが、この見直しを行いまして、エントリーの敷居を下げ、間口を広げた新たな制度として昨年より開始いたしました。提案者によるプレゼンの結果、4つの事業提案を採択いたしまして、令和2年度より事業として予算計上するも

のでございます。報償費は、協働事業選考委員会の委員の謝礼でございます。負担金補助及び交付金でございますが、こちらは昨年協働事業選考委員会で採択いたしました4つの提案事業への補助金でございます。こちらの事業費の特定財源でございますが、予算書30ページ、31ページ、こちらのまちづくり基金繰入金より54万7,000円を充てております。

12ページ、協働事務経費でございます。協働担当が所管いたします事業推進に係る事務的経費となっております。旅費は、職員出張のための普通旅費です。役務費は、全町民を対象とした住民活動補償保険の保険料でございまして、増額になっている分は補償実績が伸びたものでございます。協働事務経費の財源は全額一般財源でございます。

13ページ、寒川若者会議促進事業費ですが、今回から新規に予算として計上させていただきました。寒川若者会議、まちびとスタイルでございますが、これまで若者のまちづくりへの参加と意識醸成、つながりの強化などを目的として活動を行ってまいりましたが、将来に向けた新たな活動を模索する中で、同様に体制の強化を図るべく方向性を探っていたみんなの花火実行委員会と合流し、組織を拡大することとなりました。

そこで町といたしましても、将来にわたり持続的に生き生きとした町に発展していくため、若者によるまちづくりへの参画を後押しすることとし、財政支援を行うことといたしました。これは寒川若者会議が組織の拡大と新たな事業目標を得たことによる日常的な負担の軽減、さらには何より本来の目的である若者によるまちづくりへの参画と政策提言に向けての動きの強化を図るためでございます。

負担金補助交付金ですが、これはただいま説明いたしました寒川若者会議への交付金でございます。

以上で、10目地域活動推進費の説明は終わります。最後に教育費に入らせていただきます。予算書は86、87ページ、タブレット資料は14ページをごらんください。10款教育費4項社会教育費5目文化渉外費でございます。

地域文化振興事業費ですが、寒川町文化祭の開催及び町内文化団体が加盟する寒川町文化連盟への支援を行うとともに、地域の文化振興を図る、文化を通して交流を深めるための費用でございます。旅費は、会議等出席のための職員普通旅費でございます。委託料は、文化連盟と婦人会で構成する寒川町文化祭実行委員会への文化祭開催の委託料です。去年は50回記念の開催であったことから増額しておりました分を戻したため減額となっております。負担金補助及び交付金につきましては、寒川町文化連盟への補助金です。こちらの事業費につきましても、財源は全額一般財源でございます。

続きまして歳入予算の一般財源分を説明させていただきます。予算書のページは18、19ページ。14款使用料及び賃借料、1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料でございます。細節02の行政財産使用料でございますが、宮山地域集会所の電柱、倉見大村集会所の公衆電話ボックス、一之宮地域集会所の自動販売機、これら3カ所の土地の目的外使用による使用料となっております。

以上で、協働文化推進課の令和2年度予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手でお願いします。

岸本委員。

【岸本委員】 2点質問させていただきます。1つ目が外国籍町民支援事業費についてでございますが、今現在外国籍の方が何名いらっしゃるか、まずその点についてお聞かせください。

続きまして、地域間交流促進事業費でございますが、姉妹都市の30周年ということで、増えているということでございますが、今現在どのような内容で決まっている範囲でいいので、事業内容、あと日時等も大体でいいのでお聞かせいただきたいと思います。以上2点です。

【佐藤（正）副委員長】 池田協働文化推進課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのお尋ねでございます。私のほうからは30周年事業の内容についてお答えさせていただきたいと思います。実は20周年事業とほぼ同様の内容で考えてございまして、現在のところ寒川から先方へお伺いする、また先方から寒川へお迎えするという形で2つで考えてございます。時期といたしましては、寒河江へお伺いするのが6月、寒川へ寒河江をお迎えするのが11月と考えてございます。いずれにいたしましても自治体同士の交流でありますことから、詳細が決まりますれば、その都度議会へもご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 山本主査。

【山本主査】 令和2年2月29日現在の外国籍の人数でございますが、36カ国801名、以上です。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長、30周年の事業が20周年と同じということなんですが、その内容ってわかりますかね。

池田課長。

【池田協働文化推進課長】 申し訳ございません、内容でございますが、具体的には双方で記念の式典ということで考えてございます。式典につきましてはそれぞれ工夫を凝らしたアトラクション等もあるようでございますが、現在のところ式典という形でしか決まっておりません。先方、寒河江市企画創成課というところが担当していらっしゃいますが、私と連絡をとりまして現段階ではそこまでの決定となっております。申し訳ございません、以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 じゃあまず外国籍町民支援事業についてでございますが、今現在、その方々にどのような対応をしてコミュニケーションをとっているのか、改めてお聞かせください。

地域間交流促進事業費のほうでございますが、6月にこちらから寒河江市に出向いて式典という形で何かしらあるというところでございますが、そこに交流会のほうもきつと絡んでくると思いますが、そちらのほうの先方というか、こちらは民間同士のつながりといいます、そっちのほうの協議といいますか、連絡のほうはどのようにになっているのかということをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのお尋ねでございます。順序が逆になって申し訳ございません。姉妹都市交流会のほうでございますが、実は今月24日の日にその点につきまして交流会の役員の方々と会合を持つ予定となっておりますので、そちらについてはご理解願いたいと思います。

もう一つ、外国籍住民への支援でございますが、ただいま予算の中には出てまいりましたけれども、主に通訳派遣という形で行ってございます。医療現場、専門用語等を使いますので、こちらにつきましては一般的な知識ではなかなか対応しがたいということから、県で組織しております医療通訳派遣事業から言語のスタッフを派遣していただいております。ただ、こちらはボランティアスタッフとなっておりますので、なかなか需要と供給、そろえばいいんですが、合わないこともございまして苦労して

いる次第でございます。

また、学校現場等への通訳派遣事業も行っております。例えば三者面談でありますとかそういったときに親御さんへ意思が通じないことがないように配慮しておる次第でございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 地域間交流については3月24日に会のほうと話し合いをするということでございますが、しっかりと情報を通してもらって、また民間のほうからもいろいろな声があると思います。町と連携をしっかりとつながらすばらしい事業のために、そしてまた、今後地域交流がさらに発展するようなきっかけにしてもらいたいと思いますので、町のほうである程度音頭を取ってもらいながらやっていってもらいたいと、これは要望で結構でございます。

続いて、外国籍町民支援事業のほうでございますが、ご存じだと思いますが、3月に愛川町のほうで外国籍の方に向けた対話型翻訳機を入れたということが新聞に載っておりました。そういうことによってさらにコミュニケーションをとれると思いますし、寒川町は今後田端西地区の工業を誘致するに当たって、外国籍の方が増える可能性もあると思いますので、県の支援の拡大に頼ることなく、町独自でしっかりと対応していくべきだと思いますけれども、そのようなことに対する検討と見解をお聞かせいただければと思います。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまご質問いただきました通訳のシステムの関係でございます。私の知っているところでは、例えばタブレットですとかもしくはスマートフォンを使って対話をそのまま通訳できるようなアプリもあるようでございます。専門のシステムもあるようでございますが、そういったものを利用して、現在一部の職員ではございますけれども、実際に通訳に役立っているというような情報も入ってきてございます。なかなか新しい予算手当という難しい面もございますので、できるところからそのように始まっているということで、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 1点お伺いしたいと思います。今回の新規事業として上がっています若者会議の部分です。13ページでしょうか、若者会議促進事業費です。新規ということで今までのまちびとスタイルと花火をつかさどっていたみんなの花火実行委員会が強化されて、合体するようなことだと思うんですけども、予算として180万ついております。決して少なくない額かなと思っているんですけども、この金額の予算を立てた根拠、またこの寒川若者会議が目指すところというのはどういうところなのか、お聞かせいただきたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまの太田委員のご質問でございます。寒川若者会議、まちびとスタイルでございますが、こちらは目的としているところにつきましては、多くの若者がまちづくりに参加できる活気ある町の実現、若者のまちづくりに対する意識醸成、若者同士のつながりの強化、若者の

思いの政策的具現化、そして新たなコミュニティの創出に向けたリーダー養成、この5点を目指しまして活動を行ってまいったところでございます。今回団体の発展と強化に向けた新たな活動といたしまして、みんなの花火実行委員会と合流し、実施することになりましたが、ご質問にございました町が支出する交付金でございますけれども、たまたまタイミングが合致してしまいましたけれども、花火を打ち上げるための費用ということではございませんで、こちらは団体が本来の政策提言という目的に向けて力を注いでいくための交付となっております。

町といたしましては、寒川が将来的に持続的に生き生きとした町に発展していくために、若者によるまちづくりへの参画を後押しする目的で財産支援を行うものでございまして、組織の拡大と新たな事業目標、花火でございますが、こちらを得たことによりメンバーの自助的な負担、皆さん日中はそれぞれのお仕事を持っていらっしゃいますので、例えば花火の募金集めといっても簡単にフットワーク軽くというわけにはまいりませんので、こういった負担が大きくなることから、まちびとスタイルがこれまで目指してきた若者によるまちづくりへの参画、この目標への影響も考慮いたしまして、事務的な負担軽減、もしくは団体運営のための支援等々を考慮いたしました結果、若者による政策提言に向けた動きの強化を図るためにこの金額を投入するものでございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。5点为目标に掲げて取り組んでいくということですが、主に政策提言をしていくための予算だとは思いますが、ちょっと違った見方かもしれませんが、今、課長からお話があったようにみんなの花火をやるために予算をつけたのかなという見方もとれるかなと思うんです。もちろんみんなの花火は本当に去年できなくて、多くの方が残念な思いをして、楽しみにしていたことだとは思いますが、どうしてもその部分にお金を投入するのかなと思えてなくて、この若者会議自体はいいと思うんですが、その政策提言にこの180万を投入する根拠、事業内容はこれからなのかもしれませんが、その辺がどうも不透明かなという部分を感じるんですが、その辺の具体的なものというのは、この180万の積算根拠というか、この辺って何かもう少し具体的にありますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 これからの事業ということでなかなか難しいところでございますが、現在のところまちびとスタイルとのお話し合いの中では、先ほど申し上げましたように日中それぞれのお仕事を抱えた上での花火の活動となると負担が大きいということから、できることであれば人を手当てしたいというようなお話も聞いてございます。そうなりますとそれなりのお給料と申しますか、人件費がかかってまいりますので、そういったところも考慮した上での積算とご理解いただければと思います。

当然180万丸々政策提言ということであると、確かに大き過ぎるというご指摘はもっともでございますが、打ち上げとしてはそのようなことで考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 なかなかちょっと難しいなと思いますけれども、今までまちびとスタイルが初めて発

足をして、いろいろな思いをしながらここまでつくり上げてきて、なかなか人的だったりさまざまな部分で苦労しながら、こうやって今では若者会議、花火の実行委員会と合体して強化していくというところはいいと思うんです。ただ、なかなか今までも中身が見えていなかった中で、いきなり180万をつけてどうなのかというのはすごく疑問があつて、その辺をしっかりと透明性を持ってやっていかないと、せっかく新しく事業を起こしてもいい結果が得られないような気がするので、ちょっとこれ以上は言いませぬけれども、きっといろいろな積算をしてこの180万をつけているんだと思うんです。なので、しっかりとそこが見えるように今後若者会議の中で検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご指摘でございます。おっしゃるとおりでございます。今回の交付金、決して花火のためではございません。ですから、この180万の中から空へ上るものはないと私ども考えてございますし、また、そのように指導もしてまいります。ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 タブレットの6ページの平和推進事業費についてお尋ねします。協働という意味で共催でやるということは非常に大切だと思うんです。毎年共催でやっています。ことしも当然共催してやるんですよね。まず1つそれをお聞きします。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご質問、平和フェスティバルの関係だと判断させていただきますが、まず共催ということには当然という言葉は冠としてはつきません。毎年毎年出てくる申請書を審査させていただいた上での共催、もしくは後援という形になりますので、最初からやるんだという意思の存在で始まるものではございませんことをまずご理解願いたいと思います。

平和フェスティバルにつきましては、昨年の開催で10回を重ねて、この間、町ではずっと共催を重ねてまいったわけですが、近年ではその事業内容、参加者の固定化など解決すべき問題も生じていたところでございます。令和2年度でございますが、昨年、決算特別委員会の席上におきましてもご意見いただいております。町といたしましては共催、後援の区別なく、町が名を連ねる事業につきましては、行政の中立性、公平性が担保されることが前提でございますので、こういった観点から事業共催のあり方につきまして、見直しを図っていきたいと考えている次第でございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 やるかやらないと今聞いていないんですけど、やらなかったとしたらやはり過去10年、審査して当然やっていたわけですから、いきなり今回中立性と急に言い出した、言ってやるかどうかというのは、今答えていただいているんですけど、中立性と言っていますけれども、過去10年やってきたわけですから、その10年という実績を町自体が否定するということになるんじゃないでしょうか。そ

の見解というのをちょっとお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご指摘、一貫性というお話の問題だと捉えてございますが、おっしゃるとおりこれまでずっと続けてきたわけでございますが、続けてきたからといってこの先も続くかということではございません。当然ご指摘があれば真摯に受けとめまして、それを見直していくのが行政でございますので、そこはご理解願いたいと思います。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 ことはどうなんですか、審査してやるんですかやらないんですか。それとやはりやらないとしたら、協働文化推進というわけですから、町とともに町民がやっていくということがやはり協働推進ということなんだと思うんです。その点やるかやらないかということを踏まえて、その点の見解をまたお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 池田課長。

【池田協働文化推進課長】 ただいまのご質問でございます。やるかやらないかということでございますが、まず共催の申請が上がってきていない段階で、そこに触れることはできないことはご理解願いたいと思います。

もう一つ、昨年ご指摘いただいたとおりの内容でございまして、先ほど申し上げましたとおり中立性、公平性、この担保がまず大前提でございますので、こちらと照らし合わせて申請が出てきた場合には判断をさせていただくということになろうかと思えます。

なお、こともしやらないとしたらということでございますけれども、私どものほうは町の事業といったしましてはこれまで原爆パネル展というものを続けてまいりました。こちらをさらに拡大、強化ということも念頭には置いてございますので、そちらのほうで対応していけたらと考えてございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、他になければここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で町民部協働文化推進課の審査を終わります。

暫時休憩といたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、町民部町民安全課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

中島町民部長。

【中島町民部長】 続きまして、町民安全課の令和2年度予算につきましてご審議をお願いいたします。

説明につきましては、徳江課長より行います。また、質疑につきましては、出席しております職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 徳江町民安全課長。

【徳江町民安全課長】 それでは、令和2年度町民安全課予算説明をさせていただきます。予算書に

つきましては44ページから45ページの上段に記載してございます2款総務費1項総務管理費11目安全対策費でございます。事業別説明につきましては、タブレットにございます町民安全課予算特別委員会説明資料に基づき、説明をさせていただきます。

それでは、タブレット資料の2ページをごらんください。防災対策事業費の防災対策事務経費であります。これは防災事務に要する経費でございます。需用費はファックス用トナーの消耗品費、倉見防災倉庫の電気料の光熱水費でございます。なお、ファックス用トナーにつきましては、在庫がないため前年よりも増となっております。また、印刷製本費につきましては前年はございましたが、防災マップの印刷がなくなったため今年度は皆減となっております。役務費は、災害対策用電話機通話料としての通信運搬費及び倉見防災倉庫の建物共済分担金としての保険料でございます。委託料は、昨今の異常気象の影響で台風の大型化やゲリラ豪雨に備え、より迅速で的確な対応を図るための水防体制支援サービス委託料でございます。

負担金補助及び交付金は、県と市町村との連絡を密にし、神奈川県防災行政通信網の円滑な運用を図り、防災行政に寄与することを目的として、通信網整備の定期的な検査・保守と優先回線使用料、衛星通信分担金で構成されます県防災無線運営協議会への負担金などでございます。なお、本事務経費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の3ページをごらんください。防災活動充実事業費でございますが、報酬につきましては、寒川町防災会議5名分の委員報酬です。報償費につきましては、寒川町総合防災訓練の司会謝礼や防災講演会の講師謝礼でございます。委託料につきましては、今年度に洪水ハザードマップ作成委託料がございましたが、令和2年度につきましてはなくなったため皆減となっております。

続いて、こちらの特定財源でございますが、歳入番号1、予算書26、27ページ、16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、報償費へ充当しているほか、自主防災活動事業、浸水対策事業、都市計画課の耐震改修促進事業、消防予防課の火災予防推進事業などに充当してございます。補助率は3分の1となっております。

次に、タブレット資料の4ページをごらんください。防災行政用無線維持管理経費でございますが、報償費については、町内に防災行政用無線の子局を51局設置しているうちの民地をお借りしている22局分の地権者に対する謝礼でございます。需用費の光熱水費は子局の電気料でございます。

役務費はMC A無線の通信料と防災行政用無線の放送内容を補完するための音声応答装置の電話回線の使用料の通信運搬費でございます。委託料は町内並びに地域集会所などに設置してございます固定系及び移動系の防災行政用無線保守点検委託料となっております。減額の理由は腐食診断委託料の減となっております。工事請負費につきましては老朽化した防災行政用無線操作卓の更新を行うための工事費でございます。前年度計上しておりました防災行政用無線子局の移設工事につきましては、令和2年度はなくなりましたので、皆減となっておりますが、新たに操作卓更新工事の計上により増となっております。負担金補助及び交付金は、防災行政用無線及びMC A無線に係る電波利用料負担金と75歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象として、ケーブルテレビ事業者の防災情報端末を利用して防災情報の提供を行うための利用料補助負担金でございます。減額と理由といたしましては、実績値に基づいた申請を見込んだ計上となっております。なお、本事務経費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の5ページをごらんください。国民保護計画推進事業費でございます。これは万が一武力攻撃を受ける事態が生じたときに、国民の安全を守ることを目的に策定されました寒川町国民保護計画に基づく事業費でございます。報酬につきましては、寒川町国民保護協議会の委員5名分の報酬でございます。なお、本事業費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の6ページをごらんください。自主防災活動事業費でございますが、これは自主防災組織における資機材の充実及び活性を図るための経費でございます。需用費につきましては、自主防災組織で管理する防災備蓄倉庫1件分の修繕料でございます。負担金補助及び交付金は、自主防災組織の備蓄資機材等の充実を図るための補助でございます。29年度から備蓄食料や訓練費用を補助対象に追加するとともに、自主防災訓練の義務づけも行っております。修繕費の増につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、自主防災活動事業費の特定財源でございますが、予算書26、27ページ、16款県支出金2項県補助金1目総務管理費補助金1節総務管理費補助金の神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、負担金補助及び交付金に充ててございます。補助率は3分の1となっております。

続きまして、タブレット資料の7ページをごらんください。防災資機材等充実事業費でございますが、これは地震対策に関する経費及び防災用資機材の整備などに要する経費でございます。報酬につきましては、地震等の対策について国からの重要な指示や総合調整を行う必要があるときに招集される寒川町地震災害警戒本部の本部員4名分の報酬、需用費は各避難所に備えるための防災用備蓄資機材などの消耗品費、さむかわ中央公園に設置している耐震性貯水槽の緊急遮断面の修繕を行うための修繕料、災害時の医療救護所用医薬品の医療材料費でございます。役務費は災害時医療救護所の期限が過ぎた医薬品廃棄物の処理手数料、委託料は町内に4基設置しております耐震性貯水槽のタンク内等の清掃点検委託料でございます。原材料費は土のう用の川砂を購入する費用で、備品購入費は各避難所等に備えるための防災資機材及びドローンの購入経費でございます。負担金補助及び交付金はドローンの操作資格に関する講習の受講料でございます。各予算の増額理由は備考欄記載のとおりとなっております。なお、本事業費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の8ページをごらんください。浸水対策事業費でございますが、昨今の集中豪雨等の発生状況を踏まえて、大雨等による浸水被害に対しまして各家庭において浸水被害の軽減を図るための事業でございます。負担金補助及び交付金は、自宅の玄関等に設置する止水板及びそれに関連する外溝工事等に対しまして補助を行うものでございます。浸水見込み数により減となっております。

続いて、特定財源でございますが、予算書26、27ページ、16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金で、負担金補助及び交付金に充ててございます。補助率は3分の1となっております。

続きまして、タブレット資料の9ページをごらんください。交通安全対策事業費に入らせていただきます。自転車駐車場維持管理等経費でございますが、相模線宮山、倉見駅の自転車駐車場の確保及び維持管理等のための経費でございます。需用費は自転車駐車場用地借り上げのための賃貸借契約書の印紙代としての消耗品費、委託料は宮山、倉見駅の自転車駐車場内の整理等及び毎月1回の自転車駐車場内に放置された自転車の確認、回収立ち会いなど撤去に係る作業の委託料でございます。なお、人件費及

び活動日数が増えておりまして、前年よりも増となっております。使用料及び賃借料につきましては、宮山、倉見駅に係る自転車等駐車場用地の土地の借上料でございます。なお、減額の理由といたしましては倉見バリアフリー工事に伴い、倉見駅南側JR用地を返却したことで、それに伴い新たに臨時駐車場等駐車場整備をいたしまして、土地借用したものがございますが、これの差額となっております。負担金補助及び交付金は平成29年度より供用開始いたしました寒川駅自転車等駐車場施設の設置及び運営等負担金で、公益財団法人自転車駐車場整備センターとの間で締結いたしました協定書に基づいて29年度より支払いをしてございます。なお、本経費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の10ページをごらんください。交通安全活動事業費でございますが、交通指導員を中心とした交通安全活動と意識の高揚を図るための経費でございます。地方自治法等の法律の改正により、交通指導員の身分が従来の非常勤特別職に当たらない形になりまして、職務内容等を勘案した結果、令和2年度から有償ボランティアに変更することに伴い、予算科目の変更がございます。前年度報酬であったものが謝礼に変更になりまして、交通指導員14名分となっております。需用費は新入学児童用の黄色い帽子や交通指導員のワッペン、停止棒などの消耗品費、指導員の制服などの被服費でございます。役務費は身分の変更に伴い、新たに民間保険に加入するための保険料でございます。負担金補助及び交付金では、交通事故防止や交通安全に関するさまざまな活動、啓発を行っている寒川町交通安全対策協議会及び一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会への補助金でございます。なお、増減額の理由は備考欄記載のとおりとなっております。本事業費は全て一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料の11ページ、放置自転車対策事業費でございますが、寒川町自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置自転車対策推進のための事業費でございます。需用費は、放置自転車保管用地借り上げのための賃貸借契約書の印紙代としての消耗品費でございます。従前の保管場所に設置していた防犯灯を撤去いたしましたので、電気料の光熱水費につきましては皆減となっております。役務費は放置自転車保管場所における盗難等に対する賠償責任保険の保険料、委託料は寒川駅周辺の自転車等放置禁止区域内のパトロールや放置車両への警告札の配布といった放置防止のための指導啓発業務、放置された自転車等の撤去運搬業務、放置自転車等保管場所における整理業務などの管理業務に関する業務委託料でございます。使用料及び賃借料は放置自転車等保管場所を確保するための土地の借上料でございます。広域リサイクルセンター北側に整備した保管場所用地分となっております。

続いて放置自転車対策事業費の特定財源でございますが、予算書の32、33ページ、21款諸収入4項雑入1目雑入2節総務費雑入の放置自転車等保管料及び撤去自転車売却収入につきましては、それぞれ委託料に充当してございます。

続きまして、タブレット資料の12ページをごらんください。防犯対策事業費になります。防犯対策推進事業費でございますが、町民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくり推進のための事業費でございます。現在、町には防犯アドバイザー1名と防犯相談員2名の計3名の方々に日々活動していただいておりますが、こちらも令和2年度より任用形態が変更になりまして、会計年度任用職員となるため予算科目の変更がございます。昨年度は賃金で計上してございましたが、これを廃止して報酬に変わって、共済費は変わらず計3名分の社会保険料でございます。旅費につきましては、任用形態の変更により費用弁償として3名分の通勤手当でございます。皆増となっております。需用費は防犯キ

キャンペーン用の啓発物品用の消耗品、光熱水費につきましては、防災連絡所に併設するコミュニティ施設の改修に伴い、建物全体を一之宮分庁舎として位置づけ、施設全体の運用費としての電気料及び上下水道料でございます。役務費は一之宮分庁舎の電話料等の通信運搬費及び建物共済分担金としての保険料でございます。委託料は一之宮分庁舎の管理清掃等業務委託料でございます。備品購入費は防犯カメラ一式の購入費用で、28年度から順次設置を進めて、令和元年度で町内の小中学校に設置が完了いたしましたので、令和2年度は宮山駅自転車等駐車場に1基設置を予定してございます。負担金補助及び交付金は一切の暴力団の追放に向けた活動を推進する茅ヶ崎・寒川暴力団排除推進協議会の負担金及び犯罪のない社会づくりに向け防犯思想の普及、高揚に関するさまざまな活動を行っている茅ヶ崎・寒川防犯協会への補助金でございます。なお、本事業費は全て一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料の13ページ、防犯灯整備事業費でございます。防犯灯の維持管理並びに新設に要する経費でございます。需用費は町内全域の防犯灯電気料の光熱水費及び防犯灯を設置しております鉄柱の交換や防犯灯移設にかかわる修繕料でございます。使用料及び賃借料は防犯灯のリース料で、リース料の中にはLED灯本体のリース料及び附帯サービスとして灯部の維持管理、修繕、システム更新等の費用が含まれてございます。工事請負費は防犯灯の新設工事費でございます。本年度も地域の防犯灯新設要望に応じて、安心安全のまちづくりを一層推進できるよう設置数を進めるとともに、道路照明からの切り替えを含めて予定してございます。増減の理由につきましては備考欄記載のとおりでございます。なお、本事務経費は全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の14ページをごらんください。安全対策事務経費でございますが、旅費につきましては町民安全課全職員の普通旅費でございます。なお、本事業費は全て一般財源となっております。

最後に、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。予算書は18、19ページ、14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料については、行政財産使用料で、こちらは寒川駅南口自転車等駐車場内にございます電柱に係る財産使用料となっております。

以上で、町民安全課の令和2年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 3点お願いいたします。1点目が7ページになりますか、15分の7ページの防災資機材等充実事業費です。本当に昨年の台風があつてさまざまな対応をされておりましたけれども、去年のそういったことを踏まえて、今年度新たに資機材等を増やしたものがあるのかどうか、その辺をお聞かせください。

あと、ちょっとこの予算とはもしかしたら絡まないかもしれないですけども、今、コロナウイルスの関係でマスクが自治体によっては備蓄が全くしていないところとしているところとある中で、私が何年前にこのタブレットに入っている資料を見たときには、寒川町としてはマスクの備蓄がなかったように思うんですけども、今現在あるのかどうかその辺の確認もあわせてお願いしたいと思います。

それから、9ページの自転車駐車場等維持管理等経費のところですけども、寒川駅の駐輪場、29年

から委託をして運営していただいていると思いますけれども、3年が経過をする中で、結構自転車の部品が盗まれたり、さまざまいろいろ発生しているみたいなんですけれども、多分防犯カメラが設置されていると思うんですけれども、その辺の状況がしっかりと入ってきているのかどうか。夜間の管理がどうなっているのか、そこも含めてお聞かせいただきたいと思います。

あと、これは去年とかおとし、どなたかがもしかしたら質問したように記憶があるんですけれども、一般の定期で借りている人じゃなくて、随時、単発で使っている方、特に高齢者の方とか障害者の方、2階に行かないといけません。1階は定期の方が使われているので、そういったときに結構あいているんですけども、2階に促されるといった中で、私のところにも何件か声が届いているんですけれども、高齢者の方が2階に上がっていったり、下がってくるというのは結構大変なことで、1階にそういうスペースを設けることが可能かどうか、そういったご要望とかご意見が町のほうに届いているかどうか、お聞かせいただけますでしょうか。

あと、予算に入っていないんですけれども、ここの管轄かわからないのでとりあえずお伺いしますけれども、違ったら済みません、いいんですけれども、国のほうで補正予算の絡みで今高齢者の車に取りつける自動ブレーキとかペダルの踏み間違いの予算が国でついているんですけれども、その予算の流れというのは直接ディーラーさんが国とのやりとりをするのか、いったん自治体に入ってきてやりとりをするのか、その辺のお考えとそれが補正予算で組み込まれたことで、町はその高齢者の運転に対してのブレーキとかの補助の考え方というのはどういったものなのかお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 順次答弁をお願いします。徳江課長。

【徳江町民安全課長】 大きく3点いただきました。まず資機材の関係でございます。今回資機材のほうでも予算要望させていただいておりますが、特に新たなという部分のところとしてはございませんけれども、特に食料なども計画的に備蓄をしていかないといけないので、載せさせていただいております。また、液体ミルクにつきましても計上させていただいているところではございます。

あと2点目いただきましたマスクの備蓄でございます。マスクの備蓄についてはございます。災害用として備蓄をさせていただいているのは、750枚を今備蓄させていただいております。

続きまして、自転車駐車場等経費の中で3年経費している中での部品の盗難等が発生しているというような状況で今ご質問いただきました。私は今直接部品の盗難等については現状報告を受けてはおりません。一応、防犯カメラなどもつけていただいておりますので、その情報につきましては改めて確認をさせていただきたいと考えてございます。

夜間の管理につきましては、昼間は管理人の方がいらっしゃるんですけれども、現状、夜間のほうは人がいないという状況になりますので、そちらにつきましては防犯カメラ等での管理というような状況になろうかなと考えてございます。

あともう一つ出ました一時利用の2階へのご案内の関係でございまして、確かに以前ご質問をいただきまして、自転車駐車場整備センターのほうにその話をさせていただきました。整備センターの回答としてはやっぱり早く来た方が1階から順次使っていくということで、なかなか高齢者部分として確保するのは難しいというような回答もいただいたんですけれども、できるだけ管理人の方にお話をし、できるだけ若い方を上のほうにご案内してくださいというお話をしたのが、もしかしたらその話が行き違

いになって逆に2階にご案内されているような話になっているのかというところもございますので、これも改めて整備センターのほうへお話をしとっております。ただ、なかなか早いもの順に来た中で、一時期はどうしても集中する時間がございますので、そこまで全部やり切れるかというところは難しいのかなと考えるところはございますけれども、よろしくお願いいたします。

3点目にいただきました自動ブレーキの関係でございます。今、高齢者の方々のアクセル等の踏み間違いということで、事故が多発しているというのは周知の事実でございます。委員ご質問いただきましたものにつきましては、国のほうで確かにサポカー補助金というような形で今やられているようでございます。一応補助の対象についてということで、65歳以上の高齢者の方々がつけた場合については、衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い等発信抑制装置というのを両方つけた場合とでは、若干補助の違いがあるということでございまして、登録者につきましては、ペダル踏み間違い等急発進の装置につきましては10万円、衝突被害軽減ブレーキですと6万円というような状況になってございます。

あと後づけでできる場合もございまして、後づけの場合の踏み間違いの急発進等抑制装置ですと、障害物検知機能付で4万円、検知機能付がないもので2万円というような状況になってございます。今、こちらにつきましては、国のほうでやられているのとあわせて、各ディーラーのほうでも補助をつけているというような状況は把握してございます。

また、県内では横須賀市さんが19年度の補正予算で今補助をされておりまして、一応助成の制度はこの20年度末までということの時限のようですけれども、今やられているというような状況がございます。一応、横須賀市さんでは量販店で市販されている後づけの急発進防止装置が約3万円程度でございますので、その取り付け費用として2分の1、または上限1万6,000円という補助をされていると。横須賀市は市内に住む高齢者を主な対象としますが、家族も申請できるよう申請者の年齢は問わないという状況になってございます。

寒川町といたしましても、高齢者対策として安全にというところはございますけれども、こちらにつきましては私ども今、寒川町として補助をするというところまでは至っておりませんので、これにつきましては今後状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えてございます。また、高齢者の方々には免許の自主返納なども今警察のほうからも言われておりますので、その辺も含めてあわせてご案内をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 丁寧ありがとうございます。1点目の備蓄です。液体ミルク、よかったです。本当に昨年は台風の中でなおさら必要性が取り沙汰されていたので、よかったなと思います。あわせてマスクが750枚あるということで、多分私が見た後にきっと追加をされた備品だったのかなと思ってます。その使い道、今、私のところも実は妊婦さんから本当にあと数枚しかない中で、町としてマスクの支給はあるかというお問い合わせを受けて、違う担当課でお伺いしたとき、私は調べていたのではないと思うけどという話をしたんですけれども、この750枚を予算とは違ってくるかもしれないですけれども、今回コロナで活用するお考えがあるかどうか。枚数が大変少ないので、ただ貴重な枚数なのでどう活用されていくか、もし考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

あと、自転車駐輪場です。多分夜間にいたずらをされたり盗まれて部品を一部とられてしまうということがどうやら発生しているようなので、もしかしたら言っていないのかもしれないんですけども、そこら辺は防犯カメラの位置ですとかそういうことを踏まえて、ちょっと連携をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと高齢者、障害者の方のもちろん来た順というのはわかるんですけども、敷地に限りがあるので何とも言えないんですけども、何台かでも高齢者、障害者枠というコーナーを、それがはみ出してしまったら2階に行かざるを得ないというのはあるかもしれないんですけども、町としてその気持ち、高齢者、障害者の方を優先にという思い、『「高座」のころ。』を何十台とは言いませんけれども、何台かでもそういう枠を1階に安心して使える駐輪場にしていきたいなと思いますけれども、再度ご答弁をいただきたいと思います。

3点目のサポカー補助金です。わかりました、これは町を介さないでやりとりが行われるということですね、わかりました。町としては今のところこれに関する補助は考えていないというところですけども、課長が最後に言ったように免許返納とかもあわせて推進をしているということですけども、私ももちろんサポカー補助金も大事なかなと思っているんです。返すことによって出る場面が少なくなって介護になっていくという方を見ているので、それはそれでいいことかなと思うんですけども、一方で、免許返納を昨年も60万人、つい先日人数が出たと思うんですけども、年々この返納が増えてきている中で、返納した後の支援策を町がどうしていくかというところが求められているかなと思うんです。

事故を起こさないで前向きに返納して、その後、でもなかなか足がないとかという中で、バスだったりタクシーの一部補助だったりという中で外出支援をしていくという、これは高齢施策にもつながっていくのかもしれないんですけど、そういった返納に対しての支援を考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っているんですけども、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 3点ですね、答弁を求めます。

徳江課長。

【徳江町民安全課長】 まずマスクの件をご質問いただきました。今回コロナウイルスで確かに市中のドラッグストアへ行きましてもマスク、ちょっと別件にはなりますが、トイレットペーパーなどもないというような状況は確認をさせていただきます。今、備蓄数が750枚ということで、現状といたしましては、これにつきましては災害時に委員もおっしゃっていただきましたけれども、いざ災害が起こったときに例えば疾病者の方が出るというようなケースも考えられますので、現状としては枚数のところもございしますが、供出としては難しいかなと、できれば災害利用として活用したいと考えてございます。

また、先日県のほうからも枚数はあまり多くはありませんけれども、県のほうから回ってきたものも担当課から回ってきているということで、保育施設、高齢者施設のほうへ枚数として分散、分担、分けるということで話を聞いてございます。現状その部分まで備蓄がないので、備蓄があれば例えば一部を供出するというのも考えられますけれども、現状ちょっとこの枚数ではなかなか供出は難しいかと考えております。

2番目にいただきました自転車駐車場の関係でございます。夜間のいたずら等ということでございますので、これは改めて確認させていただきたいと思います。2点目にご質問いただきました枠の設定で

す。高齢者枠というような枠がつかれないかということで、以前も一度話はしてみたんですけども、改めてこれも含めて自転車整備センターのほうと調整をさせていただきたいと思います。今おっしゃっていただいたように、高齢者の方々は確かに2階、3階まで上がっていただくようになると、さすがにご負担は大きいなどは考えますので、こちらにつきましても自転車整備センターのほうと調整をさせていただきたいと思います。

3点目にいただきました高齢者の支援策ということで、確かに今免許返納をされる方がかなり増えてきていると、実際に免許返納制度というところもあって、一応免許証を返納されると免許証と同じような運転経歴証明書という、免許証と同じものをいただけて、今委員がおっしゃっていただいたところにかゆいところに手が届くかというところとちょっと難しい部分はございますけれども、今、神奈川県ホームページのほうでもさまざまな補助制度がいろいろ受けられるような状況もございます。現状今はなかなか補助というのが難しいところではございますけれども、例えば今、寒川町ですと平坦だということもあるので、なかなか高齢者の方は自転車を使ってくれという言い方をするのも難しいところではありますけれども、健康対策を兼ねて歩いていただく、もしくは町のバスを使っている等々、いろいろな形でご案内をしてみたいと思います。

また、確かに高齢者の方々への支援という部分としましては、私どもだけではなくて例えば高齢介護課など高齢者の部門等を含めてあわせて考えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 済みません、ちょっと長くなってしまいましたけれども、マスクですね。微妙な枚数で本当に対象の方に行き渡るかという何とも言えない枚数なので、逆に配らないほうがハレーションが起きないんじゃないかと思うかもしれないですけど、災害級だと思うんです。特に妊婦さんは相当不安、でなければいいじゃないかと思うんですけども、でもそういうことじゃなくて不安感が物すごい。それが胎教に影響してくるという部分もあったりとかするので、だからといって妊婦さんだけかとなるとまた微妙なところなんですけれども、県からどのぐらい回ってきているのかわかりませんが、一度全部放出するのはもしかしたら厳しいのかもしれないですけども、検討をしていただけないかと思います。これは要望です。

それから、駐輪場の件はぜひ管理者の方と一度やっていただければと思います。優先枠をとっていただけていただけるといいかなと思います。

それから、3点目のサポカー補助のところですけども、返納した後の支援というのは自転車の話も出ましたが、電動自転車の補助をするところもありますので、ちょっとそこはすぐというよりは検討しながら高齢者の方が外出していく、積極的に出ていくための支援というのは必要かなと思いますので、前向きに返納する方が多いと思うので、そこは今後検討していただければと思いますので、これは要望で結構でございます。

【佐藤（正）副委員長】 要望という形で大丈夫ですか。

部長のほうから答弁あれば。中島町民部長。

【中島町民部長】 いろいろありがとうございます。特にマスクの件なんですけれども、災害用に備

蓄してあるマスクですけれども、今、災害でございますので新型コロナウイルス感染症に使えないか、当然使います。ただ、幸いなことに今、茅ヶ崎市保健所管内では患者さん出ていませんけど、万が一寒川町で出た場合には、そこに投入していかなくちゃいけない部分になるのかなと思っていますので、今の段階では特定な、緊急性のない方には供出するという形は今のところ考えておりませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

それと自転車駐車場につきましては、町からしっかり要望してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと緊急ブレーキ等の免許の返納につきましても、しっかり周りの状況も確認させていただきながら、遅れることのないように、寒川町でもしっかり対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 2点質問をいたします。まず1点目が防災資機材等充実事業費の中のドローンについてでございますが、その中で負担金補助及び交付金で資格講習を受けるということでございますが、その方はどなたなのか、担当課なのかということが1点と、あともう一つは12ページの防災対策推進事業費の中の備品購入費、防犯カメラが宮山駅に設置されるということでございますが、それは時期はいつなのか、その2点について質問いたします。

【佐藤（正）副委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 2点ご質問いただきまして、まずドローンの資格講習の関係でございます。ドローンにつきましては、今回資格講習3日間のコースを1名分、予算を計上させていただいてございます。私ども担当課なのか、現状としては本部員になったときに本部員の者が行くと難しいケースもあります。実際広報なども含めて災害の調整と広報などでイベントなども含めて多用途で考えていきたいと思っておりますので、それは私どもと広報で調整をしてまいりたいと考えてございます。その方に講習を受けていただいて、その方が町に返ってきて使うときに、ある意味指導者になるように考えておりますので、できるだけ多くの人に操作ができるようにはしたいと考えてございます。

あと2点目の防犯カメラにつきましては、実は小学校のほうに全校つきましたので、宮山の駐輪場のほうでいたずら等が多いということがございましたので、今回宮山のほうへ予定をさせていただいてございます。こちらにつきましてはできるだけ早い時期に調整をしてまいりたいと考えてございます。

以前小学校のほうですと学校との調整等も含めまして、年度末に近い状況になっていたんですけれども、こちらにつきましては私ども駐輪場のほうなので、できるだけ早い時期につけてもらいたいと考えてございます。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 まずドローンのほうからでございますが、資格、講習を受けた方が例えばほかの方に教えて飛ばすことができるのかということが、私はわかりませんが、その点の質問と、防犯灯に関してはできる限り早くというのは最短でどれぐらいでできるのか、今、担当課として考えられる最短でいうところをお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 資格の関係でございますけれども、ちょっと正確に申し上げるとドローンを飛ばすのに本来資格では必要ではないというところも正直な話、正確な免許がないというのもちょっとありまして、ただし、飛ばすには航空法の関係ですとかいろいろありまして、そういう手続きが必要になります。例えば何メートル以上飛ばしちゃいけないとかいう状況がございますので、そこはしっかり押さえるために講習を受けて、指導者的な役割の人をつくりたいなど。

ある1人に限ってしまうといざというときに動かせないケースがありますので、そこはできるだけ弾力的に運用できるように、複数名を動かせるような状況はつくっておきたいとは考えてございます。

【佐藤（正）副委員長】 工藤副主幹。

【工藤副主幹】 宮山駅の防犯カメラの件ですが、こちらはなるべく早い段階でやっていくことで課長のほうから説明がありましたが、設計等、入札等いろいろありますので、最短で7月か8月ぐらいには設置していきたいと思います。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 宮山のほうは了解いたしました。ドローンのほうですけれども、今課長のほうから広報戦略課と共用ということでございましたが、今後は災害のみならずさまざまなところで利活用していくというところでありますが、例えばそれがイベントであったりとか民間というか、そういったところに要請すると例えば飛ばして撮影してもらったりとか、そんなことも今後考えられるのか、その点について最後質問いたします。

【佐藤（正）副委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 今、ビューロジェネロさんという会社と災害時の協定を結ばさせていただいて、ドローンによって災害調査させていただくというのは、私どもやらせていただいております。今後ですけれども、ドローンの活用範囲はさまざまいろいろな形で使えるような状況もございます。この2月15日は県の採択事業にはなりますが、協力事業者さんと町民センターのほうで訓練をさせていただいたケース、そういう中でも音響通信が使える、さまざまな用途、いろいろ使えるような状況も考えられますので、それを含めた形で検討してまいりたいと考えてございます。

【佐藤（正）副委員長】 質疑の途中ですが、暫時時間延長いたします。

他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 自分もドローンのことを1つお聞きしたいんですけども、今、ドローン、災害時は使うのは当然なんですけど、今、課長が答えていただいた中で、ドローンをさまざまなものに活用していくということをおっしゃっていたんですが、例えばどういったことに有効に使っていくかということをお聞きしたいのと、あと2つ目が10ページの交通安全活動事業費なんですけど、交通指導員が非常勤特別職から有償ボランティアに職が変更になったための皆減となっているんですけど、その変わったことによって何か不都合とかよくなったかという部分があるのかと、定数が今何人で、実質定数に対していっぱいなのか、それとも何人か余裕があるのかということをお聞きします。

それと13ページの防犯灯についてですけれども、工事請負費で道路照明から防犯灯への切り替え工事を行うためと、これはよくわからない。そのまま防犯灯じゃなくても道路照明でいいんじゃないかなと、単純な考えなんですけど、切り替えための何か理由があるのかまずお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 順次答弁をお願いします。

徳江課長。

【徳江町民安全課長】 ドローンの有効活用ということで今ご質問いただきました。もちろん災害時の調査を含めて、あと例えば今別途でなかなか言いづらいんですけど、例えばアークリーグのときに使ったりですとか、びっちょり祭で使ったりですとか、寒川町の花火を今年度はやるという状況もございますので、花火の中でも使って、撮影等もできればというような状況もございますので、こういうさまざまな場面で活用してまいりたいと考えてございます。

2点目の交通指導員につきましては、何か不都合があるかというようなところでございます。一応身分といたしましては非常勤特別職から、通常ですと非常勤特別職に当たらないと会計年度任用職員になるというのが一般的な話なんですけれども、会計年度任用職員の中には勤務評定を行うところもございます、交通指導員さんの活動とそういう部分がちょっと整合しないので、有償ボランティアというような形態を今回は考えさせていただいたところでございます。

できるだけ変えないような形で考えてございますので、委嘱等につきましても引き続き委嘱はさせていただきますし、報酬等につきましてもできるだけ変えないというような状況で予算計上等はさせていただいてございます。

定数でございますけれども、25名の定数はございますけれども、現在のところ13名でございます。今、新たに加わっていただけるという方が2人いらっしゃいまして、一応今15名でございます。

【佐藤（正）副委員長】 工藤副主幹。

【工藤副主幹】 ご質問にありました道路照明から防犯灯に切り換える件でございますが、こちらにつきましては道路課と協議した中で、道路照明ではなく防犯灯で対応できるんじゃないかということで、こちらの約30カ所は工事の予定によって変わってしまうんですが、30カ所ほど工事を予定してございます。

こちらの変えるメリットなんですけど、初期投資は予算を見ていただくとおりかかる場所なんですけど、メリットとしてはやはり今後の電気代が安くなります。こちらについて積算すると約10分の1ぐらいの電気料になりますので、メリットはあるのではないかとということでこちらのほうに切り換えていこうと考えているところでございます。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 ドローンの有効活用としてはアークリーグなどのイベントを中心にとということなんです。台数的には先ほど聞けばよかったんですけど、今何台あるのかということと、災害時にその台数で足りるか、何台も飛ばしたからってそこが有効かどうかはわからないんですけど、まず何台あるかということをお聞かせください。

それと報酬、有償ボランティアとなったことでデメリットがないような感じで努力すると受けとめま

した。ですが、定員が25名の中15名ということで、10名少ないじゃないですか。10名少ないとなると交通指導員さんも結構大変な思いをされるんじゃないかなと思ひまして、やはり25名ということはその25名分の量があると理解しているんです。その点についてどういった対応を町はされているのかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それと防犯灯については30カ所ということで、LEDにかえることによってということですね。LEDにかえることによって今まで照明灯はLEDではなくて、防犯灯としてLEDの照明灯にかえるということで、電気代のメリットを考えてそういう切り換えをしますということによろしいですか、それをもう一度ちょっと確認させていただきたいと思ひます。

【佐藤（正）副委員長】 徳江課長。

【徳江町民安全課長】 今回ドローンの台数ということでございますが、予算のほうを計上させていただいたのは1台分でございます。先ほど申し上げましたように、協定団体と結ばさせていただいておりますので、ですから、災害時にはその方にも出動していただく、私どものほうもドローンでも行うというような形で複数台で調査が行えるという状況になってございます。

2点目にいただきました交通指導員さんが定数が足りない状況ということで、委員おっしゃるとおりでございます、実はこれは地域を通じて今、推薦依頼をお願いをしているところでございます。一昨年、ベテランの方々が年齢的なところもございまして抜けておりまして、さらに足りなくなった状況でございます。こちらにつきましては各交通指導員さんのほうで協力体制とりながらやっていただいております。ただ、委員おっしゃるように、当然それだけのものはございますので、本来であれば各地域から交通指導員さんが出ていただくというのが理想の形でございますので、こちらにつきましても引き続き地域のほうを通じて推薦いただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

3点目にいただきました防犯灯に切り換える関係でございます。先ほど工藤が申し上げたように、当然金銭的なメリットもございますし、こちらですと修繕等も含めた対応の形になりますので、その辺も含めたメリットということでの切り換えと考えてございますので、よろしく願ひいたします。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。ドローンについてはほかの団体さんと、いざ災害が起きたときには協働でやっていくということについては理解しました。わかりました。

2つ目なんですけれども、その定員が足りなくて一応願ひという形になっているんですけれども、有償ボランティアだから報酬を上げたから集まるということもないのかなという、その報酬を上げたから集まることはないんですけれども、指導員の必要性ということを周知させる、徹底させるということを理解していただいて、有償ボランティアを募るということをやったほうがいいんじゃないかという要望なんですけど、その点についてお答えいただきたいのと、今回防犯灯が30カ所かえたということで、予算的に30カ所だけにしたのか、まだほかにあるのか、あればそこもまたかえていく考えがおりなのか、お聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 2点ですかね。

徳江課長。

【徳江町民安全課長】 交通指導員さんの関係でございます。先ほど申し上げたように、いろいろな

方々を通じて交通指導員になっていただけるように努めているところでございます。今回新たに2名加わっていただいた方々も、実はOBの方からお話をいただいたりですとか、現の交通指導員さんの方に声をかけていただいたりということで2名の方が増えるような状況になってございます。委員おっしゃるように、必要性という部分としては当然必要だと考えてございますので、こちらにつきましても地域の皆様にご理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

防犯灯につきましては、先ほどご説明しましたけれども、地域の要望分は要望分として、それと道路照明からの切り換えということで今回計上させていただいております。今後もし同じような状況で防犯灯の機能として賄えるものがあるというのであれば、それは検討の余地には入ろうかなとは思いますが、防犯灯は防犯灯としての役割もございますので、まず防犯灯としての役割というのを重視してまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、これをもちまして質疑を終了とさせていただきます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。再開は17時15分とさせていただきます。

【佐藤（正）副委員長】 これから、町民窓口課の審査に入りますけれども、その前に中島部長のほうから先ほどの答弁について訂正があるとのことなので、発言を許可したいと思います。

中島町民部長。

【中島町民部長】 大変申し訳ございません。先ほど協働文化推進課のときに、外国籍住民の方の人数を聞かれまして、誤った答弁をしてしまいました。申し訳ございません。正確には令和2年2月29日現在、37カ国、918人が正式なものでございます。その前に36カ国、801人と申し上げましたのは、1年前の人数でございました。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、以上のように訂正をお願いいたします。大丈夫ですかね。

それでは、引き続きまして町民部町民窓口課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

中島町民部長。

【中島町民部長】 引き続きよろしくお願いいたします。町民部の最後になりますが、町民窓口課の令和2年度予算のご審議をよろしくお願いいたします。

説明につきましては、芹澤課長より行います。また、質疑につきましては、出席しております職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 芹澤町民窓口課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、町民部町民窓口課所管の令和2年度予算につきまして説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、タブレットの100、町民窓口課をお開きいただき、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書は42、43ページの2款総務費1項総務管理費10目地域活動推進費でございます。タブレットの説明資料の2ページをごらんください。広聴活動事業費につきましては、町民の皆様からのまちづくり

に関する提案や施策、事業等に対する要望などをお受けしているもので、わたしの提案制度に係る経費などでございます。

報償費につきましては、平成28年より実施しております、わたしの提案制度の報償授与に係る報償品の購入費で、ここ数年の実績件数に基づいた計上をしたため減額となっております。旅費につきましては、職員の会議等出席のための普通旅費でございます。続いてこちらの広聴活動事業費の財源でございますが、特定財源はなく全額一般財源を充てております。10目の地域活動推進費は以上でございます。

次に、予算書は44から47ページにまたがっております13目町民相談費でございます。資料は3ページをごらんください。町民相談事業費につきましては、町民の皆様が抱えるさまざまな問題やトラブルなどに対し、問題解決に向けた専門的なアドバイスを行うため、弁護士や司法書士等による専門相談を実施するための経費と、法定計画である寒川自殺対策計画に基づいた施策の推進及び計画の進行管理等に係る経費でございます。報償費は、毎月第2金曜日に実施しております司法書士相談の相談員への謝礼及び自殺対策計画推進協議会の委員への謝礼でございます。

旅費につきましては、自殺対策計画推進協議会の委員の費用弁償と、職員の会議、研修等出席のための普通旅費で、費用弁償の分が増額となっております。需用費の消耗品費は、自殺対策の一環として、啓発用チラシを作成するための用紙購入費でございます。委託料は、毎月第1、第2、第3水曜日に実施しております法律相談に弁護士の派遣を神奈川県弁護士会に依頼しております。この弁護士派遣のための委託料でございます。

負担金補助及び交付金は、夫やパートナー等から暴力を受けた女性が緊急保護施設を利用した際に負担する県シェルター運営分担金、人権に関する相談、啓発事業を行っている寒川町人権擁護委員会への補助金、経済的な理由で弁護士による弁護や権利擁護が受けられないということがないよう、神奈川県弁護士会が行う法律援助事業への補助金、茅ヶ崎市と相互利用協定を結んでおります司法書士相談で、町民が茅ヶ崎市での相談を利用した場合の負担金でございます。

続いて下段の表をごらんいただけますでしょうか。町民相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書の26、27ページにございます自殺対策強化交付金事業費補助金1万5,000円は、報償費の委員への謝礼、旅費及び需用費の消耗品費にそれぞれ記載の金額を充てております。

次の歳入番号②、予算書は32、33ページになります。司法書士相談事業に係る負担金4,000円は、司法書士相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の司法書士相談を利用した場合に、茅ヶ崎市に経費負担していただくもので、報償費の司法書士に支払う謝礼に全額充当いたします。

続いて資料の4ページ、犯罪被害者等見舞金支給事業費でございますが、本人の意思に関係なく犯罪に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民のご遺族、または重傷病や障害となった町民に対し支援するものでございます。扶助費はその支援金を計上してございます。こちらの犯罪被害者等見舞金支給事業費の財源につきましては特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に資料の5ページ、人権啓発事業費につきましては、人権問題の解消を目指した講演会、研修会等への参加、また寒川町人権擁護委員会と連携した啓発活動などを行うための事業費でございます。旅費につきましては職員の人権関係の研修、講演会や会議等出席のための普通旅費です。

需用費の消耗品費につきましては、人権啓発活動で配布する啓発物品や人権講座、講演会等の資料の

購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、人権啓発講座の参加負担金、横浜国際人権センター及び神奈川人権センターへの啓発活動事業補助金となっております。

続いて下段の表をごらんいただけますでしょうか。こちら、人権啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページにございます人権啓発活動委託金18万3,000円は、人権意識の普及、高揚を図る啓発事業に係る委託金で、啓発物品の購入費用として、全額需用費の消耗品費に充てております。

次に、予算書は46、47ページに移りまして、14目消費生活対策費に移らせていただきます。資料は6ページをお開きいただき、消費生活相談事業費になります。架空請求や詐欺、悪質商法など多様化した消費生活にかかわるトラブルから消費者を守り、また、正しい知識を身につけてもらうことを目的に実施しております消費生活相談及び啓発などに要する経費でございます。報償費は、毎週月曜日と木曜日に開設しております消費生活相談等への相談員への謝礼でございます。

旅費につきましては、相談員が研修に参加した際の費用弁償、及び職員の会議等出席のための普通旅費でございます。研修参加回数が増えたため増額となっております。需用費の消耗品費につきましては、相談用参考図書の購入費で皆増となっております。役務費につきましては、消費生活相談員の業務中の事故に対応するための損害保険料です。

負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市と協定を結んでおります消費生活相談及び多重債務相談で、町民が茅ヶ崎市消費生活センターで行われる相談を利用した場合の負担金及び商品生活相談員の研修参加のための負担金でございます。

下段の表は消費生活相談事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページにございます消費者行政事業費補助金1万4,000円は、市町村が行う消費者行政推進事業に対する補助金で、消費生活相談員のスキルアップの経費として、旅費と負担金補助及び交付金に充てております。

歳入番号②、予算書は32、33ページになります。消費生活相談事業に係る負担金2万4,000円は、協定に基づいた消費生活相談の相互利用で、茅ヶ崎市民の方が本町の消費生活相談を利用した場合に茅ヶ崎市に経費負担していただくもので、報償費の消費生活相談員に支払う謝礼に全額充当しております。以上で2項総務管理費の説明を終わります。

次に、予算書は48、49ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費に移らせていただきます。資料は7ページ、職員給与費をごらんください。こちらは課長及び総合窓口担当の職員計10名分の人件費でございます。

続いて特定財源でございますが、下段の表をごらんいただけますでしょうか。歳入番号の①及び②は予算書の20、21ページにございまして、①の自動車臨時運行許可手数料54万6,000円は、仮ナンバー貸し出し時の手数料で、②の住宅用家屋証明手数料40万3,000円は、租税特別措置法に基づいて、不動産登記に係る登録免許税の減免を受ける際に必要な証明書の発行手数料で、どちらも全額給料に充当しております。

歳入番号の③から⑩までは予算書の同じページにございます各種証明の手数料で、歳入番号③の戸籍証明手数料274万9,000円は戸籍の謄本、抄本などの発行に伴う手数料、④の除籍証明手数料156万7,000円は除籍謄本、抄本などの発行に伴う手数料、⑤の戸籍関係証明手数料6万3,000円は、戸籍の記載事

項証明、受理証明などの発行時の手数料、⑥の住民票証明手数料727万1,000円は住民票の写し、記載事項証明発行等の手数料、⑦の印鑑証明手数料473万3,000円は印鑑登録証明発行時等の手数料、⑧の諸証明手数料33万円は身分証明、戸籍附表、不在住証明等の発行時の手数料でございます。また、歳入番号⑨のコンビニ交付住民票手数料30万円及び⑩のコンビニ交付印鑑証明手数料30万円につきましては、本年3月からコンビニ交付開始に伴って新たに科目設定したもので、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書を交付したときの手数料でございます。歳入番号③から⑩までの手数料は、いずれも記載の額を給料に充当しております。

歳入番号⑪、予算書は24、25ページにございます中長期在留者住居地届出等事務委託金21万6,000円は、中長期在留者、特別永住者の住居地届出等の事務に対する国からの委託金で、記載の額を給料に充当しております。

歳入番号⑫は予算書の28、29ページになります。人口動態調査事務委託金4万7,000円でございますが、厚生労働省が行う出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出に基づき集計を行う調査の委託金で、こちらも給料へ記載の額を充当しております。

次に資料の8ページをお開きください。戸籍住民基本台帳経費でございますが、戸籍法、住民基本台帳法等の法令に基づいて、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録等の記録及び管理を行うとともに、各種証明書の発行、マイナンバーカードの交付等を行うための経費でございます。旅費につきましては、職員の会議、研修等出席のための普通旅費でございます。

需用費の消耗品費は、印鑑登録証、マイナンバーカードの裏書印刷用のインクリボン、参考図書等の購入費で、印刷製本費は、転出転入等の移動の届出用紙、窓つき封筒、マイナンバーカード取得促進のための広報用チラシの作成費でございます。令和元年度に偽造防止用紙の見直しを行い、3年分をまとめて購入したため、減額となっております。

役務費は戸籍届出書類送付確認に使用するはがき、戸籍照会時に使用する切手の購入に係る通信運搬費とコンビニエンスストア等での住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスに係る手数料でございます。本年3月からコンビニ交付を開始したことに伴い交付件数が増えるため、手数料が増額となっております。

委託料は、住基ネットシステムの運用保守費、個人番号カード交付事務に係る人材派遣委託費、コンビニ交付に伴うシステム保守委託料及び個人番号カードのマイキーID設定支援事務に係る人材派遣委託費でございます。なお、マイナンバーカード交付円滑化計画に基づいて、カードの取得促進を図ることに伴いまして、個人番号カード交付事務人材事務派遣委託の日数を増やしております。また、マイキーID設定支援計画に基づいた取り組みを進めることから、令和2年度より事務量の増加に対応するために人材派遣委託を開始するため、予算額が大幅に増となっております。

使用料及び賃借料は、個人番号カードの交付の増加等に対応できるよう、統合端末機を1台増設するための機器の借り上げ料で皆増となっております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会等への負担金、個人番号カードを作成する費用等を地方公共団体情報システム機構へ作成件数に基づいて支払っておりまして、その個人番号通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金、コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構への運営負担金及び広域連携事業とし

て行う神奈川県町村情報システム共同事業組合へ、コンビニ交付に係るシステム経費を支払う負担金でございます。令和2年度は、コンビニ交付の開始に伴う初期費用がなくなったため、予算額が大幅に減となっております。

続いて、下段の表は戸籍住民基本台帳経費の特定財源でございますが、先ほど職員給与費の財源で説明いたしました歳入番号①の戸籍証明手数料及び歳入番号⑩の中長期在留者住居地届出等事務委託金につきましては、職員給与費への充当残を印刷製本費に充当しております。同じく歳入番号②の印鑑証明手数料は、職員給与費への充当残を消耗品費に、⑤のコンビニ交付住民票証明手数料及び⑥のコンビニ交付印鑑証明手数料も職員給与費への充当残を役務費のコンビニ交付手数料にそれぞれ充当しております。

戻りまして、歳入番号の③及び④は、予算書の20、21ページにございまして、③の個人番号通知カード再交付手数料10万1,000円と④の個人番号カード再交付手数料1万2,000円は、どちらも負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当しております。

また、歳入番号⑦、予算書は22、23ページにございます個人番号カード交付事業費補助金557万7,000円は、個人番号通知カード及び個人番号カードに係る事務を行っている地方公共団体情報システム機構に市町村が交付する交付金に対する国からの補助金で、こちらも負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に全額充当しております。

歳入番号⑧及び⑨は歳入番号⑦と同じ科目にございまして、⑧の個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カードの交付事務に必要なものとして定められた経費に対して交付されるもので、こちらの238万8,000円は一部を使用料及び賃借料に充当いたしまして、その残額は委託料の個人番号カード交付事務人材派遣委託料に全額充当しております。また、歳入番号⑨の個人番号カード利用環境整備費補助金は、個人番号カードのマイキーID設定支援などに係る経費に対する国からの補助金で、こちらも一部を印刷製本費に充当いたしまして、その残額は全て委託料の個人番号カードID設定支援人材派遣委託料に充当しております。

最後に、⑪の人口動態調査事務委託金でございますが、こちらも先ほど職員給与費の財源のところでご説明いたしましたが、職員給与費への充当残を旅費に充当しております。

次に、資料の9ページに移りまして、パスポートセンター事務経費につきましては、湘南パスポートセンターの旅券発給等に関する事務経費でございます。負担金補助及び交付金は、旅券発給等の事務委託負担金で、2市1町の一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に係る経費負担等に関する協定書に基づき、湘南パスポートセンターへ支払う負担金でございます。こちらの財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、資料の10ページ、広域戸籍証明事務経費でございますが、湘南パスポートセンターの利便性を高めるために旅券申請に必要な戸籍証明書の交付を同センターで行っておりまして、この事務に要する経費となっております。需用費の消耗品費は、パスポートセンターから請求された戸籍証明書を送付するために、町民窓口課に設置しておりますファックス機に必要な消耗品を購入するもので、令和2年度に機器の更新を行う予定で、新たに必要となったことから皆増となっております。役務費につきましては、こちらのファックスの通信運搬費でございます。

委託料は、ファックスの保守点検委託料と古いファックス機の処分に伴う委託料で、前年度は新元号に変更するための作業の委託料がございましたので、前年比で減額となっております。備品購入費は、パスポートセンター開設時から使用しておりましたファックス機が更新時期を迎えたため、新たにファックス機とプリンターを購入するための経費で皆増となっております。

負担金補助及び交付金は、協定書に基づき戸籍証明書の発行事務経費の寒川町負担分を湘南パスポートセンターへ支払うものでございます。こちらの特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページにございます広域戸籍証明納入金7万5,000円は、パスポートセンターで交付した戸籍証明書の手数料が同センターより納入されるもので、負担金補助及び交付金の戸籍交付事務委託負担金に全額充てております。

資料の11ページに移りまして、斎場運営維持事業費でございますが、寒川町民が茅ヶ崎市斎場での火葬を無料で利用できるよう、平成6年に茅ヶ崎市と寒川町との火葬の事務委託に関する協定書を交わし、実施している事業の経費でございます。

委託料は、茅ヶ崎市斎場の運営及び施設の維持管理に要した費用のうち、寒川町民が利用した実績に応じて協定書に基づいて、運営維持管理委託料として支払うものでございます。こちらの特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの市町村自治基盤強化総合補助金1,849万4,000円ですが、こちらは既に財政課から説明させていただきましたが、このうちの182万8,000円を委託料に充てております。

以上で、町民窓口課の令和2年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願いします。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお聞きしたいと思います。11分の8のところで、マイナンバーカードの発行に人材派遣の方の費用がかなり入っております。これ、マイキーIDも設定しながら、その先にはマイナポイントという、来年の3月までマイナンバーカードをつくった方にとってはお得な制度なわけです。それをしっかりと周知して、この令和2年度にどれだけの人に発行していくかということがポイントになってくると思うんですけれども、令和2年度の発行枚数の目標というのは掲げているか、1点お伺いしたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 芹澤町民窓口課長。

【芹澤町民窓口課長】 マイナンバーカードの発行でございますけれども、以前議会のほうにも説明をさせていただきましたマイナンバーカードの交付円滑化計画に基づいて、今、交付円滑化計画に定めたパーセンテージを達成すべく、広報等に努めているところです。

現在のところ、広報誌での広報のほか、窓口でのチラシの配布などを行っているところですが、交付枚数につきましては、ことしの1月までは大体の計画どおりの交付枚数達成できていたんですが、2月以降、このコロナの影響もあるのかもしれないんですが、思ったほどちょっと交付枚数が伸びない状況ですので、今後はさらなる周知に努めて目標が達成できるようにしてまいりたいと考えております。

マイナンバーカードをまずはとっていただかないとマイキーID設定の支援も行えませんし、マイキ

ーID設定をしていただかないと、マイナポイントを使った消費活性策、こちらも利用することができないということなので、その辺の周知をするために新年度の予算では広報のための印刷製本費でチラシの配布も計画しております。広報誌に挟んでの全戸配布や、国民健康保険の加入者の方にも同じように封筒に同封をしていただいて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 チラシを広報に挟んで周知をしていくということですので、この今の一番のポイントは、つくっていただくポイントはこのマイナポイントがもらえるというところのメリットを全面的に出していく必要があるかなと思うんです。これ、令和2年度以降も続くのかなとは思いますが、とりあえずは令和2年度だけのポイントだと思うので、そこをしっかりとアピールをして計画どおりにしっかりと達成をしていくということがすごく必要かなと思いますので、チラシのつくり方とか、また工夫していただけてやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望で結構です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 まず、2ページの広聴活動事業費です。これ、皆さんの声を多様に取り入れるということで非常に重要な事業だと思うんです。それで今回、減っているということなんですけど、前年度の実績というのをまずちょっとお聞かせください。

それと2つ目です。6ページの消費生活相談事業費です。先ほどもいろいろと相談の内容のことについて、いろいろとお聞かせ願ったんですけど、傾向としてはやはり高齢者に対しての詐欺的なそういうものが多いのか、傾向をちょっとお聞かせ願えればということをお願いします。

それと3つ目が、8ページ目の戸籍住民基本台帳経費のことについてなんですけど、令和2年の3月ということはもう今月からということですよ。コンビニの交付開始が行われるということなんですけども、コンビニエンスストアに委託するわけですから、その1通当たりの経費というのはどういったものかというのがちょっと知りたいんですけど。それとまだ今始まったばかりですから、大体中旬なんですけど、何人の利用者を見込んでいるかということもちょっとお聞かせください。

3つです。

【佐藤（正）副委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 それでは、ご質問の1点目、まずわたしの提案の町長への手紙の報償の利用の状況ということですが、今年度、令和元年度分につきましては、前期の報償が1号報償と言いまして、ある一定のポイントを稼げたようないい提案という報償になるんですが、それが前期で3件、後期で4件、年間で計7件でございました。また、平成30年は前期が2件、後期が2件、計4件という、そのような状況から、予算どりといたしましては今年度、令和元年度につきましては20件計上していただんですが、その辺が実績に基づいて10件という形に見直しをさせていただいたものでございます。

続いて、消費生活相談の傾向ということでございますけれども、消費生活相談につきましては、ここ数年相談件数が少し伸びているような状況がございます。また、消費生活相談につきましては、相談1

回では解決ができないで、何回か継続した相談というのがございまして、その継続相談の件数もここ数年ちょっと増えているような状況にございます。

それで相談の内容でございますけれども、傾向といたしましては、近年多いのが架空請求のはがきの相談が非常に増えてございます。架空請求のはがきに関する苦情が非常に多くなっておりますし、また問い合わせ等も増えております。そのほかは、インターネットで申し込んだ契約のトラブルというのも非常に増えてきております。

そして、ご質問の3点目でございますけれども、この3月から開始しましたコンビニ交付の経費ということでございますけれども、コンビニ交付につきましては、令和2年度全体で2,000件の交付を見込んでおります。これは、住民票の写しと印鑑登録証明の合計で2,000件の利用を見込んでおります。

この2,000件につきましては、コンビニに支払う手数料というのは1件当たり117円、1件当たりコンビニに対して支払う手数料は117円となっております。これはマルチコピー機の運用に関する経費ですとか保守点検、それから、コピー機で使用する用紙や電気代、釣り銭の管理、そういったものも全部含めた手数料としてコンビニに払う手数料が117円となっております。そのほかシステムに係る経費とか、システムの保守管理ですとか運用に係る経費というのがございまして、それが大体年間でトータルで約300万円必要となっております。これはコンビニに支払う経費も含めてトータルで約300万円となっております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 実績が10件以内ということで、今回は10件という設定でわかりました。やはり、この事業を周知させていただいて、多用な意見を結局報奨金を出しているわけですから、有効活用して、多用な意見を取り入れるのが町としても有益ではないかなと思うんです。周知、現在どういった周知をしているのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

【佐藤（正）副委員長】 済みません、マイクが入ってなかった、申し訳ないです。

【青木委員】 済みません、周知が非常に大切な事業ですので、その周知についてお聞かせ願えればということと、2つ目、傾向としては架空請求のはがきが、苦情が広がっていると、それとインターネットのトラブルということですから、広範囲の年代にわたって苦情が来ていると思うんですね。インターネットにしても架空請求にしても年を関係なくだと思うんですね。年代というのが、年代別に多いのか、年代別にちょっとお聞かせ願いたいなということで、傾向的にやはり若い人もこの架空請求ですとかインターネットでのトラブルということについては、関連してくると思いますので、ちょっとその点をお聞かせください。

それと3番目です。3,000件の交付ということで、手数料117円、よくわかりました。システムも踏まえてトータルで300万円、町の利便性という点では確かに2,000件、申し訳ございません、2,000件ということで、済みません、2,000件交付ということですね。300万円、経費がかかるということで、何か利便性という意味では300万円の投資というのがどうなのかなと思っちゃったりするんですけど、思ったりするんですけども、その点をちょっと踏まえてもう一度見解というか、お聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 1点目はわたしの提案事業に関してですね。ちょっとマイクの関係があっ

たもので。答弁を求めます。

芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 わたしの提案制度の周知方法についてという1点目のご質問でございますけれども、わたしの提案制度につきましては、町のホームページでお知らせをしておりますし、また広報誌でも年に2回周知をさせていただいております。また、庁舎のロビーのところにもその場で書いて投函をできるような応募箱と用紙を配架しております。

ご質問の2点目の消費生活相談の傾向という中で、年代別の相談件数ということですが、大変申し訳ございません、こちら手元に年代別で集計した資料がございませんので、この場でお答えできないんですが、後ほど資料で提出したほうがよろしいでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 ありますか、できるのであればしてもらったほうがいいですね。

【芹澤町民窓口課長】 後ほど資料で提出をさせていただきます。

それから、3点目のコンビニ交付の利便性というところでございますけれども、こちらのコンビニ交付を始めた理由というところでございますけれども、やはり寒川町の周辺の自治体でもコンビニ交付、既に始まっております。また、直近の数字になりますと、全国でも既に741市区町村が3月13日現在でコンビニ交付のサービス提供しております。ちょっと少し前の数字になるんですが、2月の17日現在で申し上げますと全国で715団体、対象人口がもう1億人を超えているという状況になりますので、全国的に見ましてもコンビニ交付のサービスというのが当たり前といえますか、それを実施することが普通になってきている状況にございます。

その中で、やはり転入をされて来られた住民の方からは、寒川はやっていないのかと、不便じゃないかと、遅れているというようなご意見も窓口でいただくような状況にございました。また、お仕事をされる方にとっては、開庁時間に休みをとって住民票ですとか印鑑登録証明を取得するのは非常に大変なんだというようなお声もいっぱいいただいております。その中でやはり土曜、日曜も、それから早朝から夜間まで、朝の6時半から11時まで、日本全国のコンビニエンスストア等で取得ができるようになるというのは、町民の利便性を非常に高めるものであるという、そういう判断で今回コンビニ交付を導入したものでございます。

また、今年度実施することで、神奈川県内の寒川のほか8町と連携をすることによって、県からの助成金といいますか、補助金を活用ができると、そういう状況にございましたので、いつかはコンビニ交付をしなくてはならないだろう、だとしたら8町と連携をして県からの助成金が活用できる今年度ではないかという判断のもと、今年度実施したということでございます。

まだまだ始めたばかりで、なかなか周知が至らない点はあるかと思っておりますけれども、どんどんこちらのほうはマイナンバーカードの取得とあわせて周知をしていって、町民の方に便利に使っていただきたいと考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 2つ目はまた資料を出していただくということで、よろしくお願いします。

1つ目ですが、1つ目の実績、報償のことについてですけども、先ほどもいろいろな周知法を聞きま

したが、目安箱みたいなものを置いて募集しているというのものもあるんですけど、いろいろなことを考えてその設置を考えていると思うんです。もう少し目立つようなところとかという工夫とかもまだできる余裕があるのかななんて聞いていて思ったんですけど、その点だけちょっとお答えしていただくのと、3つ目です。わかりました。皆さんの利便性考えれば300万円、逆に出しても安いもんだよという考えなんですね。もう一度、ちょっとその辺をお聞かせください。

【佐藤（正）副委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 わたしの提案（町長への手紙）の周知方法でございますけれども、今現在、わたしの提案（町長への手紙）、ご提出される方の7割近くがホームページからのメールによる提案が多くなってございます。ですので、ホームページ上でもっとわかりやすいような形で周知ができればと考えております。ペーパーの投書もちろん重要と考えておりますので、投書箱の配置の場所とかそういったところも工夫して考えていけたらと思っております。

そして、3点目のコンビニ交付でございますけれども、利用者が非常に増えれば300万という経費をかけたとしても、効果があったとなるのではないかと考えておりますので、どんどん利用者を増やすような取り組み、さらに力を入れてまいりたいと思います。

以上でございます。

【佐藤（正）副委員長】 ごめんなさい、2点目の資料については、いつまでに出せますかね。
芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 済みません、相談の集計をしているちょっとネットのほうで、もしかするとこの時間で既に動かせないかもしれませんので、大変申し訳ないんですが、月曜日に資料を提出させていただけたらと思うんですが、よろしいでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 よろしいですか。そうしたら、月曜日までをお願いします。

ほかになれば、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で町民部町民窓口課の審査を終わります。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

一応、本日予定しておりました所管課の審査は皆さんのご協力のおかげをもちまして一応予定どおり進むことができました。本当にありがとうございます。

本日はこの程度にさせていただいて、また来週の月曜日からしっかりと皆さんと活発な質疑、そして慎重審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、きょうはこれで終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

午後5時59分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之